

専門部会議事内容結果（要旨）	
専門部会名	第4回総合政策部会
開催日時	令和8年7月2日（木） 18時30分 ～ 20時00分
開催会場	名寄市役所名寄庁舎4階大会議室
出席委員	出席者：結城委員、遠藤委員、今野委員、伊藤委員、上西委員、 松前委員、成田委員、高橋委員、鎌塚委員、小川委員 欠席者：石田委員、守岡委員
事務局 出席者	石橋総合政策部長、伊藤教育部長、櫻田総合政策室長、佐藤総合政策課長、 横澤総合政策課主事
審議事項	1 開 会（佐藤総合政策課長） 2 部会長挨拶（結城部会長） 7月らしくない暑くない日々が続いているが、今日も活発な協議をお願いしたい。 3 議 事 （1）第3次総合計画における基本構想について（横澤総合政策課主事） （2）第3次総合計画における基本計画について（櫻田総合政策室長） ⇒事務局からの説明後、意見を聴取 4 そ の 他 （1）中間報告会の開催について（佐藤総合政策課長） （2）今後のスケジュールについて説明（横澤総合政策課主事） 7月6日（月） 中間報告会（市民説明会） 7月7日（火）または10日（金） 第5回総合政策部会（最終） 7月14日（火） 総合計画審議会全体会 7月21日（火） 総合計画の答申 7月下旬～ パブリックコメント（約1か月） 10月上旬 議会の集中審議 5 閉 会（佐藤総合政策課長）

発言内容	(1) 第3次総合計画における基本構想について ■委員：前回議論した箇所については適切に修正されている。 (2) 第3次総合計画における基本計画について ■委員：各重点プロジェクトの「主な基本計画事業」の表にある括弧番号はどのように見たらよいか確認したい。重点プロジェクト2は説明が括弧5までであるのに表側に対応がなく混乱する。 ◎事務局：分かりにくくなっているが、重点プロジェクトの前の頁にある「重点プロジェクトと前期基本計画の体系」を見ると具体的にイメージできる事業が示されている。 ■委員：市民が見て分かるよう配慮が必要だと思う。 ■委員：重点プロジェクトは基本計画の中から関連する事業を紐づけたものと理解した。ただ評価の仕方が非常に難しい。個別事業の評価を平均するのか、一部が達成できないと全体がC評価になってしまうのか。評価のバランスの取り方によっては全くできていないプロジェクトになってしまう。評価の仕方が分かりやすくなっていないと、実行段階でも評価に苦勞するのではないかと。 ◎事務局：KPIおよびKGIの設定をどうするかが課題と考えており、現行の行政評価でも、例えば交通安全のように多くの取組をしても事故が1件起きただけで評価がC、Dになってしまうといった意見があり、それを踏まえて検討を進めている。 ■委員：この資料は来週の間接報告会で使うのか。 ◎事務局：中間間報告会では配布資料にある6ページ程度の概要版を来場者に配布して説明する。 ■委員：重点プロジェクトの方向性については理解できたが、「主な施策取り組み」のボリュームが大きすぎないか。前期基本計画の期間（4年）で全てクリアできるのか。ソフトは継続すればよいが、ハードは計画期間内に全てを対応しきれないのではないかと。 ◎事務局：ハードは財政状況が厳しい中で戦略的集中により予算をかけて力を入れる部分。ただ、計画期間でどこまでできるか、今この時点で「令和何年にこの建物を建てる」とは言えないのが正直なところであり、希望を持ちながら段階的に進めていこうと考えている。 ◎事務局：事務方からすると、重点プロジェクトに設定した事業は予算確保で優先度を高くすることできる。ただ、計画に書いたから全部予算が付く訳ではないので、各事業の進捗率を提示することが大事。達成率やKPIの状況を見て、進捗が足りなければ予算調整を行うことにつながる。 ■委員：達成できなかった場合に、どう肉付けして達成するかを明確にした方がよい。「これじゃできない」ではなく「こうしたらできる」という考え方もある。市民の考え方と行政の考え方のズレを、どこが一番いいバランスかを職員も考え、補正して近づけることが大事。
-------------	---

発言内容	◎事務局：計画を柔軟化する（緩める）という話ではなく、進捗を管理する仕組み、つまりPDCAが大事という趣旨と受け止めた。 ■委員：無理なのに何とかしようと思うと、やる本人も力を失う。方向性や視点を変えることでいろんな意見が出る。大事な重点的な部分こそ視点を変えることを試みてはどうか。 ◎事務局：極端に言えば、主な基本計画事業一覧の中でどういう優先順位でやるかという話。行政評価で事業に優先順位を付け、主要施策を達成するのに一番力を入れる事業決めていくというやり方もあり得る。 ■委員：優先順位の付け方は時代の流れで変わる。「これまではこれが一番だったが今の時代はこちらを上」という順位付けも必要になる。 ◎事務局：従来の行政評価のように調書を見て「これでいい」で終わるのでなく、重点プロジェクトに紐付く事業全体を見て「この事業は進んだがバランス的に次は別の事業に力を入れないとダメ」という意見をいただくような行政評価にしていかなければいけないと考えている。 ■委員：次の世代につなげることが大事。将来を見据えて考えないと、後の時代になってから対応するのは手遅れになる。継続的に引き継いでいくことが名寄市を良くする源になる。 ◎事務局：これまでと違い、第三次計画では人口減少は避けられないものとして、いかに賢く人口減少するか、人口減少の速度をいかに遅くするか、というエッセンスに変わっている。 4年間固定で事業を進めるのではなく、毎年「来年はこちらをやった方がよい」といった意見をいただきながら進めていく必要がある。4年で足りないものは第四次、第五次計画に引き継ぐのが基本と考えている。 ■委員：意見というよりは感想となるが、重点プロジェクト2のスポーツの部分は、Nスポーツコミッションなよろの会長としてまさにやっていかなければいけないこと。名寄市立大学・名寄高校との連携という形で名指しは避けられているが、しっかり予算をつけるからやれ、というエールをいただいていると受け止めた。しっかり協力していきたい。 ■委員：重点プロジェクト2の（2）で、「英語で自身や地域を紹介できる人を養う」とかなり具体的に書かれており、4年間で小中学生をここまで達成させると読めてしまう。一律に達成させるという理解で大丈夫か。 ◎事務局：小中学生のどれくらいの割合を目標とするかは今後決めていくが、英語を活用できる場を設け、自分や地域のことを英語で説明できるようにしたいと考えている。 ■委員：思いは分かるが、ここまで具体的に書いて問題はないか。重点校を設定してそこで集中的にやる可能性も4年間ならあるのでは。全員を対象にしっかり予算化して英語力を確保する宣言なら頑張ってもらいたい、ここまで具体的に書くとKPIで必ず問われることになる。 ■委員：「英語教育等を通じて、変化の激しい社会をよりよく生き抜く力を育みます。」とあるが、語学だけで得られるものそれほど大きくなく、交流の機会があってこそだと思う。英語だけでなく包括的な内容に変えてもよいのでは。教育は時代とともに進化するので、4年後、8年後を考えるとここまで謳ってよいか疑問がある。
-------------	--

発言内容	■委員：語学力も大事だが、人とのコミュニケーションをどう取れるかが大切。今はスマホで情報を入手することができるため、人に質問するのが下手になっている。語学力も必要だが人間性を高めることも必要。 ■委員：中学校にはネパールや台湾からの学生など英語圏以外の外国人も多く、子ども達はそういう人たちも同じように受け入れられる子に育ててほしい。外国人を自然に受け入れられる環境が名寄ならできる。重点プロジェクト1に国際交流の推進があるので、色々な国の人と触れ合える機会づくりも盛り込んでほしい。 ◎事務局：情報提供になるが、小学3、4年生は週1時間の英語授業すべてにALTが入り、5、6年生は週2時間のうち7～8割の授業にALTが入るため、生きた英語に触れる機会が豊富にある。一方で、中学校では英語授業が週4時間に増えるものの、ALTが入るのは週1時間程度にとどまっており、十分な時間を確保できていないことが課題となっている。 ◎事務局：国際交流に関して、現在は行政が事務局を持っているが、名寄に国際交流協会・交流会館をまちなかに設立し、国内外交流を核となる組織として作る準備を始めることを提案している。まちなかに外国人が当たり前に集まれば、子どもたちもそこで勉強することができ、リアルなEnglishアカデミーのような環境ができる。 ■委員：具体的な記載という意味では、重点プロジェクト2の（3）で「学びを一層発展させる場として名寄市立大学に進学する流れの創出」と書かれているところも気になる。高校生全員が名寄市立大学に進学することを目指すようにも読めてしまう。 ■委員：「学びを一層発展させる・・・」の前に、「意欲を持った生徒が」という言葉を付け加えてはどうか。全員が進学するという印象を避けられる。 ■委員：必ずしも高校生全員が進学を望んでいるわけではないので、表現の変更を検討してほしい。 ◎事務局：18歳人口が急激に減る中、地元のこどもに興味を持ってもらい地元の大学に入りたいと思える仕掛けが必要と考えており、それが大学の学生確保にもつながる。記載内容については検討する。 ■委員：重点プロジェクト1の（1）で「市民のサードプレイスとして育てます」とあるが、箱モノの設置ではなく、中心市街地を交流拠点として位置づけると理解してよいか。 ◎事務局：おっしゃるとおり。サードプレイスは中心市街地を交流拠点として位置づけるものと考えている。 ■委員：重点プロジェクト3の「19線」という表記が分かりにくい。「名寄インターチェンジ」と言われれば分かるが、市民への説明で「19線」と言っても伝わらないのでは。 ◎事務局：「19線」は市長公約からの引用。「名寄インターチェンジ」が正式名という話は聞いていない。正式名称がどうなるかまだ決まっておらず、19線周辺はインターチェンジではないため、「(仮称) 名寄インターチェンジ」とする案もある。正式名称は開発局に確認する。
-------------	---

■委 員：重点プロジェクトに関する議論はどこまで深めればよいか。持ち帰っても問題ないか。

◎事務局：持ち帰っていただき、次回（7月7日または7月10日）にご意見をいただくか、メール等で事前ご意見をいただく形でも構わない。中間報告会でも市民からご意見をいただくことになるため、その内容を踏まえた上で最終案となる。

■委 員：「このような文言がいいのでは」という具体的な文言案まで踏み込んだ意見でも大丈夫か。大学のところの書きぶりは相談させてほしい。

◎事務局：そのようなご意見でも問題ないが、事務局でそのご意見を反映するかどうかは判断させていただく。

■委 員：見え消しではない計画書があれば送ってほしい。

◎事務局：見え消しではない溶け込み版の計画書を送付する。

■委 員：赤字ではないところは修正がないという認識で合っているか。

◎事務局：そのとおり。前回の部会でご意見がなかった箇所は修正しておらず、赤字にはなっていない。

第 4 回 名寄市総合計画審議会総合政策部会

日 時:令和8年 7 月 2 日(木)18 時 30 分～

場 所:名寄市役所名寄庁舎4階大会議室

1 開 会

2 部会長挨拶

3 議 事

協議事項

(1)第3次総合計画における基本構想について

(2)第3次総合計画における基本計画について

4 そ の 他

中間報告会の開催について

5 閉 会

●今後のスケジュールについて【予定】

・7月6日 市民懇談会(名寄) よろーな大会議 ABC

・7月10日(仮) 第5回総合政策部会

(市民懇談会を踏まえた修正、答申(案)について)

・7月14日 総合計画審議会(各専門部会の議論経過報告、答申(案)確認)

・7月21日 名寄市総合計画(第3次)答申

・7月下旬 パブリックコメント開始(30日間)

・8月下旬 パブコメ終了

・9月上旬 パブコメ結果について報告・修正内容について確認

・9月中旬 素案まとめ議会提出

・10月上旬 集中審議

第4回 名寄市総合計画審議会総合政策部会

No.	団体等	総合政策部会	各部会	氏 名	出欠
1	名寄市総合計画審議会会長	部会長	—	結城 佳子	○
2	名寄市総合計画審議会副会長	副部会長	—	石田 十羽完	×
3	名寄市総合計画審議会副会長	副部会長	—	遠藤 貴広	○
4	総務・市民生活環境・教育文化スポーツ部会	—	部会長	今野 聖士	○
5		—	副部会長	伊藤 美和子	×
6		—	副部会長	守岡ダニエル武雄	×
7	保健・医療・福祉部会	—	部会長	上西 靖子	○
8		—	副部会長	成田 勇一	○
9		—	副部会長	松前 聡美	○
10	産業経済・都市基盤整備・交通部会	—	部会長	高橋 直樹	○
11		—	副部会長	小川 和則	○
12		—	副部会長	鎌塚 英明	○

名寄市総合計画(第3次) 基本構想・基本計画(答申)

(令和9年度～令和16年度)

令和8年7月
名寄市総合計画審議会

目 次

I 総論	1
1 計画の策定にあたって	2
2 名寄市の概況	6
3 時代の潮流	11
4 市民意識とまちづくりの課題	14
II 基本構想	24
1 基本理念	25
2 将来像	26
3 基本目標	27
4 施策の体系	29
5 ゾーン活用の基本的考え方	30
6 将来の展望と方向性	31
III 前期基本計画	33
重点プロジェクト	35
重点プロジェクトの考え方	36
【重点プロジェクト1】まちなか再生・活性化プロジェクト	38
【重点プロジェクト2】学びで人が集まるまちプロジェクト	40
【重点プロジェクト3】(挑戦施策)19線周辺整備プロジェクト	43
基本目標 I 【市民参画・健全財政】	46
I-1 市民主体のまちづくりの推進	47
I-2 人権尊重と男女共同参画の推進	49
I-3 デジタル・トランスフォーメーション(DX)の推進	51
I-4 交流活動の推進	53
I-5 広域行政の推進	55
I-6 健全な財政運営	57
I-7 効率的な行政経営	59

基本目標Ⅱ【保健・医療・福祉】..... 61

Ⅱ-1 健康の保持増進.....	62
Ⅱ-2 地域医療の充実.....	64
Ⅱ-3 子育て支援の推進.....	66
Ⅱ-4 地域福祉の推進.....	68
Ⅱ-5 高齢者福祉の推進.....	70
Ⅱ-6 障がい者福祉の推進.....	72

基本目標Ⅲ【生活環境・都市基盤】..... 74

Ⅲ-1 環境との共生.....	75
Ⅲ-2 循環型社会の形成.....	77
Ⅲ-3 消防・救急体制の確保.....	79
Ⅲ-4 防災対策の充実.....	81
Ⅲ-5 生活安全対策の推進.....	83
Ⅲ-6 都市空間・住環境の整備.....	85
Ⅲ-7 上水道の整備.....	87
Ⅲ-8 下水道・個別排水の整備.....	88
Ⅲ-9 道路の整備.....	90
Ⅲ-10 地域公共交通対策の推進.....	92

基本目標Ⅳ【産業振興】.....94

Ⅳ-1 農業・農村の振興.....	95
Ⅳ-2 森林保全と林業の振興.....	98
Ⅳ-3 商工業の振興.....	100
Ⅳ-4 雇用の安定.....	102
Ⅳ-5 観光の振興.....	104

基本目標Ⅴ【教育・文化・スポーツ】..... 106

Ⅴ-1 幼児教育の充実.....	107
Ⅴ-2 義務教育の充実.....	108
Ⅴ-3 高校支援の充実.....	110
Ⅴ-4 大学支援の充実.....	111
Ⅴ-5 生涯学習の推進.....	113
Ⅴ-6 社会教育の充実.....	115
Ⅴ-7 文化芸術の振興と文化財等の保護・継承.....	117
Ⅴ-8 日常のスポーツ文化と健康づくりの推進.....	119

I 総論

1

計画の策定にあたって

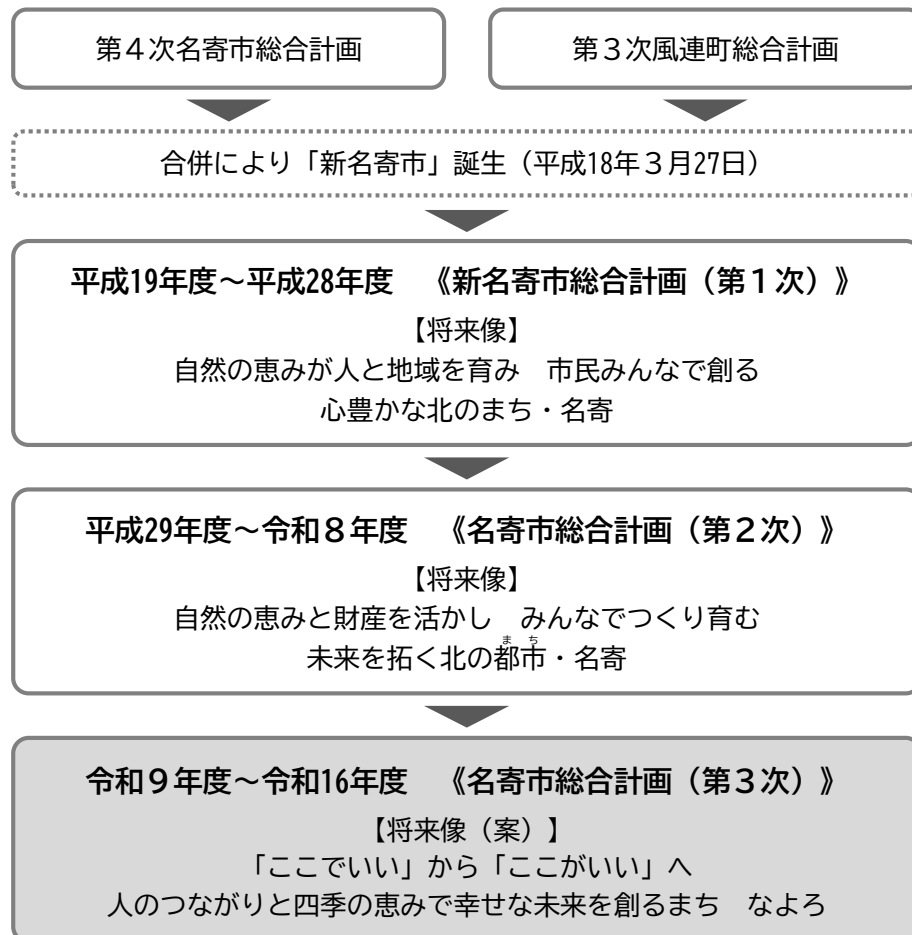
(1) 計画策定の趣旨

本市では、総合的かつ計画的な市政の運営を図る「総合計画」を最上位計画に位置付けて策定し、国や北海道等の動向も注視しながら、それぞれの時代や社会の潮流に合った形で、施策・事業を推進してきました。

このたび、これまで推進してきた「名寄市総合計画(第2次)」が令和8年度末で終期を迎えることから、時代や社会の大きな潮流に沿った形で、計画内容を精査し充実させることで、関係機関や各種団体、市民等との協働・連携により、本市の明るい未来を築くことができるよう、「名寄市総合計画(第3次)」(以下、「本計画」という。)を地方版総合戦略と一体的に策定しました。

本計画の各施策を着実に実施することにより、これからも誰もが住み続けたいと思えるまちを築き、次の世代へ引き継いでいけるよう、持続可能なまちづくりを目指します。

■これまでの総合計画



(2) 計画の位置付け

本計画は、市民主体のまちづくりの実現を目的とした「名寄市自治基本条例」に基づく市の最上位計画として位置付け、本市が目指す将来像とその姿を実現するための方向を示すために定めるものです。

また、本計画は、人口減少という市が直面する大きな課題に対する方向性や取組を示すものでもあることから、将来にわたって活力ある社会を実現するための地方創生施策を一体的かつ、より効果的に進めるため、基本計画における重点プロジェクトを地方版総合戦略(名寄市まち・ひと・しごと創生総合戦略)と位置付け、一体的に策定します。

(3) 計画の役割

本計画は、すべての分野を対象とした総合的で計画的な指針となるよう次の役割をもっています。

《総合計画の役割》

役割1:各施策分野における政策および事業の根拠

行政運営の基本指針としてすべての施策や事業の根拠となる最上位計画です。各分野の政策および事業は、総合計画に根拠を置き、常に総合計画との調整を図りながら進行管理を行います。

役割2:名寄市を経営していくための総合指針

めまぐるしく変化している社会経済情勢を的確に捉え、適切な役割分担による市民との協働や民間のコスト意識の高さを取り入れるなどの“行政経営”を実現するための指針が必要です。

総合計画はまちづくりを進める行政経営の指針としての役割を担います。

役割3:市民のまちづくりの共通目標

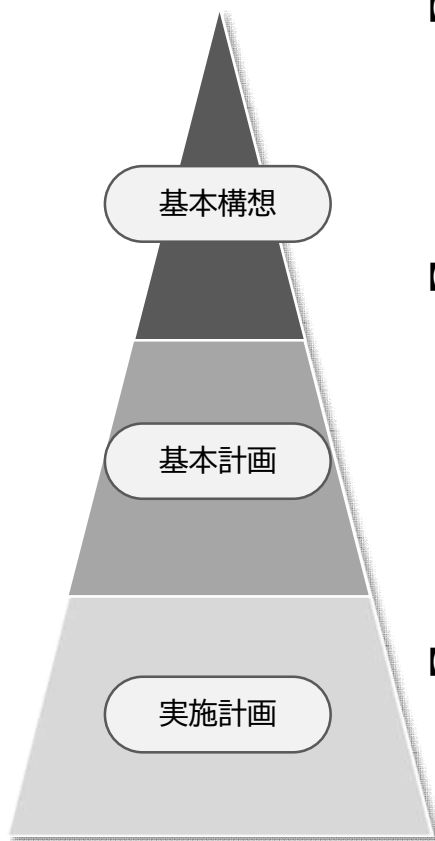
まちづくりにおいては、民間と行政が「目標」とそれを達成するための「手段・方法」を共有し、力を合わせ行動していくことが重要です。

総合計画は地域活性化のための市民の主体的なまちづくり活動の基本指針としての役割を担います。

(4) 計画の構成と期間

総合計画は、社会経済の動向を展望しながら、将来に向けて本市が目指すまちの姿を示すものですが、一方で、本市を取り巻く環境の変化にも的確に対応することが求められます。

今後も総合計画に基づく市政運営を推進していくためには、安定性と実効性を併せ持つ総合計画とする必要があることから、本計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」により構成し、その期間と内容を次のとおり定めます。



【基本構想】市が目指す都市像とまちづくりの基本方針

社会経済情勢の動向を展望しながら、長期的な視点で本市が目指す都市像を明らかにするとともに、「まちづくりの目標」を定め、その目標の実現に向けた基本的な方針を示します。

【基本計画】目指す都市像を実現するための基本的な施策

社会経済情勢の変化に柔軟に対応するため中期的に具体的な施策を定めるとともに、基本構想に掲げる各分野の基本的な方針に基づく必要な施策を分野ごとに具体的に示します。

さらに、人口減少や少子高齢化などへ対応するために、計画期間中に重点的に取り組む施策を設定します。

【実施計画】基本計画を推進するための具体的な事業

基本計画で示した分野ごとの施策を具現化するため、施策の体系ごとに必要とされる事務事業を定め、短期間で必要な見直しを行います。

■計画期間

令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)	令和12年度 (2030)	令和13年度 (2031)	令和14年度 (2032)	令和15年度 (2033)	令和16年度 (2034)
基本構想(8年間)							
前期基本計画(4年間)				後期基本計画(4年間)			
前期実施計画(4年間) (1年ごとにローリング)				後期実施計画(4年間) (1年ごとにローリング)			

(5) 計画策定の基本姿勢

① 市民参加の促進

計画策定段階から積極的な情報発信や、計画づくりへの参画の場の確保に努め、市民と市が一体となって計画づくりを進めます。

② 社会経済情勢の変化への対応

人口減少・高齢化の進展や地域経済の低迷、気候変動に起因する自然災害の頻発・激甚化、市民生活の多様化に伴う地域コミュニティのあり方、デジタル化や脱炭素化の加速など、社会経済情勢の変化を捉え、これからの時代に対応できる計画を目指します。

③ 地域資源の活用

本市が有する自然環境や、市立大学、市立総合病院をはじめ有形無形の地域資源を活かした計画を目指します。

④ 分かりやすさと実効性の確保

総合計画は、市民と市の協働によるまちづくりの計画であるため、簡素で分かりやすい内容や表現に努め、市民にとって分かりやすい計画を目指します。

また、公共施設の老朽化や今後とも厳しい財政状況が見込まれる中、施策の選択と重点的な施策展開を図るとともに、目標や指標等を掲げ、分野ごとに推進する個別計画に連動させ、実効性のある計画を目指します。

⑤ ウェルビーイング(Well-Being)の向上を目指す計画づくり

ウェルビーイングとは、身体的・精神的・社会的に良好な状態であることを意味する概念で、広義の幸福・多面的な幸せを表す言葉です。

市民の幸福度について、市民アンケート等で意見聴取し、市民の「暮らしやすさ」と「幸福感(Well-Being)」を指標化した「地域幸福度(Well-Being)指標」をもとに、市民目線に立った計画策定を行います。

(6) 計画の進捗管理

施策および事務事業の達成状況などを客観的に評価する行政評価制度による進捗管理を実施するとともに、社会経済情勢の変化への対応や行政評価の結果等を踏まえて行う総合計画実施計画ローリングにより、本計画の着実な推進を図ります。

また、実施計画ローリングについては、毎年度、基本計画期間中の事務事業について実施します。

2

名寄市の概況

(1) 位置・地勢

本市は、北緯44度、東経142度、北・北海道の長流天塩川が形成する名寄盆地のほぼ中央に位置し、東は雄武町と下川町、西は幌加内町、南は士別市、北は美深町と接しています。

その市域は、東西に約29km、南北に約34.5kmの四角形に近い形となっており、534.86km²の行政面積を有しています。

道路は南北に国道40号、東側に国道239号が通り、また鉄道は南北に宗谷本線が走っており、古くから交通の要衝として幅広い生活圏域を形成した本市は、道北圏の中核都市として発展してきました。

気候は、日本海気象の影響を受ける内陸部に属していることから寒暖の差が激しく、夏冬の温度差は60℃にも及び、夏季は昼夜の温度差が大きく、冬季は寒気が厳しく降雪量も多い気象条件を有しています。

(2) 沿革

風連地域は、明治32年、旧村名「多寄村」の名称のもとに剣淵村外3カ村戸長役場の管轄に入ったことにはじまり、風連村を経て昭和28年の町制施行で風連町になりました。

名寄地域は、明治33年、山形県東田川郡東栄村(藤島町を経て鶴岡市)の有志により曙地区に開拓の鋤が下ろされて以来、上名寄村、名寄町を経て、昭和29年に旧智恵文村と合併後、昭和31年に北海道内21番目の市として市制を施行しています。

こうした中で、古くから地理的・人的つながりの深かった両市町は、人的・財政的基盤を強化する必要の高まりを背景に、平成16年3月に「法定合併協議会」を設置し、様々な事務事業の擦り合わせとともに住民説明会を重ね、平成18年3月27日に新設合併し新「名寄市」が誕生しました。

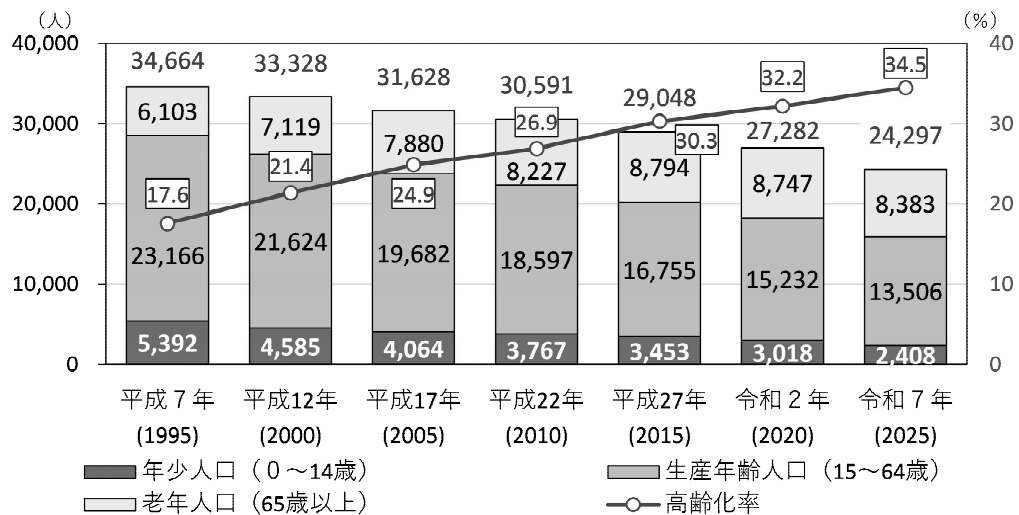
社会的・経済的にみると下川町、美深町、音威子府村、中川町とのつながりが深く、これらの町村と一部事務組合(消防救急:下川町・美深町・音威子府村・中川町、廃棄物処理:下川町・美深町・音威子府村)、介護認定審査会などを設置しているほか、周辺の12市町村とともに、北・北海道中央圏域定住自立圏を形成して広域行政を進めており、本市はこの圏域で中心的な役割を果たしています。

(3) 総人口と人口動態の状況

旧風連町を含む本市の総人口は減少傾向で推移しており、令和7年には24,297人となっています。年齢3区分別人口をみると、年少人口(0～14歳)および生産年齢人口(15～64歳)は減少傾向で推移しているほか、これまで増加傾向で推移していた老年人口(65歳以上)も令和2年には減少に転じています。

総人口の変化を自然増減(出生と死亡による人口の増減)と社会増減(転入と転出による人口の増減)でみると、社会減が人口減少の大きな要因となっている状況ですが、近年は自然減が拡大しています。

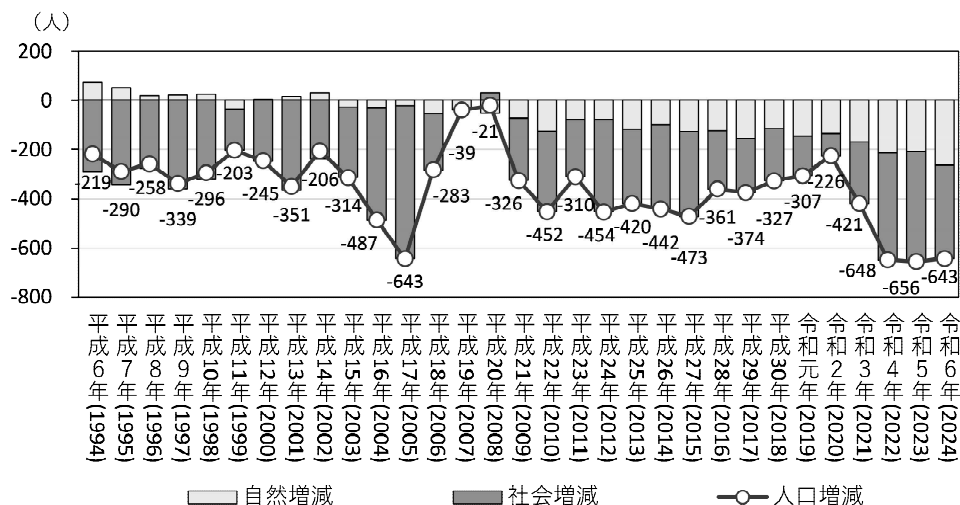
■総人口および年齢3区分別人口の推移



※総人口は年齢不詳を含む。

出典:令和2年まで総務省「国勢調査」、令和7年は住民基本台帳(令和7年9月末現在)

■自然増減と社会増減の推移



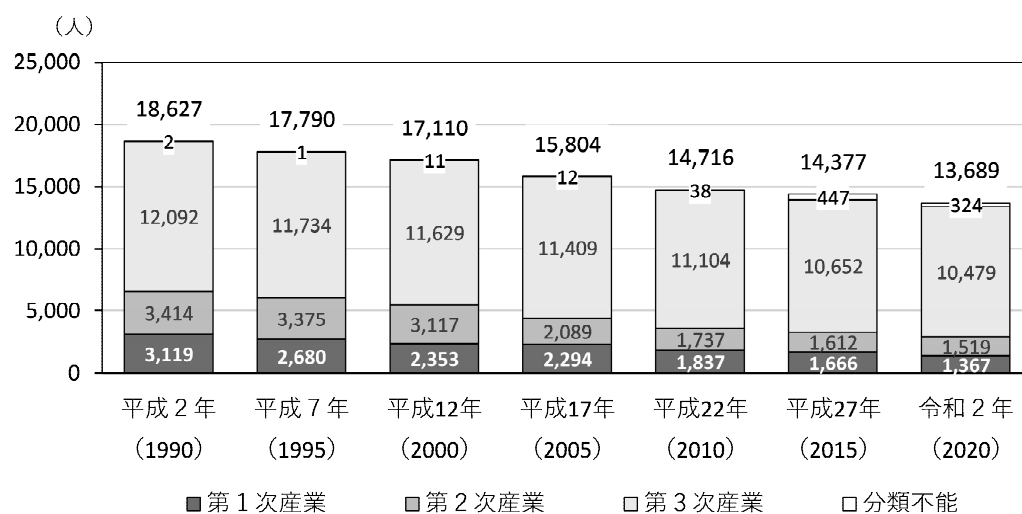
出典:令和5年まで/内閣府「地域経済分析システムRESAS」、令和6年/総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態および世帯数調査」

(4) 産業の状況

旧風連町を含む就業者総数の推移を産業大分類別でみると、第1次産業と第2次産業の就業者数は大きく減少しており、平成2年から令和2年にかけて第1次産業は1,752人(56.2%)、第2次産業は1,895人(55.5%)の減少となっています。

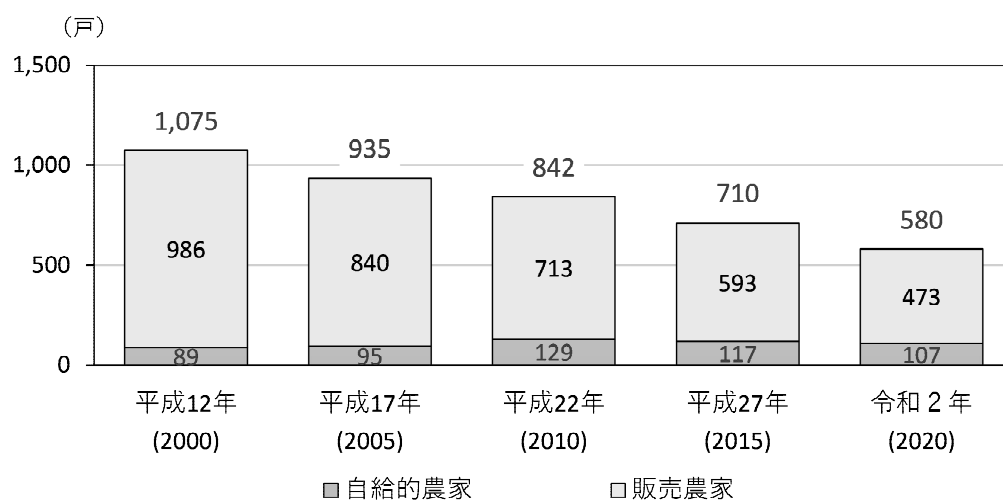
第1次産業のうち農家戸数の推移をみると、総農家数は平成12年からの20年間で半数近くまで減少しており、令和2年は580戸の状況です。

■産業3部門別就業者数の推移



出典:総務省「国勢調査」

■農家戸数の推移



出典:農林水産省「農林業センサス」

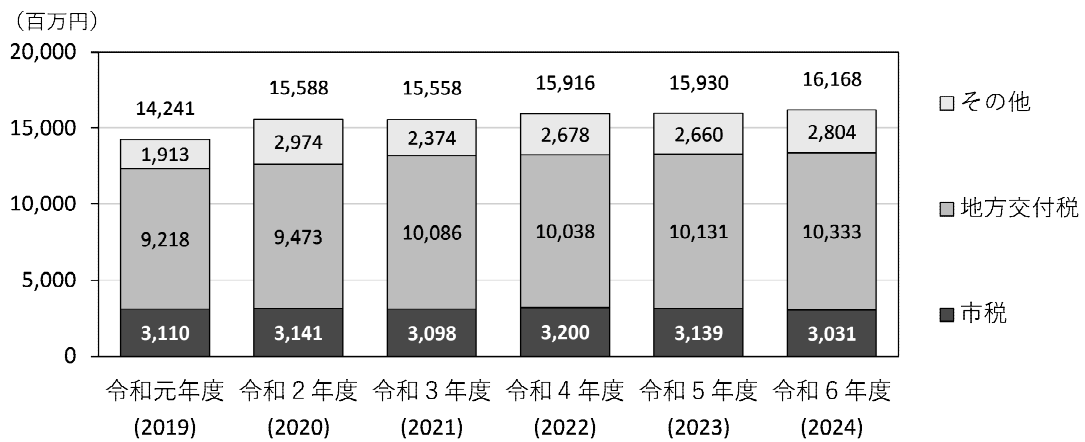
(5) 財政の状況

① 歳入決算(一般財源)の推移

本市の歳入のうち、市税や地方交付税など使途が特定されない一般財源の推移をみると、令和元年度から令和6年度の6年間で約19億円増加しており、その主な要因は地方交付税の増加となっています。

自主財源の大きな割合を占める市税は、30億円前後で推移していますが、今後は、人口減少に伴う市税の減収などが想定されます。

■歳入決算(一般財源)の推移

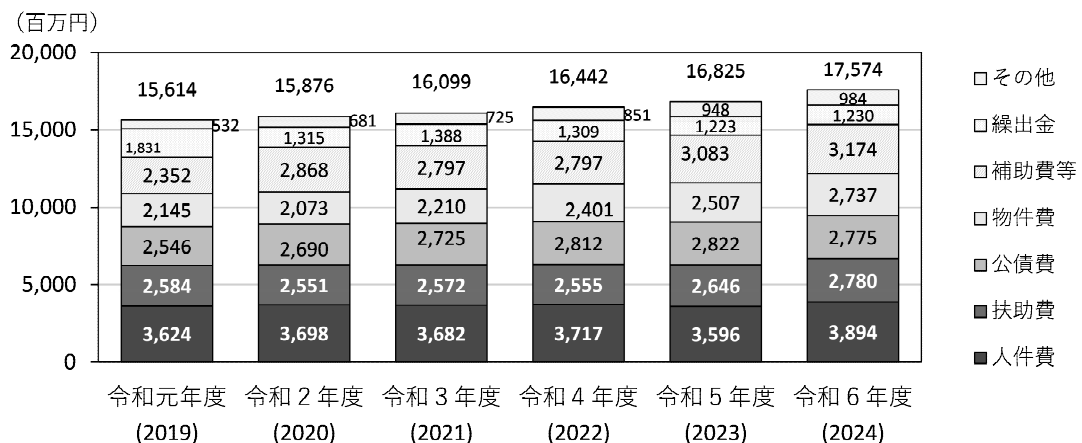


出典:名寄市財政課

② 歳出決算(経常的経費)の推移

本市の歳出のうち毎年度経常的に支出する経費(経常的経費)の推移をみると、人件費・物件費・補助費等の増加が大きな要因となり、令和元年度から令和6年度の6年間で経常的経費は約20億円増加しました。特に令和6年度は対前年度比4.5%増で過去最大の伸び率となっており、今後も経常的経費は増加することが見込まれます。

■歳出決算(経常的経費)の推移

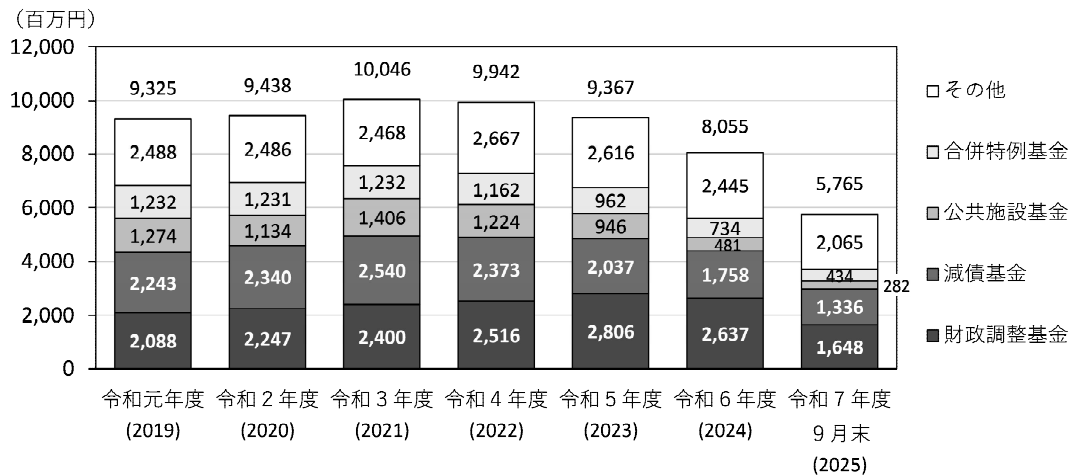


出典:名寄市財政課

③ 基金残高の推移

基金は、令和3年度に100億円を超える残高を有していました。しかし、令和4年度以降、物価や人件費の高騰による経常的経費の増加の影響から財政調整基金など基金を大きく取り崩しており、令和7年度9月末の基金残高は58億円を下回っています。

■基金残高の推移

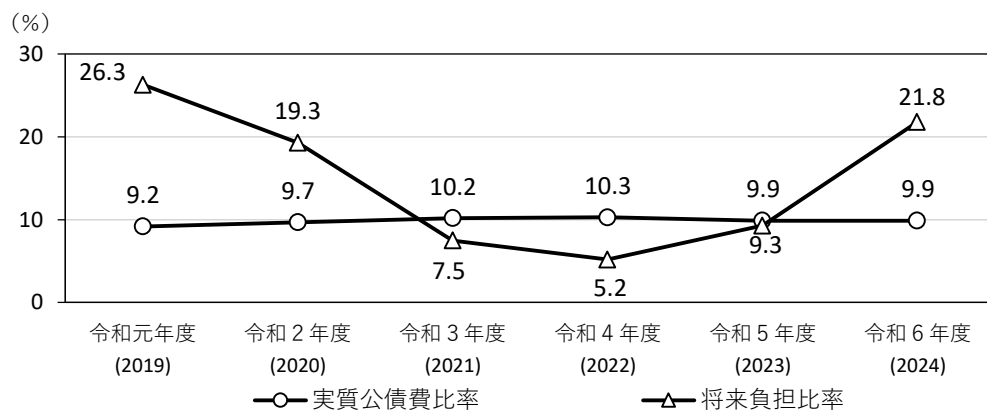


出典:名寄市財政課

④ 実質公債費比率・将来負担比率

実質公債費比率※1は横ばいで推移していますが、将来負担比率※2は令和4年度決算まで減少傾向にあったものの、財政調整基金などの取り崩しによる充当可能基金の減少の影響等により上昇に転じ、令和6年度は前年比12.5%増の21.8%となりました。

■実質公債費比率および将来負担比率の推移



出典:名寄市財政課

※1 実質公債費比率

市の収入のうち借金の返済にどれくらいの割合が使われているかを示す指標。

※2 将来負担比率

市が将来にわたって支払う借金や負担の総額が、年間の収入に対してどれくらいの大きさを示す指標。

3

時代の潮流

(1) 人口減少と少子高齢化の進行

我が国の総人口は、平成20年の約1億2,808万人をピークに人口減少社会に入っており、令和7年1月1日時点の住民基本台帳に基づく人口は約1億2,433万人に減少しています。また、高齢者人口(老年人口)は、令和7年1月1日時点で約3,592万人、総人口に占める割合は28.9%となっています。

超高齢社会は、高齢者、特に後期高齢者の増加によって、年金や医療費等の社会保障費の増加等、社会の様々な面での影響が懸念されており、令和24年には国民の5人に1人が後期高齢者になると予測されています。

一方、出生数は平成27年まで100万人を維持してきましたが、以降は100万人割れの年が続いており、令和6年の出生数は約69万人となっています。

人口減少や少子高齢化は労働力や地域活力の低下を招くとともに、内需を縮小させる要因となるため、将来的な経済の低迷や国力の衰退につながることを懸念されます。

(2) 経済・雇用情勢の変化

経済のグローバル化が進み、従前から製造業の海外移転等が進んでいましたが、近年は、コロナ禍の影響により製造業の国内回帰等もみられ、国内生産による品質の向上と供給の安定化に努めていました。そのような中、令和4年に入りロシア・ウクライナ間での戦争による世界的なサプライチェーンの寸断や原材料費の高騰等により、製造業を取り巻く厳しい状況は依然として続いています。

雇用情勢は、コロナ禍以前と比べて求人数の回復に遅れがみられる産業もあるものの、経済社会活動が徐々に活発化する中で持ち直しの動きがみられ、女性、高齢者および障がい者等の労働参加が着実に進展しています。

しかしながら、少子高齢化等の影響を受け、長期的に続く企業の人手不足の問題も再び顕在化してきています。

このような状況下で、地域経済を持続的に発展させていくためには、時代に合った良好な雇用環境を整えていくことが重要であり、これまで以上に中小企業支援や求職者に対する就職支援、雇用のミスマッチ解消等に向けた取組強化が求められるとともに、外国人材の受入れと定着促進が必要と考えられます。

(3) 国や北海道におけるデジタル化の取組

国においては、「自治体DX推進計画」を策定し、行政システムの標準化やマイナンバー利用拡大等を進めるとともに、「デジタル田園都市国家構想」を発展させた「地方創生2.0基本構想」のもと、AI・デジタル技術を活用した地域課題の解決と、誰一人取り残されないデジタル社会の実現に向けた取組を推進しています。

北海道は、人口減少や自然災害といった課題を解決するため、「第2期北海道Society5.0推進計画」に基づき、MaaSによる地域交通の確保、災害に強い情報通信基盤の整備等の取組を推進し、AI等の「未来技術を活用した活力あふれる北海道」の実現を目指しています。

本市としても、市民の利便性向上や業務効率化に取り組むため、あらゆる分野でのデジタル技術の効果的な活用が求められます。

(4) 安全・安心な暮らしの確保

平成23年に発生した東日本大震災は、東北地方を中心に甚大な被害をもたらし、人々の意識に大きな衝撃を与えました。

また、近年の大型台風や線状降水帯、積乱雲の突然の発達による局地的大雨や竜巻等は、各地に大きな被害をもたらしていることから、こうした天災に対する人々の防災意識は急速に高まっています。

生活安全の面においては、高齢の方を狙った特殊詐欺、SNSを介して若者が被害に遭う事件など、悪質な犯罪が後を絶ちません。また、通学途中のこどもが巻き込まれる悲惨な事故も全国各地で起きています。

本市としても、身近な安全を脅かす問題への対策を進め、誰もが安心して日々を過ごすことができる環境を整えることが重要です。

(5) 環境問題に関する意識

二酸化炭素等の温室効果ガスの増加による地球温暖化の影響は年々顕在化し、洪水や干ばつ、超大型台風の発生等の異常気象が世界各地でみられ、被害も至るところで発生するようになっていきます。地球環境への負荷低減が世界共通の課題として掲げられており、全世界で化石燃料依存からの脱却・転換が進みつつあります。

温室効果ガスを排出しない「再生可能エネルギー」については、太陽光・風力・地熱・水力・バイオマス等を利用した取組が広がっています。また、地球温暖化対策の推進に関する法律で、都道府

県および市町村は、温室効果ガスの排出の抑制等に努めるものとされており、地方自治体は2050年までに二酸化炭素の排出を実質ゼロとするカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現に向けた取組を進めることが求められます。

個人レベルにおいても、節電・節水等の省エネにつながる活動の実践や省エネ性能の高い家電製品、電動車(EV、PHEV、HEV等)の導入、ごみの減量やリサイクルへの取組等により、環境に優しいライフスタイルを実践することが求められます。

(6) 価値観やライフスタイルの多様化

現代社会において、個人的な豊かさの追求から持続可能な地球環境の保全といった、個人から社会全体にわたる多様な価値観が混在しています。また、経済情勢や雇用者の都合を理由とした非正規雇用による就労形態の増加や、晩婚化・未婚化の進展による単独世帯の増加、インターネットやスマートフォン等の普及等により、個人のライフスタイルは年々変容しています。

その一方で、便利さや経済的な豊かさを追求するよりも、癒やし、健康、余暇等、心身の健康づくりを重視する傾向も強くなっています。

そのため、生涯にわたる教育・文化活動やスポーツ・レクリエーション活動に一層取り組み、個性や能力が最大限発揮される地域社会の構築を推進するとともに、老若男女、障がいのある人もない人も、すべての人が活躍できる社会の実現、異文化理解と多文化共生の推進等、多様な価値観や個性を尊重することにより、互いの存在を認め合い、支え合える社会を構築することが求められています。

(7) 幸せを実感できるまちづくり

身体的・精神的・社会的に良好な状態にあることを意味するウェルビーイングが近年注目されており、国際的に個人と社会全体のウェルビーイング向上を目指した取組が進められています。

まちづくりの究極の目的は、そこに暮らす市民一人ひとりが「幸せ」を感じられることにあり、道路や建物といったハード面の整備や、経済的な指標の向上は重要ですが、それらは手段に過ぎません。

市民生活に密着している基礎自治体においても、幸せの概念ともいえるウェルビーイングの視点を持って、市民が幸せを実感できるまちを構築していくことが求められます。

4

市民意識とまちづくりの課題

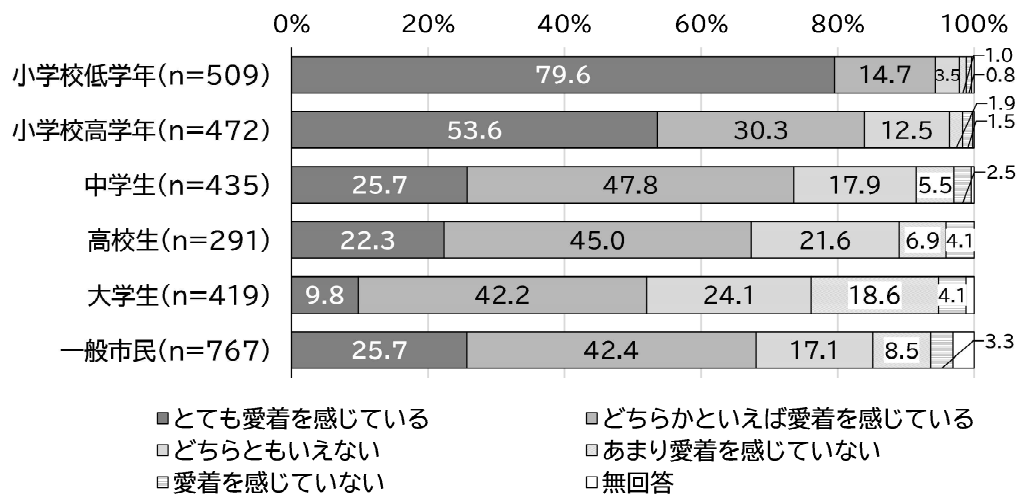
(1) 市民アンケート調査結果

①名寄市への愛着度

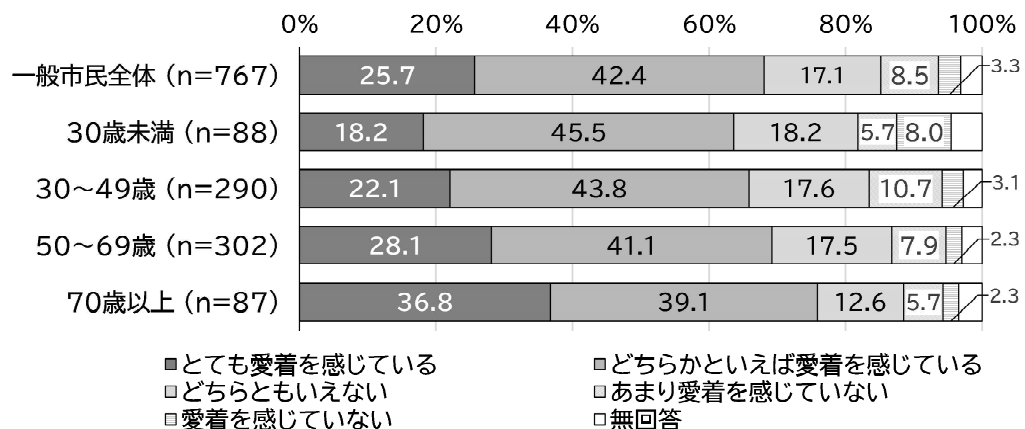
名寄市への愛着度を調査対象者別でみると、「とても愛着を感じている」「どちらかといえば愛着を感じている」の合計は小学校低学年が94.3%で最も高く、大学生はその割合が52.0%で最も低くなっており、市外からの転入者が多いことがその要因になっていると考えられます。

一般市民を年齢階級別でみると、30歳未満で名寄市に愛着のある人の割合は63.7%でほかの年齢階級と比べて低い状況です。

■名寄市への愛着度(調査対象者別)



■名寄市への愛着度(一般市民の年齢階級別)

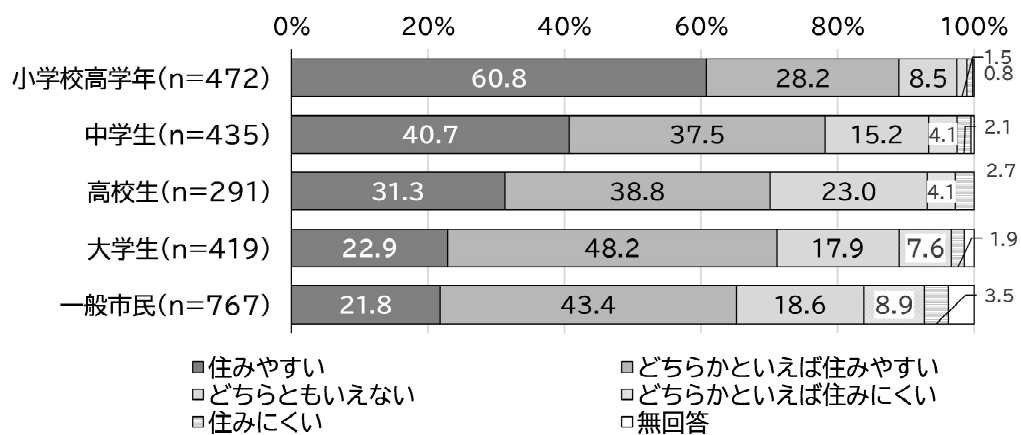


②名寄市の住みやすさ

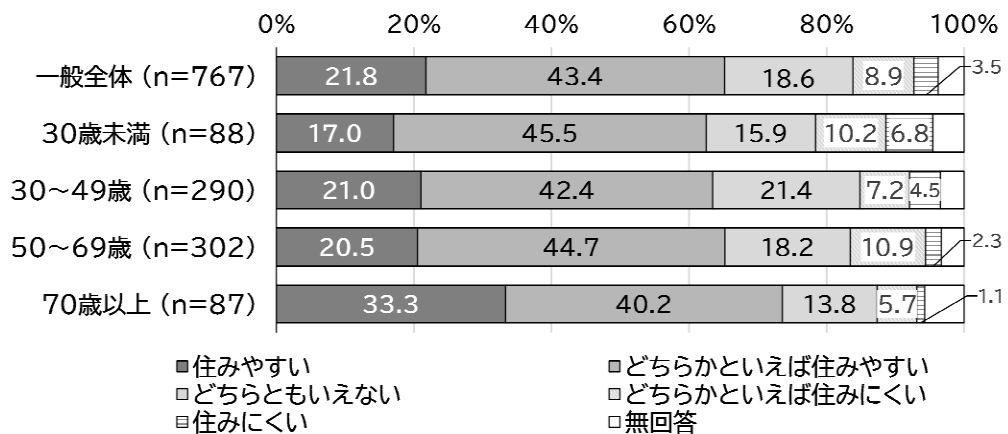
名寄市の住みやすさを調査対象者別でみると、「住みやすい」「どちらかといえば住みやすい」の合計は、最も高い小学校高学年が89.0%で年齢が高くなるにつれてその割合は低くなっています。

住みやすいと感じている人の割合が最も多い一般市民を年齢階級別でみると、30歳未満は「住みにくい」「どちらかといえば住みにくい」の合計が17.0%で、ほかの年齢階級と比べて高い状況です。

■名寄市の住みやすさ(調査対象者別)



■名寄市の住みやすさ(一般市民の年齢階級別)

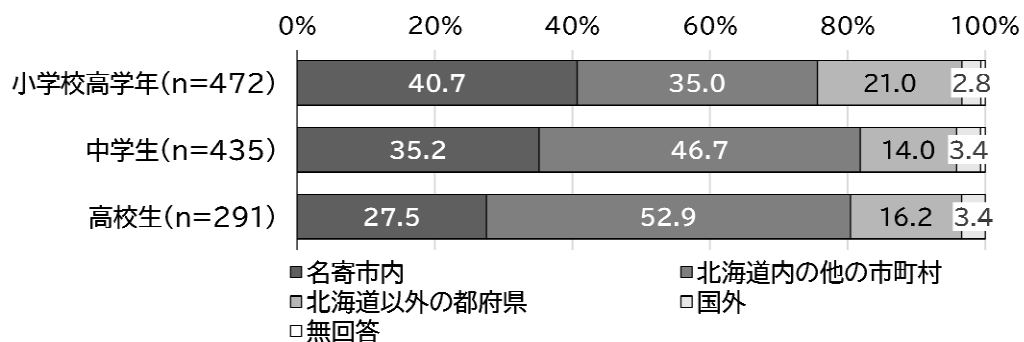


③名寄市への定住意向

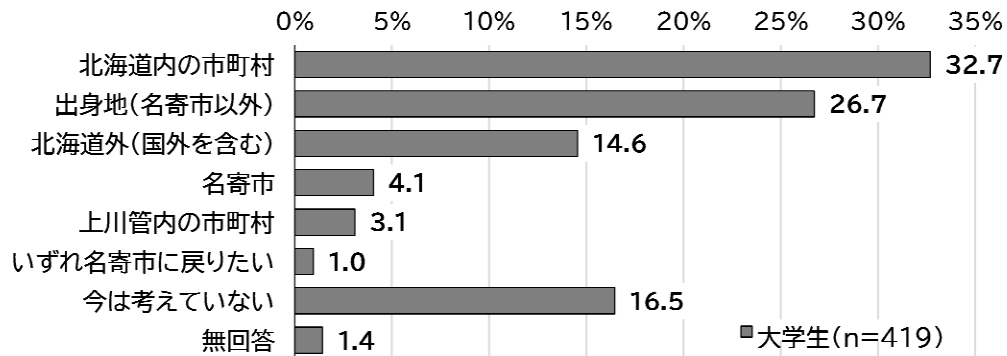
30歳頃に暮らしたい場所を小学校高学年、中学生および高校生にたずねたところ、小学校高学年は「名寄市内」が40.7%で最も高くなっていますが、高校生は「北海道内の他の市町村」が52.9%と半数を超えています。

大学生が卒業後に住みたい場所は「北海道内の市町村」(32.7%)、「出身地(名寄市以外)」(26.7%)が上位回答となっており、「名寄市」は4.1%と低い状況にあるほか、一般市民で名寄市に定住意向のある人の割合は30歳未満が30.7%にとどまっています。

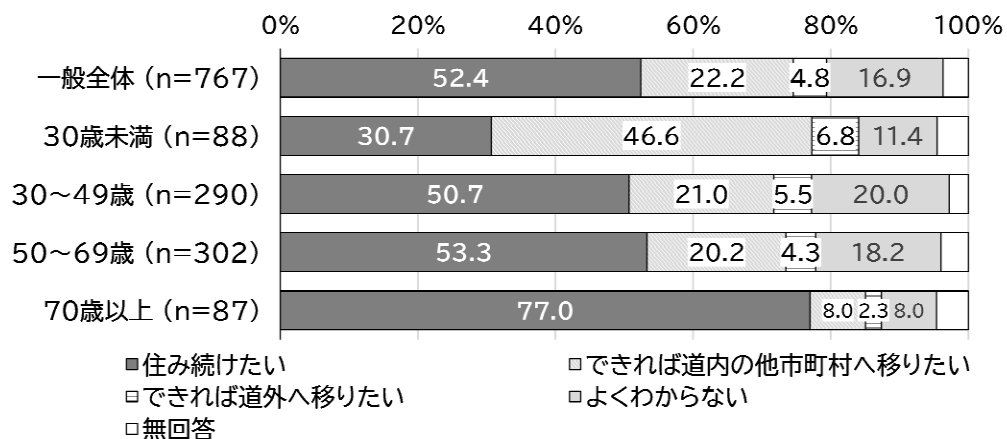
■30歳頃に暮らしたい場所(小学校高学年～高校生)



■大学卒業後に住みたい場所(大学生)



■名寄市への定住意向(一般市民)

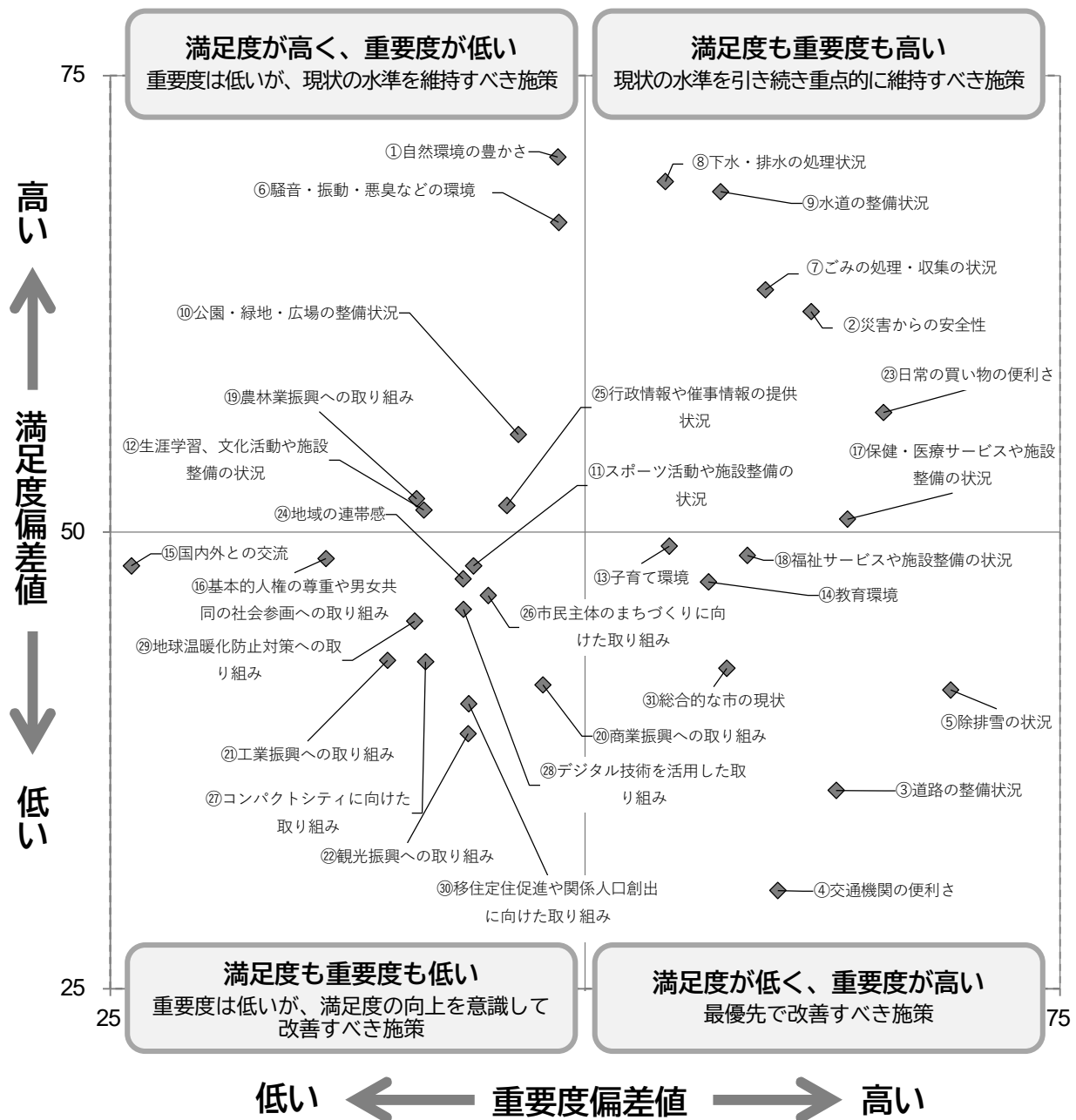


④施策項目別の満足度と重要度

市が進める施策項目に関して、アンケート調査における「現状の満足度」と「今後の重要度」の集計結果に基づく分析を行いました。

下図の右下「満足度が低く、重要度が高い」の領域に含まれる施策は、ほかの施策と比べて優先した対応が望まれ、右下に位置付けられるほど改善の優先度が高い項目と考えられ、施策項目の中では「④交通機関の便利さ」「③道路の整備状況」「⑤除排雪の状況」は改善の優先度が非常に高いと考えられます。

■施策項目別の満足度と重要度の分布

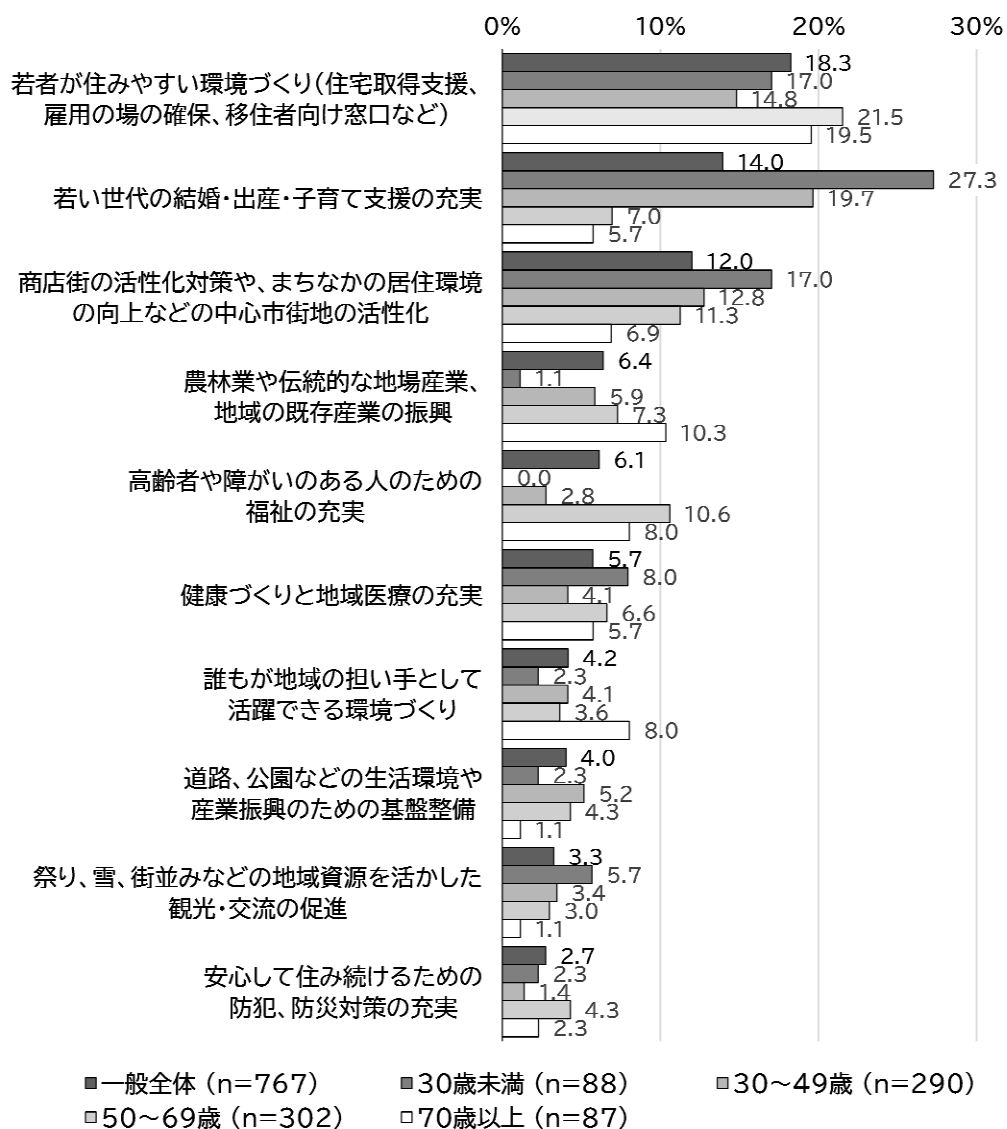


⑤今後力を注ぐべき取組

まちづくりを進めるために今後力を注ぐべき取組を全体でみると、「若者が住みやすい環境づくり(住宅取得支援、雇用の場の確保、移住者向け窓口など)」が18.3%で最も多く、次いで「若い世代の結婚・出産・子育て支援の充実」(14.0%)、「商店街の活性化対策や、まちなかの居住環境の向上などの中心市街地の活性化」(12.0%)が続いています。

年齢階級別でも、「若者が住みやすい環境づくり(住宅取得支援、雇用の場の確保、移住者向け窓口など)」の割合は高くなっていますが、30歳未満は「若い世代の結婚・出産・子育て支援の充実」が27.3%で突出しています。

■今後力を注ぐべき取組(上位10項目の抜粋／一般市民)



(2) Well-Beingアンケート調査結果

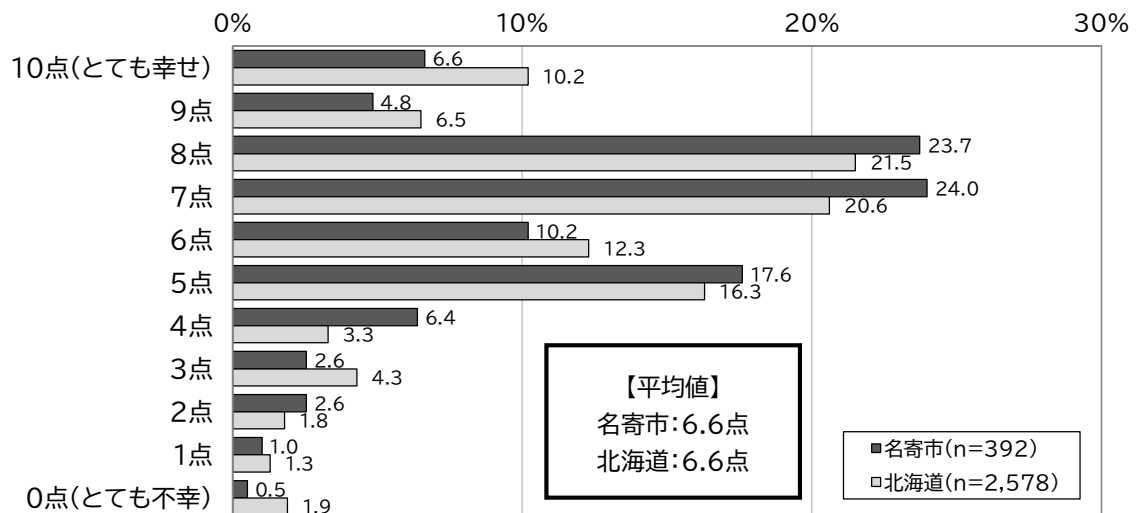
①幸福度と生活満足度

本市における現在の幸福度は、「8点」(23.7%)、「7点」(24.0%)、「5点」(17.6%)の割合が高く、平均値は6.6点となっています。

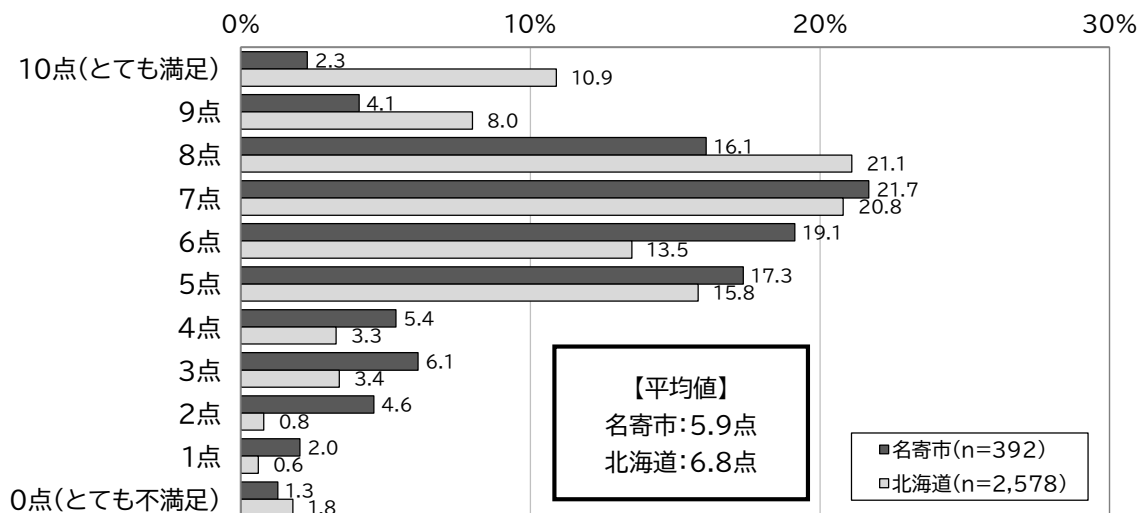
北海道の集計結果と比較すると、幸福度の平均値には差異がありませんが、点数ごとの回答割合は、本市は「10点」が3.6ポイント低く、「7点」が3.4ポイント高くなっています。

また、本市における生活満足度は、「7点」(21.7%)、「6点」(19.1%)、「5点」(17.3%)、「8点」(16.1%)の順で割合が高く、平均値は5.9点となっており、北海道の集計結果と比較すると、本市の平均値は北海道の6.8点を0.9点下回っているほか、「10点(とても満足)」が8.6ポイント下回っている状況です。

■現在の幸福度の分布



■生活満足度の分布



出典:「2025年版(令和7年度版)Well-Being個別調査」(デジタル庁)

②因子別の状況

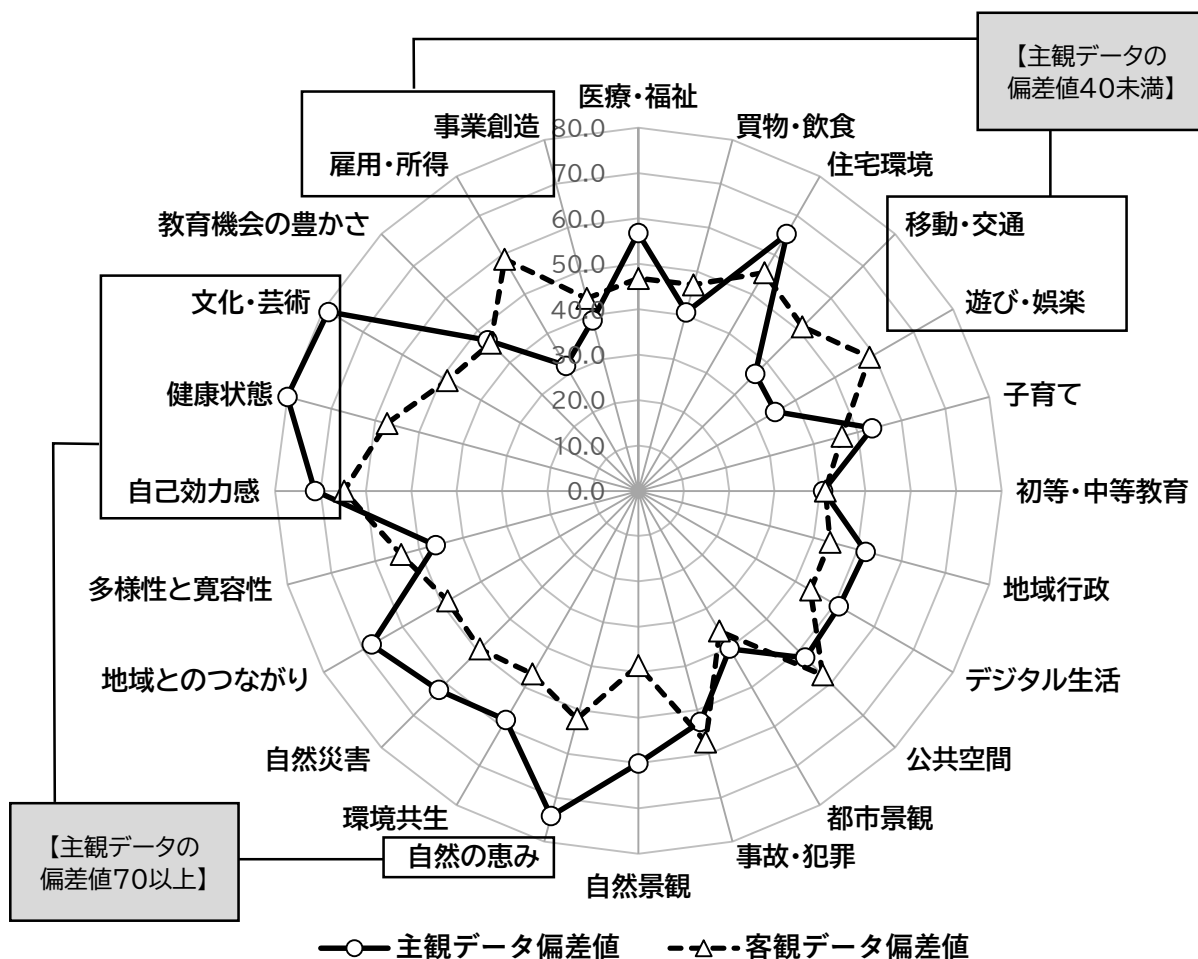
Well-Being指標の主観データにおいて、3つの因子群(「生活環境」「地域の人間関係」「自分らしい生き方」)を構成する24因子に関して、全国の集計データから偏差値として算出した結果を客観データ(各種オープンデータをもとにした客観的なデータ)と比較したグラフは下図のとおりです。

主観データの偏差値が70以上の因子は、「自然の恵み」「自己効力感」「健康状態」「文化・芸術」の4つ、偏差値が60を超えている因子は、「住宅環境」「自然景観」「自然災害」「地域とのつながり」の4つで、これらは本市の強みと捉えられます。

主観データの偏差値が40を下回っている因子は、「移動・交通」「遊び・娯楽」「雇用・所得」「事業創造」の4つで、これらは本市の弱みと想定されます。

一方、客観データの偏差値をみると、60以上の因子は「自己効力感」、40未満の因子は「都市景観」「自然景観」となっています。

■因子別の状況



出典:「2025年版(令和7年度版)Well-Being個別調査」(デジタル庁)

(3) 市民ワークショップ結果

名寄市総合計画(第3次)の策定にあたり、計画策定プロセスへの住民参画の一環として、名寄市の将来像について住民とともに考えるための市民ワークショップを開催しました。

市民ワークショップでは、将来像の検討に向けて名寄市が持つ資源や課題、今後のまちづくりで育てたいことについて意見出しと内容の整理を行いました。

市民ワークショップで出た主要な意見は下記のとおりです。

■施策分野別の主な意見

施策分野	名寄市で自慢したいもの 将来残したいもの	まちづくりで 今後心配なこと	まちづくりで これから育てたいこと
市民参画・ 健全財政	○地域のコミュニティ ○人の良さ ○いろいろなイベント ○電子通貨Yoroca	○若者の市外流出 ○市の財政状況 ○まちづくりが進むかどうか	○電子通貨Yoroca ○デジタル活用 ○コミュニティの拠点づくり
保健・医療・ 福祉	○名寄市立総合病院 ○病院の診療科目が多い ○24時間対応の小児科	○医療体制の維持 ○免許返納後の足 ○共働き世帯の増加 ○介護人材の確保	○高齢者とこどものつながり ○子育てしやすい環境
生活環境・ 都市基盤	○自然災害が少ない ○自衛隊 ○街がコンパクト ○生活に不自由がない ○除雪	○道路整備(除雪含む) ○こどもの遊び場、居場所 ○クマ対策 ○除排雪体制の維持	○若者が楽しめるスポット ○遊ぶ場所がほしい ○高速道路 ○物流、防災拠点づくり
産業振興	○雪、雪質No.1 ○農産物(もち米、アスパラ、 トウモロコシなど) ○星、星空 ○豊かな自然 ○オーロラ ○ひまわり	○農業の後継者、担い手不足 ○商店街の空き ○働く場所があるかどうか ○新しくお店を始める人が いない	○企業誘致 ○観光振興 ○農業の担い手確保 ○若者の選択肢 ○特産品のブランド強化 ○まちの特色づくり ○つり場、キャンプ場
教育・文化・ スポーツ	○名寄市立大学 ○名寄ピヤシリスキー場 ○なよろ市立天文台 ○カーリング場 ○エンレイホール ○キマロキ ○サンピラーパーク、北国博 物館	○こども、若者がやりたいス ポーツができない ○学生が名寄に残らない ○地元に残ってもらう仕事 ○名寄市立大学の存続、学 生の減少 ○名寄高校の定員割れ	○学校 ○部活動 ○Nスポ、スポーツ×まち ○天文台 ○カーリング、スキー場 ○小学校から大学そして就 職できる町づくり

(4) まちづくりの課題

①少子高齢化の進展による担い手の不足

日本全体の傾向と同様、人口減少と少子高齢化による生産年齢人口の減少は本市においても深刻な担い手不足をもたらしています。

子育て支援、高齢者介護、障がい者支援など福祉サービスでは人材の確保が難しい状況にあり、現状のサービス規模を維持することが今後は困難になってくることも考えられます。

福祉サービス以外においても、農業や観光、商工業など様々な分野で担い手不足が深刻化すると考えられるため、これらに適切に対応していくことが求められます。

あわせて、高齢化の進展により地域活動の低下が見込まれるほか、近隣との付き合いや地域への関心も薄れてきている背景もみられることから、本市に暮らす住民一人ひとりが人と人とのつながりを大切にし、近隣との付き合いやまちづくりの大切さを再認識していくことが必要です。

②人口減少に伴う商工業の衰退

人口減少は企業活動に大きく影響を与えており、地域での需要が小さくなることによって一般企業や商業施設、飲食店、サービス業などの撤退リスクが高まることが予想されます。

まちづくりの面では、中心市街地の空き店舗や空き地が増え、にぎわいの低下をもたらすだけでなく、防犯面の不安や地域のつながりの弱まりにもつながりやすく、公共交通や生活サービスの維持も難しくなると考えられます。

商工業の衰退は「買い物が不便」「働く場が少ない」「街の魅力が下がる」という形で、日々の暮らしに影響するため、今後も継続的な対策を進めていく必要があります。

③若者定着に向けた取組の推進

本市は名寄市立大学への進学や自衛隊名寄駐屯地への配属により、18歳～20代の若者が一定数転入するという同等規模の他の自治体にはない強みがありますが、大学卒業時や自衛隊の転属・退官時に、その多くが市外へ流出してしまっています。

市民アンケート調査においても、大学生や30歳未満の市民の定住意向は高いとは言えないことや、今後力を入れるべき取組として「若者が住みやすい環境づくり」「若い世代の結婚・出産・子育て支援の充実」が上位回答になっていることから、若者定着に向けた取組を推進していくことが求められます。

④地域の特性を活かした産業の振興

本市の産業構造は、全国有数の作付面積を誇るもち米やアスパラガスを中心とした農業を基幹とし、道北地域の交通の要衝としての利点を活かした物流・商業が展開されてきました。

しかし、近年の急速な人口減少と少子高齢化に伴い、担い手不足や後継者問題が深刻化しており、農地の集約化やスマート農業の導入による生産性の向上、さらには経営基盤の強化が課題となっています。

また、デジタル技術の進展に伴い、既存産業のデジタル化を推進するとともに、多様な働き方を支える環境整備を通じて、若年層や外部人材の定着・還流を促していく必要があります。

⑤今後の財政状況を見据えた効果的・効率的な行政経営

少子高齢化に伴う人口減少や、公共施設やインフラ施設の老朽化等地方自治体を取り巻く状況はさらに厳しくなることが予想され、これまで以上に効果的・効率的な行政経営が求められることとなります。

今後は、人口減少下においても都市機能や生活サービスを維持できるよう、公共施設の老朽化対策を計画的に進めるとともに、市民ニーズを踏まえた選択と集中の実質化による行財政改革により、次世代に過度な負担を残さない「財政の健全化」を推進していく必要があります。

⑥公共施設やインフラ施設の老朽化対策

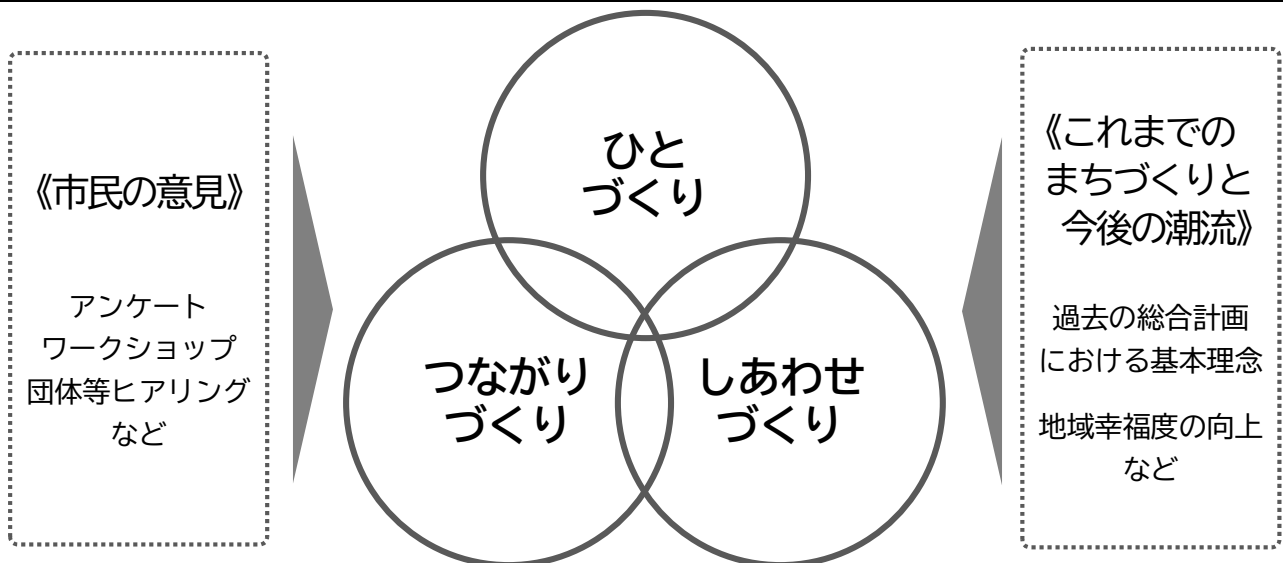
老朽化が進んでいる公共施設があることや、水道管など多くのインフラ施設が更新時期を迎えることから、今後も計画的に公共施設やインフラ施設の老朽化対策を進めていく必要があります。

本市には、道北三次医療圏の地方センター病院である名寄市立総合病院や公立の四年制大学として日本最北に位置する名寄市立大学をはじめ、なよろ市立天文台きたすばるや雪質日本一の名寄ピヤシリスキー場など、市内外に誇ることができる施設が多くあり、これらを将来も維持活用していくため、~~計画的に維持・修繕を進めていく必要があります。~~**最適な規模やあり方を検討し、計画的な再整備・更新を進めていく必要があります。**

II 基本構想

1

基本理念



本市のまちづくりは、「ひとづくり」「つながりづくり」「しあわせづくり」を基本理念として推進します。

人口減少や社会構造の変化が進む中であっても、地域に暮らす人々が幸せを実感し、互いに支え合い、自然と共生しながら持続可能なまちを築いていくことを目指します。

(1) ひとづくり

まちの未来を切り拓く原動力は「人」です。

教育機関や地域資源を活かし、こどもから大人まで生涯にわたり学び続けることができる環境をつくり、まちへの愛着と誇りを持った、地域の担い手となる多様な人材を育むことを大切にまちづくりを推進します。

(2) つながりづくり

複雑化する地域課題に対応していくためには、市民、企業、団体、教育機関、行政など多様な担い手が連携し、年齢・性別・国籍等に関係なくすべての人と共にまちづくりに取り組むことが重要です。

人と人、人と地域、人と自然など、様々なつながりを大切にしながら、対話と協働による活力あふれる持続可能なまちづくりを推進します。

(3) しあわせづくり

これからのまちづくりは、物質的な豊かさだけでなく、安心感や生きがい、心の充足感といった精神的な豊かさを実感できることが重要です。

すべての市民が自分らしく安全安心に暮らし、日々の生活の中で「このまちに住んでよかった」と実感できる、市民幸福度の高いまちづくりを推進します。

2

将来像

基本理念を踏まえ、本計画において名寄市が目指す将来像を下記のとおり設定します。

【将来像】

「ここでいい」から「ここがいい」へ
人のつながりと四季の恵みで幸せな未来を創るまち なよろ

《将来像に込めた想い》

この将来像には、本市で暮らすことを「消極的な選択」ではなく、愛着と誇りをもって選ばれるまちにしていきたいという想いを込めています。

子育て、進学や就職、仕事の転機、老後など、人生の節目において「名寄にいたい」「名寄を選びたい」「名寄に戻りたい」と思ってもらえるよう、日々の暮らしの中で“このまちに**住み続けたい**”、“住んでよかった”と実感できるまちを目指します。

名寄の魅力は、四季の移ろいとともにある豊かな自然と、人の営みが織りなす風景にあります。

農地がまちの近くに広がり、作物の成長や季節の変化を身近に感じることができる環境は、名寄ならではの大きな財産です。

こうした自然は、ただ眺めるだけではなく、暮らしや産業、学びや健康に活かすことのできる地域の資源です。

四季の魅力や農と食、雪や寒さを楽しみに変える「利雪親雪」のまちづくりなど、培ってきた知恵を価値へと高めながら環境と調和したまちづくりを進め、地域の活力と暮らしの豊かさにつなげていきます。

そして、幸せな未来を拓く原動力は「人と人」のつながりです。

地域の中で声を掛け合い、支え合いながら、新たにこのまちで暮らし始めた人も含めて地域の輪を広げていくことが、持続可能なまちづくりにつながります。

市民、企業、団体、教育機関、行政など多様な担い手がつながり、自然に寄り添い、培ってきた知恵や経験を次の世代へとつなぎ、その積み重ねによって、「ここでいい」ではなく「ここがいい」と実感できる名寄の幸せな未来を、みんなで創り上げていきます。

3

基本目標

基本目標Ⅰ 市民の力と健全な経営で歩む持続可能なまちづくり【市民参画・健全財政】

市民一人ひとりがまちづくりの主役として参画し、地域課題の解決に向けて共助・協働する社会を目指します。

また、多様化する市民ニーズを的確に反映させるため、情報共有と対話を推進し、透明性の高い開かれた行政運営を推進します。

人口減少に伴う税収減や社会保障費の増大を見据え、事務事業の不断の見直しやDXの推進による行政運営の効率化を図り、持続可能な財政運営と行政経営の確立を目指します。

基本目標Ⅱ 誰もが健やかに安心して暮らせる支え合いのまちづくり【保健・医療・福祉】

誰もが住み慣れた地域で健やかに自分らしく安心して暮らし続けることができるよう医療および福祉サービスの充実を図ります。

特に、市立総合病院を中心とした地域医療体制の維持・確保、健康寿命の延伸に向けた疾病の予防・健康づくりを推進します。

また、地域とのつながりの中で支え合い安心して生活できる包括的な支援体制の強化を目指します。

基本目標Ⅲ 快適な都市空間と自然が調和する安全なまちづくり【生活環境・都市基盤】

2050年カーボンニュートラルの実現に向け、ゼロカーボンシティとして再生可能エネルギーの導入や環境教育を推進するとともに、次期中間処理施設の供用開始を見据え、ごみの資源化と減量化を市民・事業者一体で推進し、脱炭素社会に向けた環境負荷の少ない持続可能なライフスタイルの確立を目指します。

また、老朽化する公共施設やインフラ施設について計画的な維持管理を進め、将来にわたって機能的な都市環境を維持することに加え、市民生活と経済活動に必要不可欠な公共交通機関の維持・確保を図るとともに、地域住民の利便性向上と利用促進に努めます。

あわせて、豊かな自然環境の保全と激甚化する自然災害に対しては、防災・減災対策の充実と市民の防災意識の向上を両輪で進め、雪国の特性に対応した強靱で快適な居住空間を形成します。

基本目標Ⅳ 地域の資源を活かし活力とにぎわいのあるまちづくり【産業振興】

基幹産業である農業において、スマート農業技術の実装による生産性向上と担い手確保を支援し、もち米やアスパラガス等の「名寄ブランド」の価値を高めます。

また、本市の物流拠点性を活かした企業誘致や既存企業への支援を通じて、地域経済の活性化と良質な雇用機会の創出を図り、**若者からも選ばれる**環境を目指します。

さらに、スポーツ合宿の誘致や豊かな自然を活かした滞在型観光の推進など、名寄ならではの地域資源を活かした、まちのにぎわいづくりに取り組み、交流人口・関係人口の拡大を図ります。

基本目標Ⅴ 学びとつながりで心身の健やかさと誇りを育むまちづくり【教育・文化・スポーツ】

誰もが、生涯を通じて主体的に学び、~~スポーツや文化芸術~~**文化芸術やスポーツ**に親しめる環境を創出します。

幼児教育から大学教育までの教育機関と地域が連携し、一人ひとりの個性と生きる力を育むとともに、地域の知と文化を次世代へ継承します。

~~市民一人ひとりが、心身ともに健康で、地域への愛着と誇りを感じられる、持続可能な地域社会の実現を目指します。~~

市民一人ひとりが心身の健康と地域への愛着・誇りを感じ、学びと文化芸術、スポーツの活動が将来にわたって継続・発展する持続可能な地域社会の実現を目指します。

4

施策の体系

将来像の実現に向けて、まちづくりの5つの基本目標と主要施策の体系および重点プロジェクトの関係を次のとおり設定し、総合的かつ計画的に施策を展開します。



5

ゾーン活用の基本的考え方

本市のゾーン活用においては、豊かな自然環境と広大な優良農地を維持・保全しつつ、市民が安全・安心かつ快適に暮らすことができる機能的な都市空間の形成を目指す必要があります。

また、今後のまちづくりは、人口の急激な減少と少子高齢化や、地域経済および市の財政面の課題などに対して、持続可能な都市経営を可能とするコンパクトシティ化を進めていくことが重要です。

そのため、名寄地区および風連地区の既成市街地を中心拠点・地域拠点と位置付け、生活サービス機能や公共施設の最適化により、持続可能な都市構造への転換を図るものとします。

基幹産業を支える農業振興地域については、農地の集団化や生産基盤の整備を優先し、無秩序な市街化を抑制することで食料供給基地としての機能を強化する一方で、天塩川や名寄川をはじめとする水辺空間や森林資源については、市民の憩いの場や観光・レクリエーション資源としての有効活用を図り、自然と都市機能が調和した本市らしいゾーン活用を推進します。

■ゾーン活用の方向性

ゾーン名称	対象エリアのイメージ	ゾーン活用の方向性
都市拠点ゾーン	名寄駅周辺・風連駅周辺	公共施設、医療、商業、福祉機能を集約。歩いて暮らせる利便性の高い居住環境を整備し、中心市街地の活性化を図ります。
居住誘導ゾーン	既存市街地およびその周辺	安全で快適な住環境を維持します。空き家対策や低未利用地の活用を進め、無秩序な拡大を抑えつつ、密度を維持した居住を促進します。
産業・物流ゾーン	国道40号バイパス・JR沿線	交通利便性を活かし、広域的な商業施設、産業拠点、物流拠点を配置し、道北の流通の要衝としての機能を最大化します。
農業振興・生産ゾーン	郊外部の農地	基幹産業である農業の生産基盤を厳格に保護します。スマート農業の導入や農地集約を促進し、持続可能な食料供給基地を維持します。
自然環境・共生ゾーン	天塩川・名寄川流域、山林部	森林や水辺の生態系を保全。キャンプ場やスポーツ施設など、自然と触れ合うレクリエーションの場として活用しつつ、防災機能を維持します。

6

将来の展望と方向性

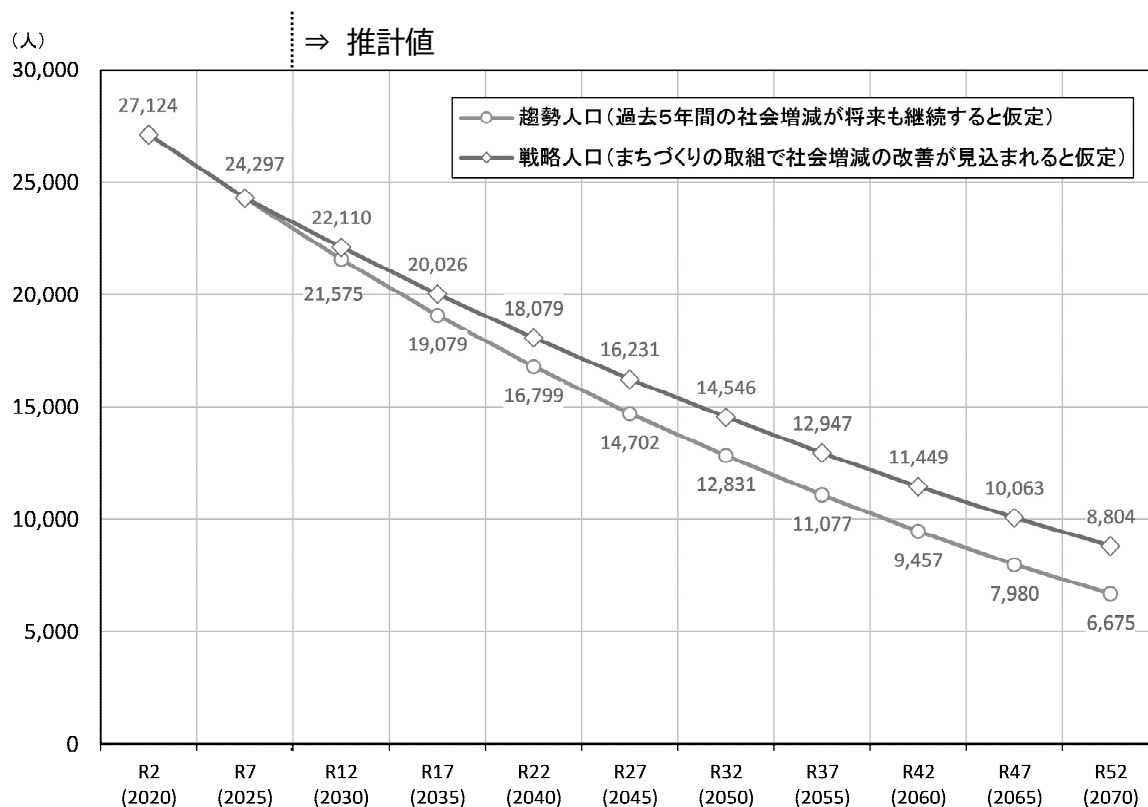
(1) 目標人口の設定

国立社会保障・人口問題研究所における「日本の将来推計人口」の推計方法(コーホート要因法)を用いて、本市の将来人口推計を行った結果を下記のグラフに示します。

社会減の影響が大きかった過去5年間の傾向が将来も継続すると仮定した「趨勢人口」は、令和17年(2035年)に総人口が2万人を下回り、令和42年(2060年)には1万人を切る推計結果となっています。

過去10年間の社会増減をベースに、まちづくりの取組によって社会増減に改善が見込まれると仮定した「戦略人口」では、令和17年(2035年)に20,000人以上の総人口を確保することができる推計となっており、本計画ではこの「戦略人口」を目標人口として設定します。

■総人口の将来推計結果(趨勢人口と戦略人口)



出典：令和7年まで「住民基本台帳」、令和12年以降はコーホート要因法による推計値

目標人口（令和17年（2035年））：20,000人以上

(2) 持続可能な財政運営

本市の財政状況は、人口減少に伴う市税収入の縮小が予測されることに加え、少子高齢化の進展による社会保障関連経費や公共施設等の老朽化対策などによる財政支出の増加が見込まれるため、より効果的な事業選択と効率的な財政運営に取り組む必要があります。

~~そのため、近年における、財政調整基金をはじめとするや公共施設整備基金の取り崩し、経常収支比率や将来負担比率の増加など、今後の財政運営における課題をしっかりと捉え、限りある財源を効果的に活用しながら配分と事業の選択と集中を進めていかなければなりません。~~

加えて、ふるさと納税のさらなる活用をはじめとする自主財源の確保・拡大に積極的に取り組み、将来世代が希望を持てる健全な財政運営を維持していくことが重要です。

(3) 未来を見据えた公共施設の適正配置

本市が保有する公共施設のうち建築後30年以上を経過したものは全体の61%を占めています。その他、インフラ施設(道路・橋梁・上水道・下水道)についても、その施設の多くが一般的な耐用年数とされる40年～60年を間もなく迎えることになります。

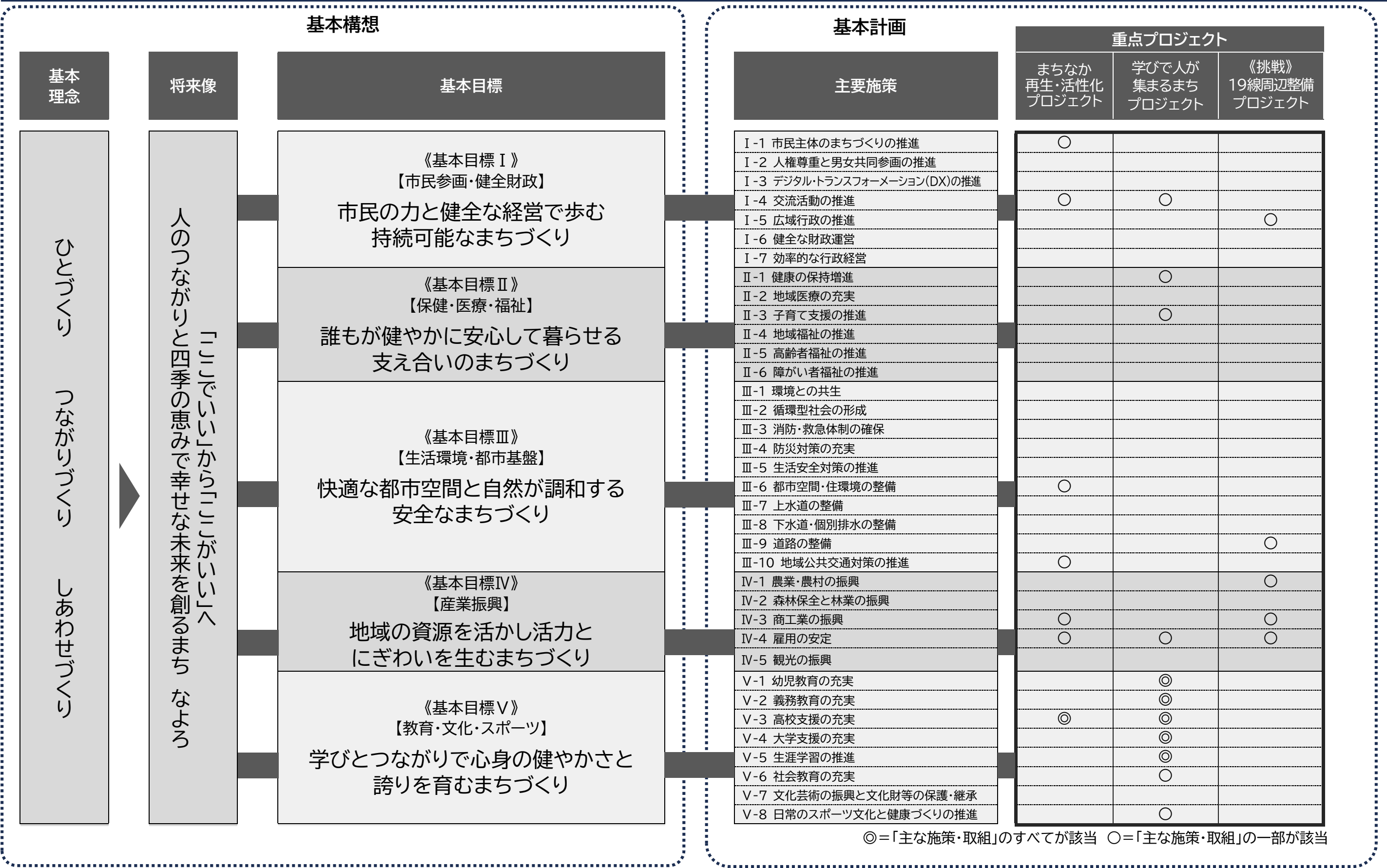
公共施設の中でも、名寄市役所庁舎(名寄庁舎・風連庁舎、智恵文支所)、名寄消防署をはじめとして、各種スポーツ施設、学校教育施設は老朽化が進んでおり、早急な対策が必要となっています。

こうした状況は、まちの未来を見据えた施設の再整備に取り組む大きな転換期でもあることから、施設の利用状況や市民ニーズを的確に捉え、効果的・効率的な整備を推進することで、次の世代が安心して利用でき、まちの活力を支える公共施設へと転換させていきます。

あわせて、将来世代に過度な負担を残さず、誰もが誇りを持てる持続可能な施設環境の実現を目指します。

Ⅲ 前期基本計画

重点プロジェクトと前期基本計画の体系



重点プロジェクト

重点プロジェクトの考え方

重点プロジェクトの趣旨

本計画では、本市が直面する課題と将来の可能性を見据え、名寄市総合計画(第2次)(以下、「第2次総合計画」という。)における重点プロジェクトの成果を踏まえつつ、限られた資源の中で施策の選択と集中を図るため、取り組むべき重要なテーマを「重点プロジェクト」として位置付けます。

なお、「挑戦施策」は、新たな発想や手法により価値創出を図る施策であり、実証的・先導的な取組を通じて、将来的な政策効果の拡大や新たな展開につなげる、チャレンジプロジェクトとして整理します。

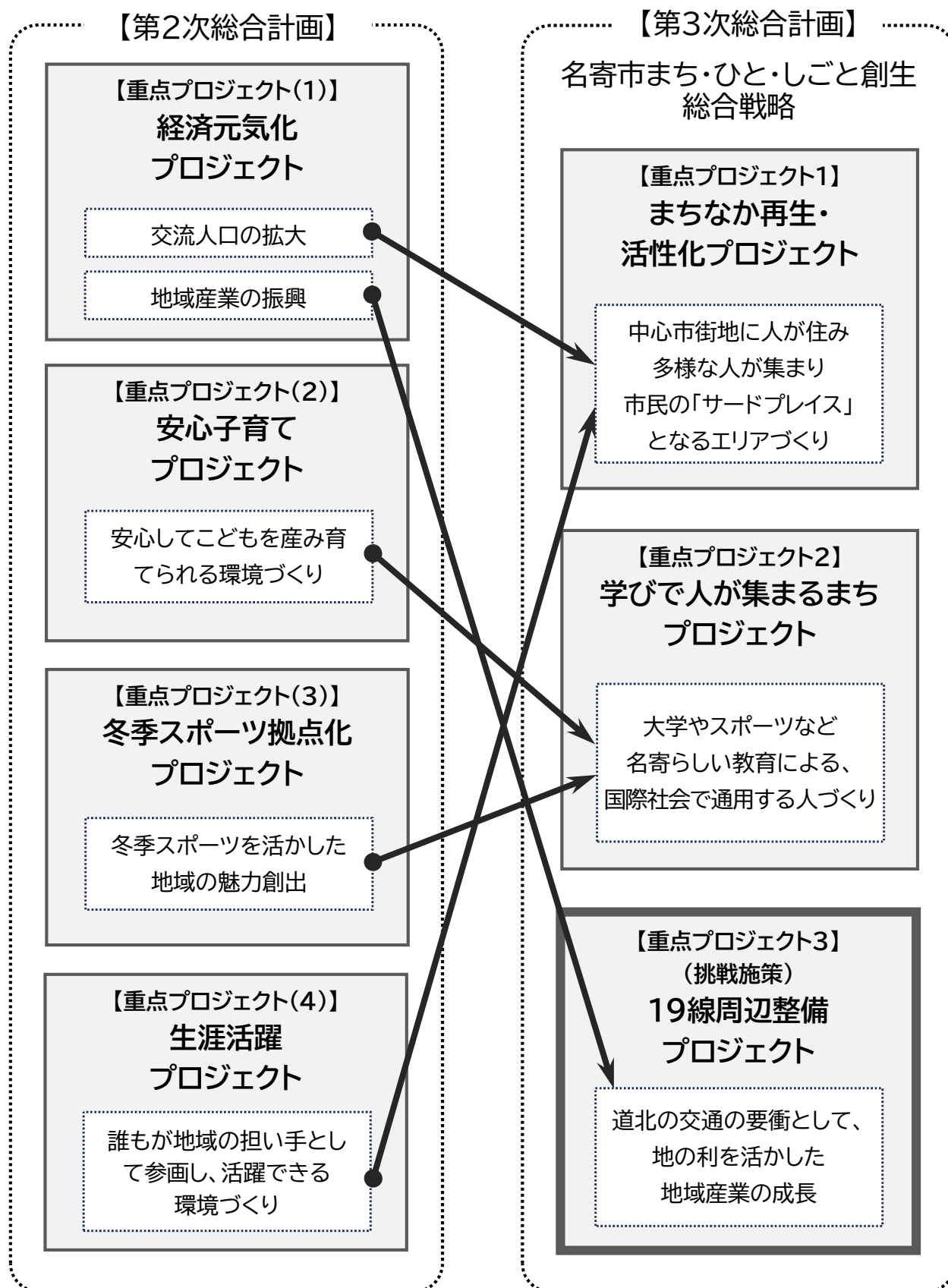
第2次総合計画において「経済元氣化プロジェクト」「生涯活躍プロジェクト」で進めてきた、交流人口の拡大や、年齢・国籍・性別・障がいの有無にかかわらず、地域の担い手として参画し、活躍できる環境づくりなどの取組については、中心市街地に人が住み、多様な人が集まり市民の「サードプレイス」となるエリアづくりを目指す「まちなか再生・活性化プロジェクト」として発展的に継承します。

また、第2次総合計画において「安心子育てプロジェクト」「冬季スポーツ拠点化プロジェクト」で進めてきた、安心してこどもを産み育てることができる環境づくりや冬季スポーツを活かした地域の魅力創出などの取組については、大学やスポーツを通じた名寄らしい教育による、国際社会で通用する人づくりを目指す「学びで人が集まるまちプロジェクト」として発展的に継承します。

あわせて、第2次総合計画において「経済元氣化プロジェクト」で進めてきた、地域産業の振興などの取組については、道北の交通の要衝として、地の利を活かした地域産業の成長を目指す「19線周辺整備プロジェクト」とし、「挑戦施策」として設定します。

また、本重点プロジェクトは、人口減少という市が直面する大きな課題に対する方向性や取組を示すものでもあることから、将来にわたって活力ある社会を実現するための地方創生施策を一体的かつ、より効果的に進めるため、地方版総合戦略(名寄市まち・ひと・しごと創生総合戦略)として位置付けます。

第2次総合計画の重点プロジェクトと本重点プロジェクトの関係



【重点プロジェクト1】

まちなか再生・活性化プロジェクト

目指す姿

中心市街地の再生と活性化を通じて、地域住民や若年層、多世代の交流を促進し、商業、住居、公共施設が一体となった魅力的な空間を提供します。

市民の「サードプレイス」として、地域への愛着と若者の定住を促進し、持続可能で活力のあるまちづくりを目指します。

主な施策・取組

(1)市民がつながる「まちなか交流拠点」づくり

中心市街地を、こどもから高齢者までが気軽に立ち寄り、語り合い、新しいつながりが生まれる「市民のサードプレイス」として育てます。

商店街、町内会、学校、各種団体、企業などが関わりながら、イベントや日常的な交流の場を増やし、まちなかに人の流れとにぎわいをつくっていきます。

また、市民参画の考え方を大切にし、まちづくりや催しの企画に市民の声を反映させることで、みんなで育てる中心市街地を目指します。

国際交流や外国人住民との交流も身近な形で広げ、多様な人が自然に関われる環境を整えることで、名寄らしい温かなつながりと地域への愛着を育みます。

(2)コンパクトで住みやすい都市空間の形成

人口減少が進む中であっても、暮らしやすさを維持するため、居住や都市機能の立地誘導によるコンパクトなまちづくりを推進します。

商業・住居・公共サービスが身近にそろう市街地の形成を目指し、生活利便性の確保と都市基盤の効率的な維持管理の両立を図ります。

あわせて、宗谷本線やバス路線、AI活用型オンデマンドバス「のるーと名寄」などを含めた交通体系を見直し、買い物、通学、通院、仕事などに使いやすい移動環境を整えることで、若者にも高齢者にも暮らしやすいまちを目指します。

(3)中小企業の支援と創業・事業承継の促進

多様な商業・サービス機能の集積により、来訪者や就業者を呼び込み、地域経済を支える中心市街地の再生と活性化を目指します。

そのため、まちなかでの創業を後押しするとともに、創業後においても経営相談や指導などの伴走型支援を行い、事業の安定的な継続と定着を図ります。

また、まちなかでのにぎわい創出の取組を支援するとともに、既存事業主の円滑な事業承継を促進するため、専門機関と連携しながら支援の充実に取り組みます。

(4)多様な人材の確保と若者の定住促進

まちの活力を将来にわたって維持するため、若年層の地元定着と市外からの移住を促進します。SNS等を活用したシティプロモーションや移住体験ツアーの充実により、関係人口の拡大と移住希望者へのきめ細かな支援を行います。

名寄高校や名寄市立大学の学生をはじめとする、若者の市内就職を奨学金返済支援などにより後押しするとともに、まちなかへの居住を推進し、若い世代がまちなかで活動することによる、新たな交流や経済活動の創出を図ります。

また、外国人材の受入れ体制の整備と併せ、多様な人が活躍できるまちを目指します。

主な基本計画事業

主要施策	主な施策・取組
I-1 市民主体のまちづくりの推進	(1) 市民参画と協働の促進
I-4 交流活動の推進	(2) 国際交流の推進
	(3) 関係人口の拡大と移住の促進
	(4) 外国人支援と市民交流の推進
Ⅲ-6 都市空間・住環境の整備	(2) 持続可能な生活基盤整備の推進
	(3) 空き家・空き地対策の推進
Ⅲ-10 地域公共交通対策の推進	(3) 地域公共交通の利便性向上と利用促進
IV-3 商工業の振興	(1) 中小企業の経営基盤強化
	(2) 中心市街地の活性化
	(3) 創業・起業支援と円滑な事業承継の促進
IV-4 雇用の安定	(1) 雇用の安定と確保
V-3 高校支援の充実	(1) 高校の魅力向上と生徒確保に向けた支援

【重点プロジェクト2】

学びで人が集まるまちプロジェクト

目指す姿

生涯を通じて、自分の可能性を切り拓いていく学びを支援します。

本市の特色を活かした教育やスポーツ活動を契機とし、これらの取組を活性化するとともに、世界と地域をつなぐ人材を育て、人が集まり、人が育つ、好循環を生み出すまちを目指します。

主な施策・取組

(1) こどもの成長を切れ目なく支える学びの基盤づくり

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものです。

豊かな自然に育まれた地域の特性を活かし、主体的に伸び伸びと成長できる幼児教育を推進します。

また、幼児期から多様な言語や文化、スポーツに触れ合う機会を創出するとともに、豊かな経験が義務教育などの体系的な学びへと切れ目なく接続できる取組を推進します。

(2) 地域に誇りを持ちグローバルな視点に立ったキャリア形成

小中学校では、英語教育等を通じて、変化の激しい社会をより良く生き抜く力を育み、名寄に愛着と誇りを持ち、グローバルな視点をもって未来を切り拓く「キラキラ生きるこども」の育成を図ります。

地域や異文化への理解を深め、英語で自分自身や地域を紹介できる力を養うとともに、まちへの愛着と誇りを一層育みます。

また、ALTの活用により生きた英語に触れる機会を拡充するなど、世界と地域をつなぎ、多様な人々と対話できる世界で通用するコミュニケーション能力等を育成します。

(3) 高校・大学の魅力向上と若者の地元定着

市内唯一の高校である名寄高校が、こどもたちから「ここで学びたい」と選ばれる魅力ある学校となるよう、地域と連携した情報発信や支援の充実を図ります。

こうした環境の中で育った生徒が、地元での学びに価値を見出し、その学びを一層発展させる場として名寄市立大学へ進学する流れの創出を図ります。

名寄市立大学においては、公立大学法人としての中期目標の達成に向けた取組を支援するとともに、新設される大学院による、高度で専門的な学びの機会を活用し、地域活性化を図ります。

あわせて、DXの推進による利便性の向上や、老朽化した校舎の改修、空調設備の整備など、快適な教育研究環境の充実による、学生が安心して学び続けられる環境整備を支援します。

こうした、高校から大学までの一貫した魅力ある学びの環境を地域内に構築することで、こどもたちが地元で成長し、専門性を身につけ、将来的に地域社会の担い手として活躍する好循環を創出し、若者の地元定着を目指します。

(4)スポーツと健康を活かした成長・交流・地域の魅力づくり

こどもや若者が発達段階に応じて、スポーツに継続的に親しめる環境を整え、学校や地域クラブ、スポーツ団体と連携しながら、挑戦する力、協働する力、自己肯定感を育みます。

あわせて、健康づくりの推進とも結び付け、心身ともに健やかに成長できる環境を整えることで、こどもたちの豊かな学びと暮らしを支えます。

また、スポーツを活かした地域の魅力向上を進めることで、学びと交流の舞台を地域全体へ広げていきます。

スポーツ合宿や大会、交流事業は、こどもや若者にとって外の世界とつながる機会になるとともに、名寄の魅力を発信する力にもなります。

スポーツを「する」「見る」「支える」環境を地域ぐるみで育てることで、健康づくり、青少年健全育成、交流人口の拡大を一体的に進める名寄らしいプロジェクトを目指します。

(5)人生の充実とつながりを育む場の活性化

社会教育においては、自ら学ぶ意識の醸成とその支援を軸に活性化を図ります。

市民講座に限らず、サークル活動や地域コミュニティなど、人が集う場所を社会教育の場として活用し、学びを通じて人生の充実とつながりの活性化を目指し、ウェルビーイングの発現に取り組めます。

家庭教育においては、保護者への様々な情報の提供と社会的な支援体制の連携により、つながりの強化を図り、教育の出発点である家庭教育の充実を目指します。

主な基本計画事業

主要施策	主な施策・取組
I-4 交流活動の推進	(2) 国際交流の推進
	(4) 外国人支援と市民交流の推進
II-1 健康の保持増進	(1) 健康づくりの推進
II-3 子育て支援の推進	(1) 保育環境の整備と提供体制の確保
	(3) こども・子育て支援の充実
IV-4 雇用の安定	(1) 雇用の安定と確保
V-1 幼児教育の充実	(1) 質の高い幼児教育の提供
V-2 義務教育の充実	(1) キラキラ生きる力を育てる教育の推進
	(2) 地域とともにある学校づくりの推進

主要施策	主な施策・取組
	(3) 社会の変化や多様な教育ニーズへの対応
	(4) 安全・安心で豊かな教育環境の整備
V-3 高校支援の充実	(1) 高校の魅力向上と生徒確保に向けた支援
V-4 大学支援の充実	(1) 教育研究等の質の向上
	(2) 業務の効率化および財政運営ならびに自己点検・自己評価・情報公開のさらなる進展
	(3) 教育研究環境の整備
V-5 生涯学習の推進	(1) 家庭教育の支援
	(2) 青少年健全育成活動の充実
	(3) ライフスタイルに応じた学びへの支援
	(4) 多様な学びやつながりの機会の提供
V-6 社会教育の充実	(2) 社会教育人材の養成・活躍機会の拡充
	(4) 地域課題に対応した学びの推進
V-8 日常のスポーツ文化と健康づくりの推進	(2) こども・若者のスポーツ機会の確保と成長支援
	(4) スポーツを活かした地域の魅力向上・交流促進

【重点プロジェクト3】（挑戦施策）

19線周辺整備プロジェクト

目指す姿

道北地域の交通の要衝としての利点や地域の産業・資源を最大限に活用し、物流網の効率化、交通インフラの強化や企業立地促進を進め、地場産業の育成を図り、雇用創出と経済活性化を目指します。

主な施策・取組

(1)道北の拠点にふさわしい交通・物流基盤の強化

道北地域の交通の要衝としての地の利を最大限に活かすため、国道・道道の整備促進に向けた国や北海道への要望活動を進め、幹線道路網の充実による円滑な人の流れと物流の確保を図ります。

また、名寄インターチェンジ周辺の物流・防災拠点整備構想の具体化を見据え、定住自立圏を構成する周辺自治体や民間事業者との連携のもと、広域的な物流網の効率化に向けた検討を進めます。

こうした取組を通じて、名寄市を道北圏域のハブとして位置付け、まちの存在感を高めていきます。

(2)地場産業の育成と企業立地の促進

地域経済の持続的な成長に向けて、本市の立地優位性や地域の産業・資源を活かした企業の立地を促すため、基幹産業である農業については、生産基盤の整備・保全やスマート農業などによる生産性の向上を図り、持続可能な農業経営の実現と、安定生産による信頼度の向上を図ります。

市内中小企業については、経営基盤強化や生産性向上に向けた取組等への支援を通じて育成を図り、企業立地を促します。

物流網の効率化や立地される企業との連携等により、農産物の付加価値向上や、関連する地場産業の活性化を目指します。

(3)雇用の創出と多方面からの人材確保

地域の産業基盤を支える人材を安定的に確保するため、人材育成や定着の取組を推進するとともに、新たな人材としての外国人材の受入れ体制の整備を進め、雇用機会の創出と人材確保を目指します。

主な基本計画事業

主要施策	主な施策・取組
Ⅰ-5 広域行政の推進	(1) 定住自立圏の連携強化
	(3) 広域防災力の向上や物流網の効率化
Ⅲ-9 道路の整備	(1) 国道・道道の整備促進
Ⅳ-1 農業・農村の振興	(1) 農業生産基盤の整備・保全
	(2) 持続可能な農業経営の推進
	(3) 農業担い手の育成と確保
	(4) 地場産品のPRと付加価値向上の推進
Ⅳ-3 商工業の振興	(1) 中小企業の経営基盤強化
	(4) 企業立地の推進
Ⅳ-4 雇用の安定	(1) 雇用の安定と確保

本市では総合計画の推進を通じてSDGsに取り組み、「誰一人取り残さない」持続可能でより良い社会の実現を目指します。

 1 貧困をなくそう あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる	 10 人や国の不平等をなくそう 各国内および各国間の不平等を是正する
 2 飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食料安全保障および栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する	 11 住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市および人間居住を実現する
 3 すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	 12 つくる責任 つかう責任 持続可能な生産消費形態を確保する
 4 質の高い教育をみんなに すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する	 13 気候変動に具体的な対策を 気候変動およびその影響を軽減するための緊急対策を講じる
 5 ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー平等を達成し、すべての女性および女児の能力強化を行う	 14 海の豊かさを守ろう 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
 6 安全な水とトイレを世界中に すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する	 15 陸の豊かさも守ろう 陸域生態系の保護、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復および生物多様性の損失を阻止する
 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する	 16 平和と公正をすべての人に 平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で包摂的な制度を構築する
 8 働きがいも経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長およびすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する	 17 パートナリシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する
 9 産業と技術革新の基盤をつくろう 強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進およびイノベーションの推進を図る	

基本目標Ⅰ

【市民参画・健全財政】

市民の力と健全な経営で歩む持続可能なまちづくり

I-1

市民主体のまちづくりの推進



目指す姿

市民が主体的にまちづくりに参加し、地域の特性や強みを活かした協働による地域づくりを目指します。

現状と課題

本市では、「名寄市自治基本条例」の理念に基づき市民参画の基盤を整えてきました。

地域コミュニティ活動においては、町内会における担い手不足などの課題解決に向けて、「町内会活動の課題解決アドバイス事業」を通じて、町内会の課題を担当職員と一緒に考え、課題解決につながる取組提案を行ってきました。

また、行政情報の発信強化を目的として、令和2年10月に市公式LINEを開設し、情報提供の充実を図るとともに、「より伝わる広報」を目指して令和7年8月に名寄市広報基本方針を策定し、同年12月号から広報なよろのリニューアルを実施しました。

しかし、市政参加の機会が十分でないことや、地域活動を担う人材の不足および高齢化が課題となっており、市民が主体となったまちづくりが積極的に進んでいるとは言えない状況にあります。

基本的な方向性

コミュニティ活動を促進するため、各種補助金制度の具体的な活用例などの周知に努め、各団体がより活用しやすい環境を整えていきます。

また、町内会加入率の低下や役員の担い手不足等の課題に向けて、町内会連合会の事業内容を見直し、負担軽減を図りながら持続的な活動となるよう検討を進めます。

広報誌やホームページ、SNSなど各媒体の特性を活かし、観光や文化、産業など地域の魅力に関する情報を効果的に発信します。

主な施策・取組

(1) 市民参画と協働の促進

自治基本条例の考え方に基づき、市民の主体的・自発的な参画を促し、地域課題をともに解決するため、協働によるまちづくりを推進します。

パブリックコメントや各種審議会への参画機会の提供を継続するとともに、多様な世代が自由に対話できる場を充実させ、市民の声を具体的に施策へ反映させます。

(2)地域コミュニティ活動の支援

誰もが安心して暮らし続けられる地域社会を維持するため、町内会等による活動を支援します。

あわせて、担い手の育成や活動拠点の整備、運営面でのサポートに加え、町内会連合会が実施している事業の見直しを行い、時代に即した持続可能な地域コミュニティの構築を推進します。

(3)広報・広聴活動の充実

市政への理解と信頼を高めるため、様々な媒体を活用し、効率的・効果的に行政情報を分かりやすく発信し、行政と市民の情報共有を促進します。

また、幅広い層の市民意見を的確に把握する機会の充実を図り、市政への反映に努めます。

1-2

人権尊重と男女共同参画の推進



目指す姿

誰もが人権を尊重され、性別や年齢にかかわらず活躍でき、安心して暮らせる社会の実現を目指します。

現状と課題

いじめ・ハラスメント等の人権課題に対して、市民一人ひとりが自己や他者の人権を守る意識を育むために人権教育や啓発活動に取り組んできました。

また、男女がともにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮することができる社会を目指して、本市では「名寄市男女共同参画推進条例」に基づいて様々な取組を推進してきました。

昨今では、インターネット上の人権侵害、多様な性(性的マイノリティ)への理解不足といった課題への対応も必要とされており、すべての人が生きがいを感じられ、多様性が尊重される社会の実現が不可欠です。

さらに、男女共同参画を推進し、固定的な性別役割分担意識から解放され、すべての人が希望に応じて、個性と能力を十分に発揮できる地域づくりが必要です。

基本的な方向性

年齢や性別にかかわらず、誰もが個性や能力を発揮できる社会の実現に向けたまちづくりを進めます。

また、学校・家庭・職場・地域などのあらゆる場において、それぞれの視点で人権意識・男女共同参画意識の醸成を図るため、国や北海道の取組と連携しながら人権教育や啓発活動に取り組めます。

主な施策・取組

(1)人権教育・啓発の推進

誰もが尊重され安心して暮らせる地域をつくるため、人権に関する周知・啓発を推進します。

あわせて困りごとが早期の相談につながるよう、人権相談など相談窓口の周知と連携体制を整えます。

(2)男女共同参画の推進

誰もが暮らしやすく、働きやすい環境を整えることで、多様な人々が活躍できる場を広げ、性別にかかわらず、個性や能力が発揮できる社会の実現を目指すとともに、審議会等への女性参画を促進します。

また、学校・家庭・職場・地域などにおける、性別に基づく役割分担意識を見直すため、学校や企業・個人に向けた啓発活動を継続して行います。

1-3

デジタル・トランスフォーメーション（DX）の推進



目指す姿

デジタル・トランスフォーメーション（DX）を推進し、市民サービスの利便性向上と行政運営の効率化を目指します。

現状と課題

行政サービスの効率化と市民サービスのさらなる向上を図るため、専門的知見を有する外部人材の登用や、令和5年3月に策定した「名寄市DX推進計画」のもと、文書管理システムやタブレット導入による庁内業務のペーパーレス化、電子地域通貨「Yoroca」の導入、オンラインで住民票の写しなどの交付申請ができる行政手続のオンライン化など、デジタル技術の活用を進めてきました。

また、「誰一人取り残されない、人にやさしいデジタル化」を目指し、スマートフォン教室や相談会を開催するなどデジタルに不慣れな方々への支援にも取り組んできました。

デジタル社会の進展に伴い、行政が扱う情報やシステムの重要性は増しており、情報システムの安定的な稼働確保、計画的な機器・システム更新、クラウド活用を前提とした運用管理の高度化、情報セキュリティ対策の継続的な強化が必要です。

さらに、スマートフォンやインターネットを活用した利便性の高い行政サービスのさらなる拡充をはじめ、専門知識を持つデジタル人材の確保・育成が課題となっています。

基本的な方向性

今後は、市民が利用しやすい行政サービスの実現と行政運営の効率化の両立を目指し、オンライン手続の拡充やデジタル技術を活用した情報提供の充実を進めるとともに、デジタルディバイド対策などにより、デジタルに不慣れな方も安心して利用できる環境を整えます。

さらに、AIなどの技術を活用し、問い合わせ対応や情報提供の高度化等を通じて市民サービスの向上や庁内業務の効率化を進めます。

あわせて、情報システムのクラウド活用を前提とした運用管理、計画的な更新、セキュリティ対策を強化し、安定的で信頼されるデジタル基盤を構築するとともに、職員のスキル向上や組織体制の強化を図ります。

主な施策・取組

(1) 庁内のDX推進

持続可能な行政運営と市民サービスの向上を両立させるため、デジタル技術の活用による業務効率化を図り、事務負担の軽減を図ります。

また、計画的な機器・システムの更新、運用管理の高度化、情報セキュリティ対策の強化を図り、情報システムの安定的な稼働確保に努めます。

あわせて、職員の基礎的なデジタルリテラシー向上、データ活用やデジタルスキル向上に取り組むことで業務の高度化・迅速化を図り、市民との対話や複雑な課題解決に注力できる体制を目指します。

(2) 地域のDX推進

市民の来庁の負担を減らし手続きを便利にするため、行政手続きのオンライン化における対象手続きを段階的に拡充するとともに、名寄市電子地域通貨「Yoroca」を含めたキャッシュレス決済なども組み合わせ、市民に寄り添う利便性の高い行政サービスを目指します。

また、誰一人取り残されないデジタル化を進めるため、デジタルディバイド対策などにより、デジタルに不慣れな方への支援を行います。

さらに、暮らしを支えるあらゆる分野でデジタル技術を活用し、地域課題の解決と地域の活性化を推進します。

I-4

交流活動の推進



目指す姿

市内外との多様な交流を通じた人と地域のつながりにより、地域の活力向上を目指します。

現状と課題

令和2年からのコロナ禍により、国内外の交流活動は一時中断を余儀なくされましたが、近年は交流を再開し、姉妹都市提携および友好都市提携を結んでいる国内外の都市と市民団体等による人的交流を中心とした活動の推進に努めてきました。

移住促進の面では、「名寄市移住促進協議会」が中心となって首都圏等での相談会への出展や移住体験ツアーに取り組んできたほか、移住コーディネーターを配置し、移住相談体制の充実強化や本市の魅力発信を推進してきました。

しかし、各会会員の高齢化、会員数の減少により、現在実施している国内交流、国際交流、外国人支援事業の一部は事業継続が難しい状況になってきています。

基本的な方向性

各会の事業等を精査しながら(仮称)国際交流協会の立ち上げや各会の会員が中心となって事業展開できるような体制構築を推進していきます。

また、市内外に向けた地域の魅力の情報発信強化により、交流人口・関係人口の拡大と移住定住の促進を図ります。

また、外国人支援に関する現在の事業を持続発展させていくとともに、多文化共生に向けた国際交流のさらなる充実を図ります。

主な施策・取組

(1)国内交流の推進

人材育成と地域の魅力発信を進めるため、姉妹都市や交流自治体との交流を図り、地域の活性化と相互発展を目指します。

また、団体間の交流事業を支援し、学校や地域活動とも連動させながら学び合いの機会を増やすとともに、地域の文化や魅力ある特産品の情報発信を通じて、継続的なつながりを育てます。

(2)国際交流の推進

グローバル社会に対応し、国際感覚豊かな市民の育成を図るため、カナダ国リンゼイ市(現カワサレイクス市)との長きにわたる姉妹都市提携を軸に、次世代を担う青少年の相互派遣や交流を継続し、異文化への理解と親善を深める機会を提供します。

また、名寄市立大学が実施している学生の海外学習を通じた人材育成を支援するとともに、台湾交流では中学生、高校生の台湾派遣事業を実施し、幅広い視野を持った人材の育成を図り、交流の裾野を広げつつ地域の活性化を目指します。

(3)関係人口の拡大と移住の促進

SNS等を活用した魅力発信やシティプロモーションの推進により、スポーツ合宿の誘致や市外教育機関等との交流の推進など、地域と多様に関わる人を増やすことで、名寄市を応援する関係人口の拡大を図ります。

また、移住促進を図るため、移住体験ツアーの受入れのほか仕事・住まい・子育て等の情報を分かりやすく発信し、移住希望者のニーズに応じたきめ細かな支援を行います。

(4)外国人支援と市民交流の推進

市内に在住する外国人を対象に日本語教室を開催し、日本語学習の機会を提供します。

また、外国人が地域で活躍できるよう、市民と外国人が交流できる場をつくり、相互理解を進めます。

1-5

広域行政の推進



目指す姿

近隣自治体と連携し、効率的で質の高い行政サービスを提供できる地域づくりを目指します。

現状と課題

本市は、医療、消防、ごみ処理などの広域的な課題に対して2市9町2村で構成される北・北海道中央圏域定住自立圏における広域的な取組として、救急医療の維持・確保や医療体制の充実、観光の振興などの事業を進めてきました。

また、名寄インターチェンジ周辺拠点整備事業として、道北圏域の広域を範囲とする物流・防災拠点整備構想の検討を進めており、令和7年9月に民間事業者を含む検討協議会を設立しました。

人口減少に伴い、各自治体単独での行政サービスの維持が困難になってきており、圏域全体の持続可能性を確保するためには各自治体の役割分担と連携強化が求められます。

基本的な方向性

人口減少・少子高齢化に加えて地方財政も厳しい状況であり、周辺自治体と協力しながら定住自立圏共生ビジョンを着実に推進していくことが必要です。

また、広域防災力の向上や物流網の効率化をはじめ、人材不足など、新たな課題解決に向けた検討を進めます。

主な施策・取組

(1) 定住自立圏の連携強化

上川北部圏域の中心市として、近隣自治体との定住自立圏の連携を強化し、医療、福祉、交通、教育などの機能を圏域全体で共有・維持するとともに、共同事業の拡充や人材確保、役割分担の明確化を進めることで、効率的で質の高いサービスを提供します。

(2)広域的な行政サービスの推進

行政運営の効率化を図るため、廃棄物処理など広域で行うことでメリットが得られる分野において、共同処理や連携を推進します。

また、単独自治体では対応が困難な課題に対して、広域的な視点での課題解決に向けた検討を進めます。

(3)広域防災力の向上や物流網の効率化

広域防災力の向上や物流網の効率化を図り、道北圏域の安全・安心な生活を維持していくため、定住自立圏市町村と連携した取組を進めます。

I - 6

健全な財政運営



目指す姿

将来世代に負担を残さず、持続可能で健全な財政運営を目指します。

現状と課題

本市は、自主財源の割合が低いため、事業を行う際には、過疎債などの交付税措置率の高い起債や、基金の活用などにより、持続可能な財政運営となるよう努めてきました。

自主財源に関しては、導入が拡大しているスマートフォン決済アプリによるキャッシュレス決済とコンビニ納付を併用する納付方法を令和3年度より、地方税統一QRコードを活用した納付を令和5年度よりそれぞれ採用し、納税者への利便性向上を図るとともに、市税等の財源確保を図ってきました。

また、ふるさと納税の取組では、本市の特色を表す6つの寄附目的を設定し、市内事業者と協力しながら魅力ある返礼品の提供と寄附の募集を行っています。

しかし、近年の物価高騰による様々な経費の増加や人件費の上昇、老朽化した公共施設の維持更新費用など今後においても財政支出の増加が見込まれ、非常に厳しい財政状況に直面しています。

そのため、行財政改革にしっかりと取り組み、持続可能で健全な財政運営に努めていくことが必要です。

基本的な方向性

限られた財源の中で、多様な行政需要に効果的に対応していくため、事業の選択と集中の実質化を図るとともに、公共施設のあり方について検討を進め、次世代に過度な負担を残さないよう、健全で持続可能な財政運営に努めます。

主な施策・取組

(1) 安定的な財政運営の推進

将来にわたり必要な行政サービスを維持するため、中長期の収支見通しに基づく財政運営を行います。

また、徹底した行財政改革の取組を通じ、事業の選択と集中の実質化を念頭に、市民ニーズを捉えた歳出の適正化を図るとともに、限りある財源を有効に活用し、次世代に過度な負担を残すことのないよう健全で持続可能な財政運営に努めます。

(2) 公共施設マネジメントの推進

公共施設やインフラ施設の総合的かつ計画的な管理を通じ、財政負担の軽減と平準化を図ります。

公共施設に関しては、名寄市役所庁舎(名寄庁舎・風連庁舎、智恵文支所)、名寄消防署をはじめとして、各種スポーツ施設、学校教育施設の老朽化が進んでいることから、これら施設のあり方の検討を踏まえた上で集約化・複合化や長寿命化に取り組みます。

(3) 多様な財源確保策の強化

国や道などからの補助金・交付金については、各関係機関の情報に注視し、着実な歳入確保と新たな歳入の創出に取り組みます。

市税については収納率の向上を図り、未収の発生防止に努めます。

また、受益者負担の適正化の観点から使用料・手数料の見直しや財産収入などの強化策について検討を行います。

ふるさと納税については積極的に事業の展開を行うことで自主財源の確保・充実に努めます。

(4) 庁舎のあり方の検討

立地適正化計画や公共施設等再配置計画、公共施設等総合管理計画と整合性を図り、様々な行政機能の拠点となる庁舎のあり方について検討を進めます。

I-7

効率的な行政経営



目指す姿

限られた資源(人材・財源・時間)を最大限に活用し、デジタル技術や民間の手法も取り入れた質が高い行政経営を目指します。

現状と課題

生産年齢人口の減少に伴い、職員数の減少が見込まれる中、効果的・効率的で持続可能な行政経営を推進するため、選択と集中の実質化に向け、前例にとられない事業の見直しを行ってきました。

また、行政評価や実施計画のローリング、予算編成を通じて、事業や取組の改善・見直しを行い、適切な行政サービスの提供と市民への説明責任の遂行に努めています。

公共施設の運営では指定管理者制度を導入し、民間に公共施設の管理を委ねることで、民間のノウハウを活用した住民サービスの向上と経費節減を図っています。

今後は、限られた職員数で多様化・高度化するニーズに対応するための能力向上、業務効率化や事務事業の見直し、経営感覚を持った事業の推進が求められます。

基本的な方向性

人口減少や業務量を鑑みた適正な職員数での業務遂行が求められる中、職員の研修等による知識・技能の習得、意識向上に取り組めます。

また、前例にとられないゼロベースでの業務の見直しを行うとともに、BPR(業務改善)やデジタル技術の導入、経営感覚を持った事業の推進により、持続可能な仕組みを構築します。

主な施策・取組

(1)適正な事務事業の推進

事務事業について行政評価などを行い、PDCAサイクルの実効性の向上により、事業の見直しを進めます。

あわせて、事業の選択と集中の実質化に向け、重複する取組や効果の低い取組の整理を進めるとともに、将来を見据えた必要性の高い施策事業へ重点的に資源を配分します。

(2)人材育成・確保の推進

多様化・高度化する行政課題に的確に対応するため、職責に応じた必要な能力を習得するための研修の実施、自ら学ぶ機会の充実により限られた経営資源を最大限に活用し、自ら考え行動する人材を育成することで、組織全体の力を高め、持続可能な行政経営基盤の強化を図ります。

また、公務の魅力発信、ワーク・ライフ・バランスに配慮した職場環境の整備、外部人材の活用などにより安定した人材確保につなげます。

(3)民間活力の活用

民間のノウハウや技術を積極的に取り入れ、行政サービスの向上とコスト削減を目指すため、指定管理者制度の適正な運用に加え、PFI手法の検討や、地元企業との連携などにより、地域の課題解決に向けた取組を推進します。

行政が担うべき役割を見極めつつ、民間ならではの柔軟な発想や経営手法を取り入れ、地域経済の活性化と効率的な行政経営に取り組みます。

基本目標Ⅱ

【保健・医療・福祉】

誰もが健やかに安心して暮らせる支え合いのまちづくり

II-1

健康の保持増進



目指す姿

市民一人ひとりが健康に関心を持ち、生涯を通じて心身ともに健やかでいきいきと暮らせるよう、健康づくりを通して健康寿命の延伸を目指します。

現状と課題

誰もが住み慣れた地域で心豊かに元気で生活できるよう、こどもの健やかな発達・発育支援、感染症予防、疾病の予防および早期発見を目的とした各種事業を実施し、市民の健康づくりに取り組んできました。

がん検診では、早期発見のため検診対象年齢を引き下げたほか、経済的負担軽減など受診しやすい環境づくりに努めてきました。

今後も、市民の健康意識のさらなる高揚と自主的な健康づくり活動の促進を基本に、ライフステージに応じたところと身体の健康づくりを通して、健康寿命の延伸を目指す必要があります。

基本的な方向性

それぞれのライフステージにおいて健康に過ごせるよう、市民が「自分の健康は自分で守る」という健康意識の向上を図るとともに、社会全体として健康的な生活を送ることができる環境づくりを推進します。

また、健康診査等による疾病の早期発見・早期治療、感染症予防および介護予防活動の充実により、健康寿命の延伸を図ります。

主な施策・取組

(1)健康づくりの推進

市民が生涯にわたって心身ともに健康的な生活が送れるよう、こどもの発達・発育支援、健康診査、健康相談、健康教育、訪問指導などを実施します。

市民一人ひとりが「自分の健康は自分で守る」という主体的な意識を持てるような周知・啓発を行い、定期的な健康診査の受診や感染症予防のための予防接種など健康寿命延伸につながる取組を推進します。

(2)生活習慣病の発症および重症化の予防

糖尿病や高血圧など生活習慣病の発症および重症化を防ぐため、健康診査やがん検診等の受診率向上に向けた取組を推進します。

健診結果に基づき食生活や運動習慣の改善などの保健指導および必要に応じた医療機関への受診勧奨を丁寧に行い、健康への意識づくりを推進します。

また、医療・保健の連携により、定期的な健診の受診勧奨を含め継続的にフォローができる体制の整備を進めます。

II-2

地域医療の充実



目指す姿

必要なときに安心して医療を受けられる、安定した地域医療体制の維持・確保を目指します。

現状と課題

名寄市立総合病院においては、快適な療養環境、質の高い医療・看護体制を維持するため、病室等既存設備の改善整備を進めたほか、令和3年3月に自動精算機を導入、令和6年3月には手術室棟を増築し、急性期医療を担う病院として、患者サービスの向上および機能強化を図ってきました。

名寄東病院は、建物の老朽化や医療ニーズの変化により、施設や機能の見直しが必要になっており、新病院の整備について調査・検討を行ってきました。

今後は、圏域の医療機関との機能分担、連携を進め、限られた医療資源を有効に活用し、適切な医療を効率的に提供できる体制を継続していくことが必要となっています。

また、名寄市立総合病院および名寄東病院は設備の老朽化が進んでいることや、よりプライベートを確保できる少人数の病室が求められること、新型コロナウイルスをはじめとした各種感染症への対応など、多様化するニーズ、求められる施設・設備の変化に応じた更新を検討していく必要があります。

基本的な方向性

市民が生涯を通じて心身ともに健康に暮らしていくために、限られた医療資源を地域全体で効率的に活用していくことで持続可能な地域医療提供体制の構築に努めます。

また、地域の医療ニーズを踏まえた医療体制の維持・確保、名寄市立総合病院の診療機能強化を図ることで地域医療の充実に努めます。

主な施策・取組

(1) 地域医療体制の充実

誰もが安心して適切な医療を受けられるよう、医療施設の老朽化対策を推進するとともに、診療所の新規開業に対して支援を行います。

また、名寄市立総合病院を中心とした地域の医療機関の適切な役割分担により、将来にわたり持続可能で質の高い地域医療提供体制の構築に努めます。

(2)医療従事者の確保と定着支援

大学等への募集活動、学資金貸与や奨学金返済支援制度の活用などにより新採用職員の確保に努めるとともに、医療DXの活用等による業務の改善、研修・教育環境の充実を図り、職員が安心して働き続けられる環境を整備します。

(3)地域医療機関の連携と救急医療の充実

道北北部医療連携ネットワークを有効に活用しながら、医療機関の連携、医療資源活用の最適化を図り、道北三次医療圏における地方センター病院として医療提供体制を維持します。

II-3

子育て支援の推進



目指す姿

安心してこどもを産み育てることができ、地域全体で子育てを支える体制の充実を目指します。

現状と課題

公立保育所の老朽化に対応するため、西保育所と南保育所を統合し、市立認定こども園「あいあい」を令和6年4月に開園するとともに、慢性的な保育士不足に対応するため、保育士等の確保対策を進め、令和6年4月1日時点における待機児童は0人となりました。

かねてから要望の多かったこどもの遊び場については、令和3年12月にこども用屋内遊戯施設「にこにこらんど」を整備し、市内外から多くの親子に利用いただいています。

また、子育て世帯の経済的負担の解消に向けて、医療費の全額助成を令和2年には小学校6年生まで、令和6年には高校生年代までに拡大して実施しています。

母子の健康支援については、妊娠期からの切れ目のない支援を実施しており、マタニティ教室や産後の心身のケアや育児サポートなどきめ細かい支援を行う産婦健康診査・産後ケア事業を実施してきたほか、妊婦やその家族が安心して妊娠・出産に臨めるよう、保健師による伴走型支援を実施しています。

今後は、保護者ニーズに応えられる保育提供体制の確立やすべてのこどもが生涯にわたってウェルビーイングを維持、向上させることができるようこども・子育て支援の充実が求められます。

基本的な方向性

安心して産み、育てられる環境の充実と、こども一人ひとりが平等に育まれ、健やかに育つ環境づくりを地域ぐるみで進めるため、切れ目ない相談・支援体制の充実および関係機関との連携強化を図り、ここで育って、ここで育ててよかったと言えるまちを目指し、子育て支援の推進に努めます。

主な施策・取組

(1) 保育環境の整備と提供体制の確保

共働き世帯の増加に伴う保育ニーズに対応するため、市内の教育・保育施設におけるこどもの受入れ体制の維持を図るとともに、安全・安心な保育環境の整備と保育の質向上に努めます。

また、慢性的な保育士不足に対応するため、就職支援金や名寄市の保育の魅力発信の取組、名寄市立大学との連携強化などの保育士確保対策を推進します。

(2)母子保健対策の推進

妊婦やその家族が安心して妊娠・出産に臨めるよう、保健師等による伴走型の相談支援を推進します。

また、関係機関との連携のもと、マタニティ教室をはじめ、乳幼児健康診査、育児に関する健康教育や相談など、各種母子保健事業の一層の充実を図ります。

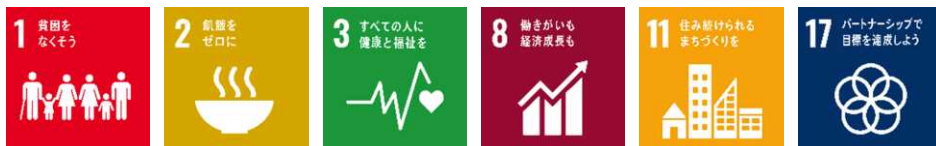
(3)こども・子育て支援の充実

すべての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う「こども家庭センター」を設置し、関係機関との連携のもと、支援が必要なこどもと家庭への情報提供の充実ときめ細かな支援に努めます。

また、子育て支援に関するニーズ等の把握に努め、子育て支援サービスの充実とこどもの最善の利益の実現を目指します。

II-4

地域福祉の推進



目指す姿

住み慣れた地域で、すべての市民が互いに支え合いながら、安心して暮らせる地域共生社会の実現を目指します。

現状と課題

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、名寄市社会福祉協議会をはじめとする様々な福祉関係団体と連携しながら地域における支援のネットワークづくりや生活支援の体制づくりを進めてきました。

老朽化が進んでいた総合福祉センターは、平成28年度から大規模改修を行い、福祉推進の拠点としての機能の充実を図りました。

近年は、人口減少や世帯構成の変化、地域コミュニティのつながりの弱まり等を背景として、ひきこもりや生活困窮など、単一の制度では解決できない複雑な生活課題が増加しており、これらに対応するために、関係機関との協働による支援体制の充実が求められています。

基本的な方向性

住み慣れた地域で、すべての市民が互いに支え合い、認め合いながら、自分らしく生きるための「自立と共生」の地域社会づくりを目指します。

また、市民誰もが安心して健やかに暮らしていくことができるように、保健医療福祉の連携をさらに進めるとともに、民生委員児童委員をはじめとする市民と協働して、地域社会全体で住民の福祉を支え合うまちづくりを進めます。

主な施策・取組

(1) 地域福祉の普及・推進

地域共生社会の実現に向け、関係団体等と連携し、広報・啓発活動を推進するとともに、市民の福祉意識の高揚を図ります。

また、ボランティア活動の促進など住民同士の支え合いである「互助」を基盤とした活動の推進を支援します。

(2)福祉関係団体との連携強化

地域福祉の中心的な団体である名寄市社会福祉協議会をはじめ、町内会や市民活動団体、民生委員児童委員等の活動を支援します。

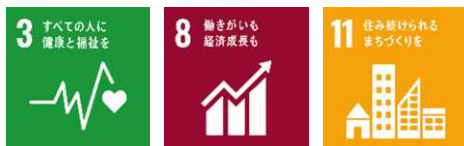
また、各福祉団体の活動拠点である名寄市総合福祉センターの機能強化を図るなど、地域福祉活動の推進を図ります。

(3)生活に困っている人への包括的支援の充実

生活困窮者^等が抱える多様で複合的な課題に対する相談窓口として、「生活相談支援センター」を設置し、社会福祉団体をはじめ名寄公共職業安定所、名寄保健所、民生委員児童委員などの連携により生活困窮者^等の相談を継続的かつ包括的に対応するとともに、経済的および社会的自立に向けた生活支援の充実を図ります。

II-5

高齢者福祉の推進



目指す姿

高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持ち、安心して暮らし続けられるよう、地域包括ケアシステムの深化・推進を目指します。

現状と課題

本市の65歳以上の高齢者数は、令和7年10月現在で8,383人、高齢化率は34.5%となっています。

また、高齢者数における75歳以上の後期高齢者の占める割合は60.8%ですが、令和12年には62.7%まで上昇すると見込まれており、医療・介護の需要がさらに増大することが予想されます。

高齢者が安心して暮らし続けるためには、切れ目ない医療と介護の提供体制の整備を継続するとともに、介護人材の確保や介護予防事業の拡充など課題解決に向けた取組が必要です。

基本的な方向性

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、地域包括ケアシステムの充実を図る取組を推進します。

主な施策・取組

(1) 介護保険サービスの円滑な推進

介護が必要な高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、介護人材の確保および介護サービスの充実に努めます。

また、サービスの質の維持・向上を図るとともに、制度に関する分かりやすい情報提供を行い、利用者が状態に応じたサービスを適切に選択できるよう、きめ細かなサポート体制を維持します。

(2) 介護予防と高齢者支援の推進

高齢者が自立した生活を送ることができるよう、介護予防事業の取組を推進します。

除雪サービスをはじめとする生活支援サービスについては、地域課題や住民ニーズの把握に努め、地域の多様な主体によって高齢者を支える体制づくりを進めます。

また、高齢者の尊厳を守り、その人らしい生活を支えることを目指します。

(3)認知症施策の推進

認知症になっても本人の意思が尊重され自分らしく暮らし続けることができるよう、本人と家族を支援する体制の維持・確保を図ります。

また、認知症サポーターの養成やチームオレンジの活動を通じて、地域における見守りおよび支援体制の充実に努めます。

(4)生きがいづくりと社会参加の促進

健康づくり教室や生きがい講座、老人クラブなど高齢者が地域の中で気軽に参加できる活動を支援します。

高齢者がこれまで培った経験や知識を活かし、社会の中で役割を持って活躍できる取組を支援します。

(5)在宅医療・介護連携の推進

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、在宅医療と介護の提供体制の充実に努めます。

また、ICTの活用などにより、医療機関と介護事業所等が効果的に連携できるよう取組を推進します。

II-6

障がい者福祉の推進



将来のまちの姿

障がいがあっても地域で安心して自分らしく生活できるよう、地域共生社会の実現を目指します。

現状と課題

これまで、障がいのある人が、地域で切れ目なく支援を受けられる体制の基盤整備を進めてきました。しかし、生活上の課題など、支援ニーズは複雑化・多様化しており、障がいのある人本人のみならず、その家族を含めた包括的な支援体制のさらなる充実が求められています。

基本的な方向性

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、さらなる支援の充実を図るとともに、基幹相談支援センターと市内相談支援事業所が連携し、持続可能な相談支援体制の構築や質の向上を図ります。

また、障がいに対する理解が深まっていくよう関係団体と協力して差別や偏見をなくすための啓発活動を行い、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様なあり方を認め合える地域共生社会の実現を推進します。

主な施策・取組

(1)障がい者理解の促進と権利擁護の推進

市民一人ひとりが障がいの特性や社会的障壁を正しく理解し、障がいのある人に対する差別や偏見をなくすため、広報啓発活動を推進します。

また、虐待防止や本人を不利益から守る成年後見制度の利用促進など、障がいのある人の権利を守る制度の周知と利用促進を図ります。

(2)地域生活支援体制の充実

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して自立した生活を送れるよう、障害者総合支援法に基づく生活支援(介護給付)の充実や、基幹相談支援センターを中心に市内の障害福祉サービス事業所

と連携し、「親亡き後」や重度化・高齢化を見据えた、地域生活支援拠点としての機能充実を図ります。
また、関係機関の連携により、障がい児の発達段階に応じた切れ目ない支援を推進します。

(3)就労支援の充実

ハローワークや就労支援事業所等との連携に加え、就労系の福祉サービスや一般就労への移行サポートなどを通じ、個々の特性に応じた多様な働く機会の確保に努め、障がいのある人の自立と社会参加を支援します。

また、雇用促進のための啓発活動など、関係機関との連携を推進します。

(4)生活環境等整備の充実

障がいのある人が、文化やスポーツ、レクリエーション活動を通して、生きがいのある豊かな生活を送れるよう、様々なニーズにあった情報発信と生活環境の整備、個々の能力が十分に発揮できる場の創出に努めます。

また、障がいのある人を災害から守るため、関係機関との連携を図ります。

基本目標Ⅲ

【生活環境・都市基盤】

快適な都市空間と自然が調和する安全なまちづくり

III-1

環境との共生



目指す姿

豊かな自然環境を次世代へ引き継ぎ、良好な生活環境の保全と人と自然が調和した持続可能な脱炭素社会を目指します。

現状と課題

国においては、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「カーボンニュートラル」宣言がされ、本市でも令和3年11月に「名寄市ゼロカーボンシティ宣言」を行いました。

また、令和5年3月には「名寄市ゼロカーボン推進再生可能エネルギー導入計画」、令和7年3月には、市民・事業者・行政が一丸となり、気候変動と地域課題を解決し、ゼロカーボンシティ実現を目的とした「名寄市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」を策定し、市全体での取組を推進しています。

今後は、再生可能エネルギーの導入促進や省エネルギーの徹底など、2050年のカーボンニュートラル実現に向けた取組を計画的に進めていくことが求められます。

基本的な方向性

脱炭素社会の実現に向け、一人ひとりが環境問題を自らのこととして捉え、日頃から意識して行動できるよう、啓発活動を継続します。

また、公害のない生活環境の保持に向けた取組や、自然環境の保持に努めます。

火葬場、墓地・霊園の計画的な整備による良好な生活環境の保全のため、今後のあり方についての検討を進め、利用しやすい環境を整えます。

主な施策・取組

(1)地球温暖化対策の推進

「ゼロカーボンシティ宣言」に基づき、温室効果ガスの排出削減に向けた取組として、省エネ行動や設備導入の促進、公共施設への省エネ設備の導入、再エネ等の活用を進めます。

また、環境負荷の少ないライフスタイルへの転換を促しながら、次世代に豊かな地球環境を引き継ぐための持続可能なまちづくりを推進します。

(2)自然環境の保全

身近な自然を守り次世代につなぐため、自然環境の保全と適切な利用を推進します。

公害の防止を図り、河川・森林などの環境の保全活動を進めるとともに、関係機関と連携して公害の防止と生物多様性の維持を図ります。

(3)火葬場、霊園・墓地の適正管理

火葬場の機能維持のため、定期的な保守・点検を実施し、施設の適正管理を行います。

また、今後の火葬場施設の機能維持に向けた改修等についても検討を進めます。

あわせて、霊園・墓地利用者の利便性の向上に向けた適正管理に努めるとともに、整備が必要な箇所については、計画的な整備を行います。

III-2

循環型社会の形成



目指す姿

ごみの減量と資源化を推進し、環境負荷の少ない循環型社会の実現を目指します。

現状と課題

循環型社会の形成に向け、3R運動を基本としたごみの分別・資源化の啓発や再生資源集団回収事業を通じた廃棄物の減量化・資源の有効利用に関する意識の向上に取り組んできました。

名寄市・美深町・下川町・音威子府村(以下「4市町村」)で構成する名寄地区衛生施設事務組合において、建設工事を進めてきた名寄地区一般廃棄物中間処理施設「エコスピカ」は、焼却と破碎選別によるごみの処理方式を採用しているため、ごみの分別区分などが大きく変わることから、市民に対して、丁寧な周知と説明が必要となります。

また、4市町村のし尿と浄化槽汚泥(以下「し尿等」)を処理している名寄地区衛生施設事務組合の衛生センターは、老朽化が進んでいるため、下水との共同処理を行う検討を進めています。

基本的な方向性

リデュース(発生抑制)・リユース(再利用)・リサイクル(再資源化)の従来の3Rに、リフューズ(不要なものは断る等)を加えた「4R運動」を展開し、より質の高い循環型社会を目指すとともに、廃棄物の適正処理を進めます。

また、し尿等は、名寄下水終末処理場において、令和12年度から広域による下水との共同処理を目指します。

主な施策・取組

(1)ごみ減量・リサイクルの推進

市民一人ひとりがごみ減量化に向けた意識を高めることができるよう、広報誌やホームページ、SNSなどによる広報活動を行うとともに、環境教育学習や再生資源集団回収事業などを通じた意識啓発に取り組みます。

また、「エコスピカ」の稼働に伴う分別区分の大きな変更に合わせて、正しいごみ分別方法の普及・啓発を推進します。

(2)一般廃棄物(ごみ・し尿等)の適正処理と安定的な処理体制の整備

広域連携のもと、一般廃棄物の適正処理に努めるとともに、「エコスピカ」やリサイクル施設をはじめとするごみ処理施設の安定的な管理・運営に努めます。

また、し尿等は、4市町村・名寄地区衛生施設事務組合・名寄市下水道事業が連携し、名寄下水終末処理場において、令和12年度から広域による下水との共同処理を目指します。

(3)環境美化の推進

不法投棄を防止するため、広報誌や看板・のぼり等の設置を通じて、市民・事業者に対する周知・啓発を行います。

また、土地の所有者・管理者に対しては、不法投棄を招かないための適正な管理の重要性について、周知・指導・助言を行い、土地管理の適正化を促進します。

さらに、市民や団体による地域清掃活動を推進することで、公共空間の美化を継続するとともに、地域全体で適正な廃棄物処理を支える意識の醸成を図ります。

III-3

消防・救急体制の確保



目指す姿

あらゆる災害から市民の暮らしを守るため、強靱で持続可能な消防・救急体制を目指します。

現状と課題

現在の消防庁舎は名寄消防署(昭和54年建設)、名寄消防署風連出張所(昭和47年建設)ともに建築から約50年を経過し、災害に強い、消防庁舎の設置が重要な課題となっています。

また、消防団員の減少と高齢化が進んでおり、地域防災力の維持が課題となっています。

消防指令システムについては、平成22年度の設置から15年以上が経過しているほか、デジタル無線についても、平成26年度の設置から10年以上を経過しており、更新が急がれる状況にあります。

車両の整備では、更新計画に基づく消防車や救急車の更新により消防・救急・救助体制の充実強化が図られていますが、納車の遅れや財源確保が課題となっています。

基本的な方向性

消防指令システムについては、これまで名寄消防署単独で更新を行ってきましたが、今後は国が推奨する広域化の方針も考慮しながら従来方針にとらわれず幅広い枠組みの中で検討を進めます。

また、デジタル無線設備について最小の投資で最大の効果を得るための更新に向けた整備について検討を進めます。

これらの設備を整備する庁舎についても老朽化が進んでいるため、災害に強い消防庁舎のあり方について引き続き検証します。

主な施策・取組

(1) 消防組織体制の確保

消防署員の知識と技術の向上を図る訓練や研修の実施に加え、地域防災の要である消防団員の確保と現場対応能力の向上につながる訓練と人材育成に取り組みます。

また、消防団の活動環境を整えることで組織の活性化を図り、常備消防と消防団が密接に連携し大規模災害にも対応可能な体制を維持します。

(2)住宅火災防止対策の推進

住宅火災による死者の発生を防止するため、高齢化の進行や生活環境の特性を踏まえた防火意識の高揚を図る啓発活動を推進するとともに、住宅用火災警報器の設置徹底および適切な維持管理に向けた各種取組や防火訪問を実施します。

あわせて、積雪寒冷地における季節的な火災リスクを考慮し、季節に応じた火災予防運動の展開等を通じて、地域住民や事業者と連携した防火体制を構築し、火災のない安全で安心して暮らせるまちづくりを推進します。

(3)消防施設(消防庁舎・消防指令システム・デジタル無線)の整備

災害に強く、地域防災の拠点となる消防庁舎のあり方と、導入から15年以上経過している消防指令システムおよび導入から10年以上経過しているデジタル無線設備について、最小の投資で最大の効果が得られる更新方法について、様々な視点から調査、検討します。

(4)消防車両および消防装備の整備

多種多様、甚大化する災害に備えて最新装備の研究を進め、必要かつ無駄のない消防車両および装備について計画的に整備・更新を行います。

III-4

防災対策の充実



目指す姿

災害に強く、市民が安心して暮らせるよう、地域防災力の向上を目指します。

現状と課題

本市では、「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づき、「まるごとまちごとハザードマップ」の取組を行ったほか、名寄市防災ガイドマップとWEBを活用した洪水・土砂ハザードマップデータを作成しました。

また、自助・共助に基づく地域防災力の向上に向けて、自主防災組織の設立支援や地域防災リーダーの育成に取り組んできました。

発災時に被害を最小化するために、行政による防災への取組に加え、今後も地域防災力の向上を図っていくことが必要とされています。

基本的な方向性

市民が日頃から災害に備え、避難行動がとれるよう、引き続き防災や減災に対する意識を高める取組を推進するとともに、職員が災害時に円滑な応急対策をとれるよう防災訓練を実施し、災害対応力の向上を図ります。

また、災害時の情報伝達手段を確保し、確実な避難につなげます。

あわせて、ストレスの少ない避難生活を送ることができるよう防災資機材の整備を推進するとともに、内水氾濫に対応するハザードマップの作成について検討します。

主な施策・取組

(1) 防災体制の強化

災害時に迅速な情報伝達を行うため、Lアラート(災害情報共有システム)の更新を行います。

また、計画やマニュアルの整備・更新を適切に行うとともに、関係機関との連携充実を図り、平時から訓練を通じて災害発生時の実効性を高めます。

あわせて、全国的に多く発生している突発的な豪雨に対応するため、内水氾濫に対応するハザードマップの作成について検討を進めます。

(2)地域防災力の向上

防災に関連する講話や研修会を実施し、地域における防災意識の向上を図るとともに、町内会等の防災力の向上および自主防災組織の育成を支援します。

あわせて、災害時に支援を必要とする方々の把握と支援体制づくりを進め、地域の見守りや連携により、災害時に助け合える体制を整えます。

(3)治山・治水対策の推進

降雨や融雪水による洪水災害等を未然防止するため、河岸の崩れた箇所への護岸整備や土砂、雑木により閉塞した河川の土砂さらいを実施します。

また、危険箇所の把握と対策の優先付けを行い、関係機関との連携による整備や維持管理を実施し、治山・治水対策を推進します。

III-5

生活安全対策の推進



目指す姿

すべての人が事故や犯罪の不安を感じることなく、安心して暮らせる生活環境の確保を目指します。

現状と課題

本市では、春・夏・秋・冬の交通安全運動を全国・全道の交通安全運動と連動し、各団体・機関・町内会などと連携した交通事故の防止と交通安全意識の拡大に努めています。

近年は高齢者等を狙った犯罪、悪質商法、あるいは親族をかたった特殊詐欺等だけでなく、SNSを通じて知らないうちに若者が犯罪の加害者・被害者になってしまうケースや警察官をかたる詐欺など、その手口はますます多様化・巧妙化しており、様々な年齢層に被害が拡大しています。

市民の安全確保のため、「名寄市安全安心地域づくり協議会」を開催し、関係機関・団体と連携し情報共有と市民の防犯意識の高揚を図ってきました。

また、広域で設置した名寄地区広域消費生活センターの運営を通じて、地域住民からの消費に関するトラブルなどの相談に対応するとともに、「悪質商法」や「架空請求詐欺」などの消費者被害を未然に防ぐ取組を推進してきました。

基本的な方向性

交通事故のないまちづくりに向けて、交通安全意識の普及・啓発に努めるとともに、犯罪のない安全で安心して暮らせるまちを目指し、市民の安全意識・防犯意識の向上のため関係機関・団体と連携した防犯に関する啓発活動に取り組みます。

あわせて、適切な消費者情報の提供や消費生活セミナー・出前講座の開催など、消費者被害未然防止の啓発活動を強化します。

主な施策・取組

(1) 交通安全対策の推進

交通事故のない安全な交通社会を実現するため、交通安全教室の開催や街頭啓発を通じて、歩行者の安全確保とドライバーの規範意識の向上を図るとともに、交通事故を誘発する危険箇所の減少

に向けた注意看板などの設置や、地域の要望を勘案しながら必要に応じて公安委員会へ要望をあげるなど、整備を進めます。

また、学校・地域・関係機関と連携してこどもの通学路の安全対策を推進するとともに、近年増加している高齢者による交通事故を防止するための取組を推進します。

(2)防犯対策の推進

警察などの関係機関との連携により身近な犯罪に関する情報共有を積極的に図り、市民の防犯意識を高めます。

また、地域の見守りや防犯意識の啓発を推進し、地域ぐるみの防犯体制と犯罪を未然に防ぐ力を高めます。

(3)消費者の支援と消費者教育の推進

消費者被害の未然防止と被害の最小化を図るため、消費生活センター等の相談窓口において適切な助言や救済を行います。

また、セミナーや出前講座等を通じて、多様な消費者トラブルに対応できる知識の普及に取り組みます。幅広い年代に対する消費者教育の充実に努め、消費者力の向上を進めます。

III-6

都市空間・住環境の整備



目指す姿

暮らしやすく魅力ある住まいと、良好な都市空間の形成を目指します。

現状と課題

安全・安心な都市空間・住環境の確保は、市民生活を支える基盤であり、快適な暮らしを実現するための根幹となるものです。

「都市計画マスタープラン」、「空家等対策計画」、「住宅マスタープラン」等に基づき、都市公園の遊具更新や街路照明の整備、市街地における空き家の解体、戸建住宅等の耐震化支援、市営住宅の改善整備など、住環境の向上に取り組んできました。

今後、さらなる人口減少と高齢化の進行が見込まれる中、都市機能の縮小や空き家の増加・管理不全の拡大などにより、市民の生活環境の維持が困難となることが懸念されます。

持続可能な都市構造への転換と、既存ストックの適正管理・有効活用が重要な課題となっています。

基本的な方向性

市民の暮らしに不可欠な「都市機能」と、人々の「居住」を利便性の高いエリアへ緩やかに集約するなど、将来にわたる市民生活の利便性を確保するとともに、持続可能な都市基盤の構築を目指します。

また、住宅・建築物等の既存ストックについて、再生・利活用から適正な管理や除却までを推進することで、良好な都市空間の維持・向上を図ります。

住環境に関わる住宅施策については、住生活基本法の理念に基づき、多様化するニーズに機動的かつ効率的に対応するため、分野別の個別計画（都市計画・空家・公営住宅・福祉計画等）において施策を展開します。

なお、これら個別計画は、本計画および庁内の連携体制により整合性を図りながら進めます。

主な施策・取組

(1) 都市環境の整備・保全

暮らしやすく魅力ある都市環境を維持するため、街路灯や防犯灯の維持管理、街路樹の剪定、植樹

樹の美化・清掃など適正な整備や保全を行うとともに、維持管理手法について検証を行います。

また、住宅や商工業などの土地利用を適正に誘導し、便利で暮らしやすい街区の形成を目指します。

(2)持続可能な生活基盤整備の推進

人口減少社会への対応に向けた住環境や都市基盤の集約化を進めるため、居住や都市機能の立地誘導を図り、生活利便性を確保するとともに、官民が連携した誘導策の検討を進め、コンパクトで持続可能な市街地の形成を推進します。

(3)空き家・空き地対策の推進

空き家の放置による生活環境の悪化防止と危険防止のため、空き家等の適正管理に向けた啓発を行うとともに、適正管理が行われていない空き家等の所有者等に対し、管理状況の改善に向けた指導を行います。

また、管理不全な空き家等の発生抑制に向けた対策を推進します。

(4)公園・緑地の適正管理

身近な憩いの場を安全に利用できるよう、遊具や設備の点検・更新などの維持管理を行い、公園・緑地を適正に管理するとともに、人口減少に合わせた都市公園のあり方の検討や維持管理手法に関する検証を行います。

(5)公営住宅の適正管理

公営住宅等長寿命化計画において定める目標管理戸数を踏まえ、市営住宅の計画的な改善および用途廃止を推進するとともに、適切な維持管理を実施することにより、住宅に困窮する低額所得者の居住の安定と住環境の向上を図ります。

III-7

上水道の整備



目指す姿

水道水の安定供給の確保と水質の向上を図り、安定的な事業運営に向けて経営の健全化を目指します。

現状と課題

これまで第2期拡張事業により水道未整備地区への配水管新設をはじめ、水道水の安定供給を確保するために水道施設の整備・更新等を進めてきましたが、施設の急速な老朽化が想定され、浄水場の電気設備の改修や老朽管の更新が急務となってきたことから、郊外地区の拡張事業については一時的に凍結としたところです。

今後、人口減少や給水収益の減収が見込まれる中、施設の老朽化に伴う更新需要の増大や耐震化等の様々な課題に対応するため、名寄市水道事業経営戦略に基づき、経営の効率化と健全化を推進し、持続可能な事業運営に向けて経営基盤の強化を図ることが必要です。

基本的な方向性

水道水の安定供給を確保するため、水道施設の老朽化に対応する適切な維持管理と計画的な改修更新や耐震化を推進し、効率的で透明性の高い事業実施に努めます。

また、安定的で持続可能な事業経営を実現するため、名寄市水道事業経営戦略に基づき、経営基盤の強化等に取り組み、市民から信頼される健全な事業経営を目指します。

主な施策・取組

(1)安全で良質な水道水の安定供給

安全で良質な水道水を安定的に供給するため、施設の適切な維持管理と計画的な改修更新に取り組むとともに、大規模地震に備えた耐震化を推進します。

(2)水道事業の安定運営

将来にわたって安定的に事業を継続するため、中長期的な視点に立った経営戦略に基づいて経営基盤の強化を図り、健全な事業経営に取り組めます。

III-8

下水道・個別排水の整備



目指す姿

効率的な維持管理により清潔で快適な生活環境を実現し、安定的な事業運営に向けて経営の健全化を目指します。

現状と課題

将来にわたり安定的に事業を継続するため、令和5年度に策定した「第2期ストックマネジメント計画」に基づき、老朽化した下水道施設の修繕や更新を計画的に実施して長寿命化を図るとともに、適切な維持管理を進めてきました。

また、郊外・農村地区における合併浄化槽の普及率向上のため、個別排水処理施設の整備事業も継続的に進めてきました。

今後は、人口減少等に伴う水需要の減少や施設の老朽化、人員不足等により厳しい経営環境が見込まれるため、経営の効率化と健全化を推進し、経営基盤の強化を図ることが必要です。

基本的な方向性

公共下水道事業と個別排水処理施設整備事業が安定して運営できるよう努めるとともに、名寄市下水道事業経営戦略に基づき、経営基盤の強化等に取り組み、市民から信頼される健全な事業経営を目指します。

また、これまで名寄地区衛生施設事務組合衛生センターで処理していた、し尿と浄化槽汚泥は、名寄下水終末処理場において、令和12年度から広域による下水との共同処理を目指します。

主な施策・取組

(1) 公共下水道の整備

下水道事業を取り巻く環境は、普及率が向上する一方で、施設の老朽化に伴う更新需要の増大や耐震化等の様々な課題が見込まれるため、「第2期ストックマネジメント計画」に基づき、施設の計画的な更新と効率的な維持管理を引き続き実施するとともに、大規模地震に備えた耐震化を推進します。

また、名寄下水終末処理場では、し尿等の共同処理に向けて、近隣町村との広域化・共同化の取組を進めます。

(2)合併浄化槽の設置

郊外・農村地区においては、生活排水処理基本計画に基づき、合併浄化槽の整備を進め、清潔で快適な生活環境を維持するよう努めます。

(3)下水道事業の安定運営

将来にわたって安定的に事業を継続するため、中長期的な視点に立った経営戦略に基づき、経営基盤の強化を図り健全な事業経営に取り組みます。

III-9

道路の整備



目指す姿

安全に移動できる道路環境を整備し、冬期でも快適な交通の確保を目指します。

現状と課題

市道については、市街地・郊外地の防塵処理道路や砂利道などの未改良道路の整備を進めるとともに、老朽化の著しい舗装道路の破損や穴の補修を実施し、利用者の安全を確保してきました。

また、市が管理する橋梁については、5年に1度近接目視点検を行い、その点検結果をもとに橋梁の補修を計画的に推進してきました。

なお、除排雪に関しては、除排雪機械を計画的に更新し、市道除排雪体制を維持してきたほか、除排雪助成事業を拡充して、安全で快適な冬期間の環境づくりに努めています。

今後は、除雪オペレーターの不足や、コストの増大が懸念される中で、効率的な除雪体制の構築や歩行者・自転車が安全に通行できる道路環境の整備が求められています。

基本的な方向性

道路整備・除排雪への市民ニーズが高いことから、市道の適正な維持補修を行い、交付金や国庫補助事業を活用し、計画的・効率的な道路整備を進めるとともに、除排雪体制の維持・強化に努め、冬期間の安全・安心な生活環境の確保を図ります。

主な施策・取組

(1) 国道・道道の整備促進

円滑な人流・物流を支える幹線道路網の整備や主要道路の改良による安全性の向上を図るため、国や北海道への要望活動を行います。

(2) 市道の適正管理

市街地区における公共施設間の連絡道路や通学路、郊外地における未整備道路など、生活に密着した道路等を中心に、市道の整備や維持補修を計画的・効率的に推進します。

(3)橋梁の長寿命化対策

市民の安全・安心を確保し、快適な道路環境を提供できるよう、市が管理する橋梁の点検、補修を計画的に推進し、長寿命化を図ります。

(4)除排雪体制の維持

冬期間における安全・安心な交通確保のため、除排雪機械の適正な維持管理、老朽度や損傷度などをもとに計画的な更新を行い、除排雪体制の維持に努めるとともに、関係機関と連携し、除排雪の充実・促進を図ります。

また、除排雪助成事業の検証を行い、冬期間の安全で快適な生活環境づくりを推進します。

III-10

地域公共交通対策の推進



目指す姿

誰もが利用しやすく、持続可能な公共交通ネットワークの提供を目指します。

現状と課題

宗谷本線に関しては、高校生の利便性向上や高校の魅力向上を目的に、市からの請願駅として、東風連駅を移設する形で名寄高校駅を整備しました。

現在も鉄路の維持に向け、広域の課題として宗谷本線活性化推進協議会を中心に議論を継続しています。

また、バス路線に関しては、路線バスの廃止等に伴い、デマンドバス運行による地域の交通手段を確保してきました。

令和5年11月には、運転手不足等によりコミュニティバスが廃止された名寄地区の市街地において、AI活用型オンデマンドバス「のるーと名寄」の運行を開始しています。

既存のバス路線は利用者の減少により維持が困難になっているほか、運転免許を返納した高齢者や自家用車を持たない学生など、移動に制約がある方々の交通確保が課題となっています。

基本的な方向性

公共交通機関の利用者数の減少や人件費の上昇、燃料代の高騰などにより負担経費が増加傾向にあることから、引き続き、効果的で効率的な公共交通体系の最適化に向けて検討を行います。

また、宗谷本線活性化推進協議会において、宗谷本線を維持存続するため、関係団体と連携して取組を進めます。

主な施策・取組

(1) 宗谷本線維持活動の推進

宗谷本線を維持存続するため、北海道旅客鉄道株式会社や関係機関等に対する陳情・要望活動のほか、宗谷本線利用者の利便性向上および沿線地域の振興に係る各種方策の検討とその推進を図ります。

(2)バス路線の維持・確保

バス路線の維持・確保へ向けた広報や出前講座など利用促進の取組を実施するほか、人口減少やバス利用者の減少、社会状況等を踏まえ、運転手の確保や効率的な運行方法の検討を進めます。

(3)地域公共交通の利便性向上と利用促進

地域の生活交通の実情や公共交通の利用状況などの実態を踏まえ、地域公共交通の利便性向上と利用促進、AI活用型オンデマンドバス「のるーと名寄」も含めた、市全体における公共交通体系の最適化について検討を行います。

基本目標Ⅳ

【産業振興】

地域の資源を活かし活力とにぎわいを生むまちづくり

IV-1

農業・農村の振興



目指す姿

地域の強みを活かし、魅力的で持続可能な農業の実現を目指します。

現状と課題

農産物の安定生産と収益性の向上を図るため、農作物生産基盤の整備の取組として区画拡大や湿害対策、農業用水を安定供給するため老朽化した幹線用水路の改修を推進してきました。

また、「農業振興センター」を活用し、実証圃場における試験栽培により、栽培技術や新規品種・作物の地域適性などの検証を行うとともに、農業者に対する圃場試験結果や新技術を活用した栽培技術等の情報提供を行ってきましたが、共同運営しているJAと十分な協議を重ね、現在の農業情勢にあった役割や体制のあり方等検討を進める必要があります。

畜産においては、生産コスト削減や規模拡大、外部支援組織の構築、優良後継牛の確保等を図るため、農業者、関係機関・団体で構成する「名寄市畜産クラスター協議会」を設置し、省力化機械導入による規模拡大や哺育・育成作業の分業化による労働負担軽減など様々な取組を推進してきました。

今後も担い手の減少や高齢化がより深刻化していくと予想されるため、農業後継者、経営継承者への支援や新規就農者確保対策の充実が求められます。

基本的な方向性

生産者圃場を活用した試験や新技術を活用した栽培技術等の情報提供など、農産物の安定生産と収益性の向上を図るため、農業者ニーズを把握し、国の支援を十分に活用しながら低コスト化、省力化を図る取組を推進します。

また、持続可能な農業となるようJA等関係機関とともに担い手対策や有害鳥獣対策への取組を推進します。

主な施策・取組

(1) 農業生産基盤の整備・保全

将来にわたって安定的な農業生産を維持するため、生産性の高い農地の整備と保全を推進します。
また、農業用施設の計画的な維持管理を支援し、災害に強い基盤を整えることで、本市の基幹産業

である農業が持続的に発展できる環境を構築します。

(2)持続可能な農業経営の推進

スマート農業の情報発信や導入促進を通じて農作業の省力化と生産性向上を図ります。

また、経営の多角化や安定雇用、法人化に向けた相談体制を充実させ、次世代に引き継げる力強い農業経営の実現を目指します。

(3)農業担い手の育成と確保

農業後継者を含む新規就農者等の確保を図るため、技術の修得や経営等に関する相談・支援を行います。

また、営農に必要な作業用機械や施設の導入等初期投資に係る経費の助成等により新規就農者等の育成を図るとともに、農業体験事業および地域おこし協力隊の募集活動、第三者経営継承等の受入れ体制の整備等により新規参入者の確保に努めます。

(4)地場産品のPRと付加価値向上の推進

もち米を中心とした地場産品のイベントやSNS等による市の特産品等に関する情報発信を行うとともに、ふるさと納税返礼品へ農産物の活用を推進します。

また、6次産業化などによる商品化や付加価値向上に向けた取組への支援を行います。

(5)有害鳥獣対策の推進

有害鳥獣農業被害防止対策協議会を中心に有害鳥獣の駆除活動と併せて自己防衛による被害予防対策情報を発信します。

また、猟友会の後継従事者の確保・育成に取り組めます。

ヒグマ対策においては、国・道の支援を有効に活用して、状況に合わせた対策(適切な捕獲の実施、市街地に寄り付かせない防除対策、誘引物の除去など)を行います。

また、ヒグマ駆除隊(猟友会)の高齢化が進んでいるため、5年後、10年後を見据えた担い手対策を検討し、取組を進めていきます。

(6)豊かさと活力ある農村の構築

都市と農村、市民と農業を結ぶ交流を推進し、農業に対する理解を深めるため、農業体験の受入れなどに取り組む団体の活動支援や、名寄市食育推進計画に基づく農畜産物の地産地消や学校給食との連携など食育の取組を推進します。

また、多面的機能支払交付金等を通じて地域の共同活動を支援し、農地および農村の維持を図る取組を推進します。

(7)人と自然にやさしい農業の推進

気候変動に対応するための暑熱や寒冷といった気候由来の生産性低下・家畜の事故率の増加に対する取組や、農作物分野における適量施肥や農薬使用量低減など環境負荷低減につながる取組を推進します。

また、伝染性疾病発生を予防する取組や、発生時の蔓延防止の取組を推進します。

IV-2

森林保全と林業の振興



目指す姿

森林の持つ多面的機能の維持と、持続可能な林業経営の確立を目指します。

現状と課題

森林は、木材利用のほか、国土保全や水源涵養機能などを有しており、この機能が十分発揮されるよう、市有林および私有林の計画的な造林、保育、間伐など適正管理を推進してきました。

私有林の整備に関しては、令和元年度より森林環境譲与税が譲与されたことを受け、間伐、野そ駆除に加え、保育間伐、下刈り、枝打ち、根踏みなどについても支援を拡充し、さらには、担い手対策、木材利用、普及・啓発などにも取り組んでいます。

将来にわたり森林の多面的な機能が発揮されるよう健全な姿で森林を維持するため、森林組合等との連携のもと、森林作業員の確保・育成と計画的な森林整備を進めていくことが求められています。

基本的な方向性

「管理が十分でない私有林」の解消を図るため、対象となる森林所有者に対して意向調査を行うとともに森林経営計画への加入を促進し、より効率的な森林経営計画の実施を目指します。

また、計画的な森林整備を進めるとともに、担い手対策、木材利用、普及・啓発の取組を進めていきます。

主な施策・取組

(1) 森林の適正管理

森林の機能が発揮できる適正な森林施業の実施や森林の保全に努めます。

また、林業経営の効率化、森林空間の総合的利用に向け、関係機関との連携のもと、林道・作業路の維持管理、整備を推進します。

また、管理が十分でない私有林の解消を図るため、対象となる森林所有者に対して意向調査を行い、森林経営計画への加入を促進します。

(2)林業担い手の確保・育成

作業員へ就労日数に応じた奨励金を支給することにより、就労の長期化・安定化の促進と林業労働力の確保を図ります。

(3)地元産木材の利用促進

公共施設や民間建築における地元産木材の活用、製品化・販路づくりを支援し、地域資源である木材の有効活用と経済の好循環と脱炭素社会の実現を目指します。

IV-3 商工業の振興



目指す姿

市内事業者の持続的発展により、地域経済の活性化とにぎわいの創出を目指します。

現状と課題

経済の活性化施策として市内中小企業の経営基盤の強化、創業支援や事業承継、企業立地促進条例による企業誘致など事業所数の維持・拡大を図ってきました。

また、住宅の改修工事の一部を助成することで住宅関連産業を中心とした地域経済の活性化および従業員の人材育成につなげてきました。

しかしながら、人口減少や事業所の後継者不足・人材確保の難しさなど、地方経済を取り巻く経営環境は依然厳しい状況となっています。

基本的な方向性

~~地域経済を支えている中小企業に対して、今後も継続した支援を実施するとともに、中小企業振興審議会等において、事業効果の検証を行った中で、市内事業者や時代のニーズに沿った企業支援を目指していきます。~~

~~また、企業の立地・誘致については、地域経済の活性化や雇用確保に大きな役割を果たすことから今後も継続した取組を実施します。~~

地域経済の活性化と雇用の創出・確保を図るため、中小企業への継続的な支援を行うとともに、中小企業振興審議会等における事業効果の検証を踏まえ、市内事業者や社会経済情勢の変化に対応した企業支援を推進し、あわせて企業の立地・誘致を促進することで、持続可能な地域経済の発展を目指します。

さらに、名寄市電子地域通貨「Yoroca」を活用し、地域内での経済循環の促進による地域経済の活性化を図っていきます。

主な施策・取組

(1) 中小企業の経営基盤強化

市内中小企業の経営基盤強化を目指す取組への各種支援や、事業運営の基礎となる資金需要の円滑化を図るための融資のあっせん等、地域経済の活性化と持続的な発展を推進します。

(2) 中心市街地の活性化

中心市街地が、多世代の交流を促進し、商業、居住、公共施設が一体となった「市民のサードプレイス」となるよう、新規創業者の誘導を図るとともに、商店街や民間団体等と連携したにぎわいづくりを推進します。

(3) 創業・起業支援と円滑な事業承継の促進

市内での新規創業者へ支援を行うとともに、創業後も関係機関と連携し経営指導・相談等の伴走型支援を行うことにより、創業者の安定経営・定着化を目指します。

また、事業承継に係る費用への支援や専門機関の協力による取組を通じて、円滑な事業承継を推進します。

(4) 企業立地の推進

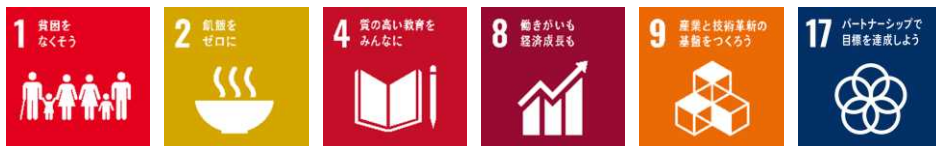
雇用確保や新産業の創出等による地域経済の活性化を図ることを目的として、北北海道の交通の要衝としての優位性、基幹産業の農業といった地域資源や有利性を活かして、新たな企業の誘致を目指します。

(5) 生産性の高い企業経営への推進

企業のDX化や業務の標準化、付加価値の向上など事業者の生産性・効率性の向上に資する取組を推進し、企業経営の発展を目指します。

IV-4

雇用の安定



目指す姿

多様な人材の確保と誰もが安心して働き続けられる雇用環境の充実を目指します。

現状と課題

官民一体となった名寄市雇用促進協議会を設立し、事業者・関係機関等との連携・協議を通じて人材確保に向けた取組を行うとともに、若年者の市内への就職を促進するため、奨学金返済を支援する新たな制度を創設しました。

また、外国人材を確保するための取組を推進し、令和5年度から社会福祉法人名寄市社会福祉事業団で受入れを開始しています。

しかし、少子高齢化や人口減少に伴う慢性的な労働者不足や市内事業者や地域で働く魅力に対する認知が十分に進んでいないことによる、地元定着の減少が課題となっており、若年者の安定的な職場定着・人材育成による人材確保や魅力ある企業情報の発信、移住施策との連携、さらなる外国人労働者の受入れ体制整備等の新たな取組を推進するとともに、事業者・労働者ともに安定し働き続けられる環境づくりが必要となっています。

基本的な方向性

事業者・労働者の両者とも安定した雇用環境を構築していくために、様々な分野において人材確保と人材育成の取組を進めていきます。

主な施策・取組

(1)雇用の安定と確保

こどもたちの地域産業や地元企業への理解を深め、地元への愛着の醸成を図る職業体験等の取組を推進します。

また、事業者への情報発信やセミナー等の開催を通じて、人材確保に向けた採用力や受入れ体制の向上を支援するとともに、求職者に対するワンストップでの情報発信を行い、多様な人材の確保を促進します。

さらに、奨学金返済支援を通じて若年層の地元定着や市内事業者の人材確保を促進するほか、外国人材の受入れ体制の充実に向けて、受入支援組織の設置を検討するなど、外国人材を確保しやすい環境づくりを推進します。

(2)多様な働き方の推進と職場環境の改善

誰もが自分に合ったスタイルで働ける環境を整えられるよう、柔軟な勤務形態や子育て・介護と仕事が両立できる職場づくりに関する周知・啓発を行います。

また、ハラスメント防止や安全衛生の確保に関する啓発・支援を行い、心身ともに健康で意欲を持って働ける職場環境の形成を後押しします。

(3)人材育成の推進

人材の安定的な定着や育成を図るため、上川北部地域人材開発センター等を活用し労働者の専門知識・技術・資格取得等のスキルアップに向けた取組を推進していきます。

IV-5

観光の振興



目指す姿

地域資源を活かした魅力ある観光の確立と、交流人口の拡大を目指します。

現状と課題

人口減少および少子高齢化の進行する中、交流人口の拡大は地域外からの消費を取り込み、地域経済の循環を促進する有効な手段です。

しかしながら、本市は観光地としての認知度が低いことや、通過型観光客が主であることから幅広い産業に波及効果が及んでいない状況にあります。

これまで、観光振興計画(第2次)に基づき、なよろ観光まちづくり協会が主体となり、名寄ならではのアウトドア観光を推進してきたほか、地域おこし協力隊の採用によりアウトドアガイドの育成や地域振興支援員を配置してきました。

これらの取組を通じて、体験型観光コンテンツの造成や観光情報発信、プロモーション等を行ってきましたが、さらなる観光資源の磨き上げと高付加価値化、観光人材の育成が求められています。

基本的な方向性

交通、宿泊、飲食、体験型観光コンテンツをパッケージ化する等、幅広い事業者が関わりを持ち「稼ぐ観光」を目指した取組を推進していきます。

主な施策・取組

(1) 体験型・滞在型観光「稼ぐ観光」の確立

多様化する観光ニーズや、近年増加している外国人観光客に対応しサービスを提供していくため、なよろ観光まちづくり協会など関係団体および関連事業者との連携により、一体的な観光商品開発・販売による地域経済に寄与する「稼ぐ観光」を目指します。

また、地域おこし協力隊制度等を活用し、アウトドア観光など地域資源を活用した「稼ぐ観光」のプレイヤーとなる事業者の育成を図り、戦略的な情報発信やターゲットを明確にしたプロモーションの強化を推進します。

(2)スポーツツーリズムの充実

スポーツ大会・合宿等の誘致と受入れ体制の充実を図るとともに、周辺の観光や食と連携した取組を展開することで、スポーツを通じた地域のにぎわいと、交流人口の拡大を図ります。

また、冬季スポーツの核となる名寄ピヤシリスキー場をはじめ、老朽化したスポーツ施設の修繕や更新を計画的に推進し、利用者の利便性と安全性の向上を図ります。

(3)観光資源の創出

インバウンドの間では、市民との交流や地域文化との触れ合いを重視する新たな観光ニーズが高まっています。

観光を特別な取組とせず、市民が自然、歴史、文化、産業、イベント、日常の暮らし等が素晴らしい地域資源であるということを再認識し、地域の活力・地域のにぎわいを新たな観光資源として創出していきます。

基本目標Ⅴ

【教育・文化・スポーツ】

学びとつながりで心身の健やかさと誇りを育むまちづくり

V-1

幼児教育の充実



目指す姿

こどもが健やかに成長し、安心して学び育つことができるよう、幼児教育の質の向上を目指します。

現状と課題

市内の幼稚園はすべて子ども・子育て支援新制度に移行し、新制度に基づく施設型給付費を通じて安定的な運営の保障に努めています。

5歳児から小学校1年生の2年間にあたる架け橋期において、幼児教育の質的向上および小学校教育との円滑な接続を図るため、幼保小連携会議を開催したほか、授業・行事、研究会・研修等の小学校とのこどもおよび教職員の交流活動を行ってきました。

幼稚園教諭不足や人材の定着が課題となっており、質の高い幼児教育を安定して提供する体制の確保が必要です。

基本的な方向性

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、幼稚園は生きる力の基礎を育むために重要な役割を果たしていることから、幼児教育施設の安定的な運営について引き続き取り組みます。

主な施策・取組

(1) 質の高い幼児教育の提供

心身ともに健やかな成長の基礎を築き、遊びを通じた学びや豊かな体験活動などにより質の高い教育環境を提供するため、幼稚園教諭確保対策に努めるとともに複数の教諭によるチーム保育・教育を推進します。

また、施設間交流を推進することで、幼稚園教諭等のスキル向上を図り、すべてのこどもが安心して個性を伸ばせる質の高い幼児教育の提供に努めます。

V-2

義務教育の充実



目指す姿

すべてのこどもたちの可能性を引き出し、キラキラと輝く生きる力を育む名寄の特色を活かした学校教育の実現を目指します。

現状と課題

教育内容の面では、主体的・対話的で深い学びの実現を目指した授業改善とより良い生活・運動習慣の定着を車の両輪として位置付け、名寄市教育改善プロジェクト委員会が中心となり、市内の小中学校が一体となった学力向上、体力向上および特別支援教育の充実を図る取組を推進してきました。

また、こどもたちを取り巻く環境が多様化するとともに、一人ひとりが抱える問題も複雑化していることから、児童生徒の不登校の増加が課題となっており、教育支援センターおよび校内教育支援センターの整備を通して、不登校児童生徒の学校復帰や社会的自立に向けた支援を行ってきました。

教育環境の面では、安全・安心で快適な教育環境を整備するため、智恵文小学校および智恵文中学校を義務教育学校として整備を行ったほか、名寄中学校の改築工事および旧名寄産業高校光凌キャンパスを名寄東中学校として活用するための改修工事を行い、市内の全小中学校の耐震化を図りました。

また、小中学校のエアコン設置は令和7年度、小中学校のトイレの洋式化は令和8年度に完了しました。

今後も義務教育の動向、こどもたちや学校現場の実態、保護者や地域のニーズ等を踏まえ、多様化する教育ニーズやデジタル化の進展といった社会情勢の変化に対応しながら、質の高い魅力ある学校づくりを推進する必要があります。

基本的な方向性

すべてのこどもたちの可能性を引き出し、輝かせるため、社会の変化や地域の特色を反映し、余白の創出を工夫した多様なこどもたちを包摂する、柔軟な教育課程により、教育の質の向上を図ります。

また、その実現に向け、学校と地域が相互に支え合う教育体制の構築を推進します。

多様なこどもたちが誰一人取り残されない、小中学校間の切れ目のない支援の充実に向けて、障がいのあるこどもの学びの場や教育課程の充実を図ります。

また、多様な個性や特性、背景を有するこどもたちが意欲を持って学ぶことができるよう、個々のニーズに応じた受皿の整備について検討するとともに、教育相談センターを拠点に関係機関等と連携を図りながら、教育相談体制の充実を図ります。

あわせて、急速に変化する社会や複雑化する今日的な教育課題に適切に対応し、質の高い学びを保

障する体制づくりを推進します。

学校教育の基盤である施設・設備については、持続可能かつ安全・安心な学習・生活環境の確保を最優先とし、計画的な修繕等を推進します。

また、より良い教育環境の実現を図るため、中長期的な視点から小中学校の望ましい規模配置等について検討します。

※小中学校：小中学校には、義務教育学校(前期課程および後期課程)を含みます。

※余白：教育の質の向上のための時間的余裕

主な施策・取組

(1)キラキラ生きる力を育てる教育の推進

名寄市教育改善プロジェクト委員会を中心に、各学校において多様な子どもたちを包摂する柔軟な教育課程を編成・実施し、教育の質の向上を図るとともに、デジタル学習基盤と特別支援教育を土台として、主体的・対話的で深い学びを実現するための授業改善を推進します。

(2)地域とともにある学校づくりの推進

学校と地域がパートナーとして連携・協働しながら、コミュニティ・スクールの枠組みを活かし、学校情報の積極的な公開や地域との双方向の対話を促進するとともに、地域の特色を活かした学校づくりを推進するなど、地域全体で子どもを育む体制の充実を図ります。

(3)社会の変化や多様な教育ニーズへの対応

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門職を配置するとともに、教育相談センターや校内教育支援センターの改善・充実を図ることにより、不登校やいじめ、発達の特性など、多様な子ども一人ひとりに寄り添う支援体制の充実を図ります。

ICTの活用や外国語教育の充実、部活動改革の推進など、様々な今日的な教育課題に対し、市内の小中学校と教育関係機関・団体が一体となって課題解決に取り組み、国際社会で通用する資質・能力を育む質の高い教育を推進します。

(4)安全・安心で豊かな教育環境の整備

子どもたちが健やかに学べる環境を維持するため、施設の経年劣化を適切に把握し、計画的な予防保全に努めることで、安全・安心で快適な学習・生活環境の確保を図ります。

学校の小規模化や施設の老朽化といった現状を踏まえ、次代を見据えた教育環境の整備や地域の実情に応じた魅力ある学校のあり方等について検討します。

V-3

高校支援の充実



目指す姿

魅力ある学校づくりと生徒の確保に対する支援の工夫を行い、名寄高校の安定的な存続と発展を支援します。

現状と課題

名寄高校と名寄産業高校の再編統合により、令和5年4月に新設の名寄高校が設置されたことから、パンフレットやポスターの作成、中学生向けの動画配信、学校説明会への協力など、中学生や地域の方々へ新設校の情報発信やPRを行ってきました。

また、名寄市内の高校に在籍する生徒の資格取得に係る受検料を一定の基準で助成するなど、様々な支援を行ってきました。

今後も、市内中学校の卒業者数の減少が見込まれる中、市内唯一の高校となった名寄高校が、生徒とその保護者から選ばれ、地域からも親しまれる魅力ある学校となるよう、支援策と支援体制の充実を図る必要があります。

基本的な方向性

名寄高校が市内の生徒等から選ばれる魅力ある学校となるよう、多様なニーズを把握するとともに、名寄高校や学校運営協議会等と連携・協議しながら効果的な支援を検討・推進します。

また、名寄高校の教育活動の魅力をはじめ、支援事業の内容等に係る情報発信を強化します。

主な施策・取組

(1) 高校の魅力向上と生徒確保に向けた支援

生徒とその保護者を対象としたアンケートを実施するなど、現状の課題や支援ニーズを把握し、名寄高校や関係機関との連携・協議を通じて、生徒とその保護者が引き付けられる効果的な支援を推進します。

また、名寄高校の魅力の情報発信や地域と連携した教育活動等を支援し、地域と一体となった魅力ある学校づくりを支援します。

※中学校：中学校には、義務教育学校（後期課程）を含みます。

V-4

大学支援の充実



目指す姿

地域に根ざした大学として、高度な知識と技術をもつ人材の育成と地域貢献の充実を支援します。

現状と課題

名寄市立大学は、地域における保健・医療・福祉、保育・教育分野を中心とした専門職人材の養成および地域課題の解決に資する教育研究活動を通じて地域社会の発展に寄与してきました。

名寄市を中心とした北北海道の地域においては、18歳人口の減少が全国平均を上回るなど、高等教育機関を取り巻く環境は一層厳しさを増しており、また、人材確保は地域社会において喫緊の課題となってきました。

大学施設は、バリアフリー化を含めた改修工事を適宜実施してきましたが、老朽化した建物も多く、今後も補修等の工事が必要です。

また、学内における各種システム、ネットワーク、ICT機器等の定期的な更新やセキュリティの充実など、さらに今後はAIを活用した教育研究環境整備も必要となってきました。

基本的な方向性

名寄市立大学は、令和9年4月より公立大学法人へ移行しました。

本移行により、大学法人では中期目標を示した、「教育」「研究」「地域貢献」「法人運営」の4点において取り組むこととなります。

本市は、この中期目標の達成に向けた取組を支援していくとともに、強固な連携体制を構築し、「経営の自律性」と「意思決定の迅速化」を確立し、地域課題への即応力を高めるとともに、大学のさらなる魅力向上を設置団体として求めています。

主な施策・取組

(1) 教育研究等の質の向上

中期目標に示した「教育研究の質の向上に関する目標」の遂行に向けて支援します。

2025年度に実施された、大学機関別認証評価・評価報告書における「改善を要する点」でのカリ

キュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーの明示、また、道北地域の「知の拠点」としての研究推進、教育研究の成果を地域課題の解決につなげるなど、特に人材育成、学生確保、地域貢献に関して大学法人と連携を図り、学生から選ばれる魅力ある大学を目指します。

(2)業務の効率化および財政運営ならびに自己点検・自己評価・情報公開のさらなる進展

中期目標に示した「業務運営の改善および効率化に関する目標」、「財務内容の改善に関する目標」および「自己点検および自己評価ならびに情報公開に関する目標」の遂行に向けて支援します。

特に関係法令および「公立大学ガバナンス・コード」に基づく適切なガバナンスを確保し、判断権限と実行責任の一致のもと、機動的な意思決定に基づく、透明性の高い法人運営を目指し、大学法人と連携していきます。

さらに、教育研究、地域貢献、法人運営に関する情報に加え、内部質保証体制などに基づく自己点検・評価結果、認証評価結果に基づく改善状況など、情報公開を積極的に進め、透明性の高い法人運営を目指し、大学法人と連携していきます。

(3)教育研究環境の整備

快適な教育研究環境を提供するため、引き続き既存校舎等の改修のほか、近年の急激な温暖化に対応した空調設備整備を支援します。

あわせて、オンラインでの講義・会議、AIの活用をはじめ、教職員・学生がICTリテラシーをより一層活用できる体制整備を支援します。

V-5

生涯学習の推進



目指す姿

誰もが生涯にわたって学び、支え合い、協働し、社会に貢献できる豊かな個性と人間性を育むことができる生涯学習の環境づくりを推進し、生涯学習社会の実現を目指します。

現状と課題

市民が生涯にわたって主体的に学び、心豊かな人生を送ることができるよう、市民講座の工夫・改善等により、学びの機会の創出・充実に努めてきました。

市内の幼稚園に家庭教育学級を設置し、家庭教育に関する学習や保護者間の交流等を行うほか、親子が触れ合う学習の機会や講演会を開催し、保護者が安心して子育てや家庭教育を行うことができるよう努めてきました。

未来を担う青少年が心身ともに健やかに成長し、社会の一員としての社会性を身につけることができるよう、様々な体験・交流事業を推進してきました。

社会が急速に変化する中、経済的側面にとどまらず、心身の健康や精神的な豊かさを包含するウェルビーイングの実現に向け、誰もが生涯を通じて意欲的に楽しく学び続ける社会が求められています。

名寄市児童センターは、老朽化が顕著な状況であるため、ほかの施設との複合化を含めた対応策を検討する必要があります。

基本的な方向性

市民一人ひとりが学びを通じて個性を伸ばし、その知識や経験を活かして、生きがいを持って自分らしく活躍できる環境づくりを推進します。

こどもたちの健やかな育ちの基盤であり、すべての教育の出発点である家庭教育を支えるため、家庭教育に関する学習機会の提供と相談体制の充実を図ります。

青少年の健全な育成に向けて、豊かな創造性を備え、持続可能な社会の創り手として成長できるよう、青少年が主体的・積極的に参加する、より実効性のある体験・交流活動を推進します。

こどもたちが安心して過ごせる居場所を確保するため、こどもたちの居場所の機能維持と次代に即した持続可能な環境づくりを図ります。

障がいの有無などにかかわらず、すべての市民が個々のニーズに合わせて学び、つながり合える、誰一人取り残されない学習機会の充実を図ります。

主な施策・取組

(1)家庭教育の支援

保護者が安心して子育てができる環境を整えるため、子育て世代の主体的な学びと交流を促進する機会の提供や、子育ての悩みに関する相談窓口の周知等に努めます。

(2)青少年健全育成活動の充実

こどもたちが自然体験をはじめとする様々な活動を通じ、自主性や社会性を身につけることができるよう、野外体験学習や交流活動等の充実にに向けた取組を推進します。

放課後等におけるこどもたちの安全・安心な居場所や交流機会を確保するため、放課後児童クラブの適切な運営を図るとともに、既存施設等を有効活用した居場所づくりを推進します。

老朽化が進む名寄市児童センターについては、現状の課題等を踏まえ、今後の整備の方向性について検討します。

(3)ライフスタイルに応じた学びへの支援

何歳になっても新たな学びや学び直しができ、スキルアップ等に役立てられるよう、多様な資源を活かした学びの機会の創出やリカレント教育に関する情報提供を推進します。

また、高齢者が生きがいを持って生活できるよう、豊かな知識、経験等を活かせる機会の充実に図ります。

(4)多様な学びやつながりの機会の提供

デジタルとリアルの双方を活用し、多様な学びの場やつながりの機会を提供するとともに、個々のニーズに応じた学習相談や情報提供を推進し、誰もが主体的に学習し充実した人生を送れるよう、包摂的な学習環境の充実に図ります。

V-6

社会教育の充実



目指す姿

社会教育の拠点である社会教育施設の機能強化や学校と地域の連携・協働による教育活動等を推進し、地域づくりを支えることができる社会教育の実現を目指します。

現状と課題

公民館、図書館、博物館、天文台等の社会教育施設を拠点とし、市民が主体的に学ぶことができる環境の充実や社会教育施設の計画的な整備に向けた取組を推進してきました。

市立名寄図書館は、老朽化が顕著な状況であるため、ほかの施設との複合化を含めた対応策を検討する必要があります。

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な推進により、将来を担うこどもたちの成長を地域ぐるみで支えていく取組の充実を図る必要があります。

地域の問題が多様で複雑になっている中、地域をより良くし、持続可能にしていくためには、公民館等において、つながりづくりや地域づくりを意識した学びの機会をこれまで以上に提供していく必要があります。

基本的な方向性

時代や地域ニーズの変化に対応した社会教育活動の推進に向け、社会教育施設の機能強化と計画的な維持更新を図ります。

地域コミュニティを支える社会基盤づくりの一翼を担い、市民が主体となって学び合える環境を整えるため、社会教育人材の養成等を通じて、社会教育のさらなる充実を図ります。

学校と地域が連携・協働する地域学校協働活動を通して、地域の教育力向上を図り、持続可能な地域づくりを支えます。

市民一人ひとりが地域課題を自分ごととして捉え、協働しながら解決していく力の育成を図るため、地域や社会の課題を解決するための実践的な学びの機会の提供を推進します。

主な施策・取組

(1)社会教育施設の充実

社会教育の拠点である各施設の機能強化により、社会教育活動の充実を図るとともに、施設間が連携・協力した魅力ある施策を推進します。

また、老朽化が進む市立名寄図書館については、現状の課題等を踏まえ、今後の整備の方向性について検討します。

(2)社会教育人材の養成・活躍機会の拡充

多様な分野の施策と連携しながら、つながりづくりや地域づくりを担う人材の養成と社会教育人材のネットワークづくりに努めます。

(3)地域と学校の連携・協働の推進

学校を核とした地域づくりを進めるため、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進し、地域の教育力を活かした地域全体でのこどもたちの成長を支える体制の整備を図ります。

(4)地域課題に対応した学びの推進

行政や企業など、多様な主体と連携しながら、地域が抱える様々な課題等を市民自身が学びを通して考え、解決していく機会の提供に努めます。

V-7

文化芸術の振興と文化財等の保護・継承



目指す姿

誰もが文化芸術活動に触れ、親しむことができる環境づくりと、郷土の歴史や文化に愛着と誇りを持ち、次世代に継承することを通して文化芸術活動の振興を目指します。

現状と課題

市民との協働により、市民文化センターのEN-RAYホールを核とした舞台芸術の鑑賞機会の提供を行ってきたほか、地域の歴史や文化、自然等をテーマに特別展や企画展を開催するなど、市民が文化芸術に触れる機会づくりに努めてきました。

本市の有形・無形の指定文化財を次世代へ引き継ぐため、風連獅子舞保存会への補助金の交付など、地域文化継承への支援を行ってきました。

人口減少や高齢化の進展を背景に、文化芸術団体の高齢化と後継者不足が課題となっており、地域の歴史や文化を次世代につなぐための保護・継承と活用に向けた取組が求められています。

基本的な方向性

文化芸術活動に市民一人ひとりが親しみ、多様な主体が参画できる環境を整えるとともに、文化芸術を通じて次代を担うこどもたちの育成を図ります。

貴重な文化財等の保護・継承に努めるとともに、その魅力を広く発信することで、地域への愛着を醸成します。

市民が主体となる文化芸術活動と文化財等の保護・継承活動を支援するとともに、両活動の担い手となる人材の育成を図ります。

主な施策・取組

(1)文化芸術活動の推進

文化芸術の魅力を誰もが等しく享受できるよう、鑑賞・体験機会の拡充に努めるとともに、誰もが活動に参画しやすい環境の整備を図ります。

また、こどもたちが優れた文化芸術に触れ、豊かな感性を育めるよう、学校教育等と連携した鑑賞・体験機会を提供し、こどもたちの健やかな成長を支えます。

文化芸術団体とサークルの自主的な活動を支援するとともに、その活動を担う人材の裾野拡大を図ります。

(2)文化財等の保護・継承と活用

本市の歴史を伝える文化財等の保護・継承に向けた活動支援や担い手の育成・確保、および市民が文化財等の魅力に親しむ機会の提供に努めます。

V-8

日常のスポーツ文化と健康づくりの推進



目指す姿

こどもから高齢者まで、誰もがスポーツを通じウェルビーイングを実感できるよう、スポーツに親しめる環境を整え、生活文化としてのスポーツの定着と健康づくりの推進を目指します。

現状と課題

本市ではこれまで、関係機関・団体と連携しながら、スポーツ教室の開催や各種大会の開催支援、学校開放事業などを通じてスポーツの振興に努めてきました。

また、市内のスポーツ関係団体の統合により「一般財団法人Nスポーツコミッションなよろ」が発足し、スポーツ施策の推進体制の強化が図られています。

一方で、人口減少や少子高齢化、生活環境の変化により、運動習慣が十分に定着していない層も一定数存在しており、健康づくりや生活習慣病予防、社会参加の観点から、日常的に身体を動かせる機会の確保が求められています。

また、スポーツ施設についてはスポーツセンターの大規模改修を実施するなど計画的に修繕を進めてきた一方、プール、野球場、テニスコート等を含め老朽化が進む施設が多く、限られた財源の中で安全性を確保しつつ持続可能な管理・運営を進める必要があります。

さらに、名寄市ピヤシリシャンツェなど大規模改修が必要となる施設については、財政負担の大きさが課題となっています。

市民が日常の中で運動・スポーツに親しめる環境を整備するとともに、健康づくりや生きがいづくり、地域のつながりづくりに資する取組を充実させ、誰もが安心して参加できるスポーツ環境の形成を図る必要があります。

基本的な方向性

スポーツを競技やイベントにとどめず、市民の健康づくりや社会参加、地域のつながりづくりを支える「生活文化」として位置付け、誰もが継続して取り組める運動習慣の形成を推進します。

また、生涯スポーツの推進により心身ともに健康な市民の増加を目指し、運動・栄養・交流などの視点を取り入れながら、多様な主体と連携して取組を展開します。

さらに、スポーツ施設については安全・快適な利用環境を確保しつつ、利用ニーズや老朽化の状況を踏まえた計画的な修繕と運営改善を進め、持続可能な施設マネジメントを推進します。

主な施策・取組

(1) 日常的な運動習慣の定着とウェルビーイング向上の推進

市民が日常の中で無理なく身体を動かし、散歩や体操、筋力づくり等を継続できるよう、多様な運動機会の充実を図ります。

あわせて、公園等の公共空間を活用した取組を推進し、冬期も安全に外出できる歩行環境づくりを関係部署と連携して進め、運動習慣の定着とウェルビーイング向上につなげます。

また、日常生活の中で心身のコンディションを整えられるよう、短時間で取り組めるプログラムや身近な場所で参加できる取組を展開するとともに、企業等とも連携しながら運動機会の創出を支援し、生活習慣の改善やストレス軽減、健康保持を図ることで、生活文化としてのスポーツの推進とさらなるウェルビーイングの向上につなげます。

(2) こども・若者のスポーツ機会の確保と成長支援

こどもや若者がスポーツに親しみ、挑戦する力や協働する力、自己肯定感を育むことができるよう、スポーツ団体や学校等と連携し、継続的に参加できる環境づくりを進めます。

また、小学生から高校生まで一貫して育成できる環境づくりを推進し、発達段階に応じた指導や活動機会の充実を図ります。

さらに、部活動の地域展開に対応し、地域クラブ等と連携しながら、中学生が安心してスポーツ活動を継続できる環境を整備し、競技志向から仲間づくりや生涯スポーツ志向まで多様なニーズに応じた活動機会の充実を図ります。

(3) 誰もが参加できるインクルーシブスポーツの推進と「つながり」を生む地域コミュニティの形成

年齢や体力、障がいの有無にかかわらず、誰もがスポーツを通じて交流し、日常的に身体を動かすことができるインクルーシブスポーツを推進します。

ボッチャ等の地域活動の広がりを踏まえ、パラスポーツ指導員の養成や関係団体との連携による定期的な教室・体験機会の充実を図り、障がいのある方も継続して参加できる環境づくりを進めます。

あわせて、スポーツを通じて地域の交流やつながりが生まれるよう、スポーツ団体・サークル活動等を支援し、参加のハードルが低い取組の充実を図ります。

世代間交流や孤立予防にもつながる活動を促進し、地域コミュニティの活性化を図るとともに、子育て世代や働く世代が参加しやすい環境づくりとして、親子参加型の取組や仕事帰り・週末に参加できるプログラムなど、生活スタイルに応じた運動機会の創出を支援します。

(4) スポーツを活かした地域の魅力向上・交流促進

スポーツ大会や合宿等の受入れを通じて交流人口の拡大を図るとともに、地域資源と連動した滞在価値の創出に取り組みます。

市民が誇りを持てるスポーツ文化を発信し、地域の魅力向上と活力の創出につなげます。

また、関係団体と連携し、スポーツを通じた交流機会の創出と地域の魅力発信に取り組みます。

(5)スポーツ環境の最適化と持続可能なマネジメントおよび推進体制の整備・連携強化

スポーツ施設について、安全性・快適性を確保しながら計画的な修繕を推進するとともに、利用状況やニーズを踏まえた運営改善を行います。

限られた財源の中で、機能維持と効率的な管理運営を両立し、持続可能なスポーツ環境の整備を進めます。

あわせて、スポーツ団体、関係機関、民間事業者、行政等の役割分担を明確にし、連携体制を整備します。

名寄市立大学等の知見や人材、医療・福祉関係機関等との連携を進めることで、スポーツを軸とした健康づくり施策の充実と、持続可能な取組の推進を図ります。

さらに、企業の福利厚生や健康経営の取組とも連携し、職域における健康づくりの推進や、働く世代の運動機会の拡充につなげることで、地域全体でスポーツを支える基盤を強化します。

名寄市総合計画(第3次)

基本構想・基本計画(素案)の概要について

I 名寄市総合計画(第3次)の策定にあたって

1. 総合計画とは

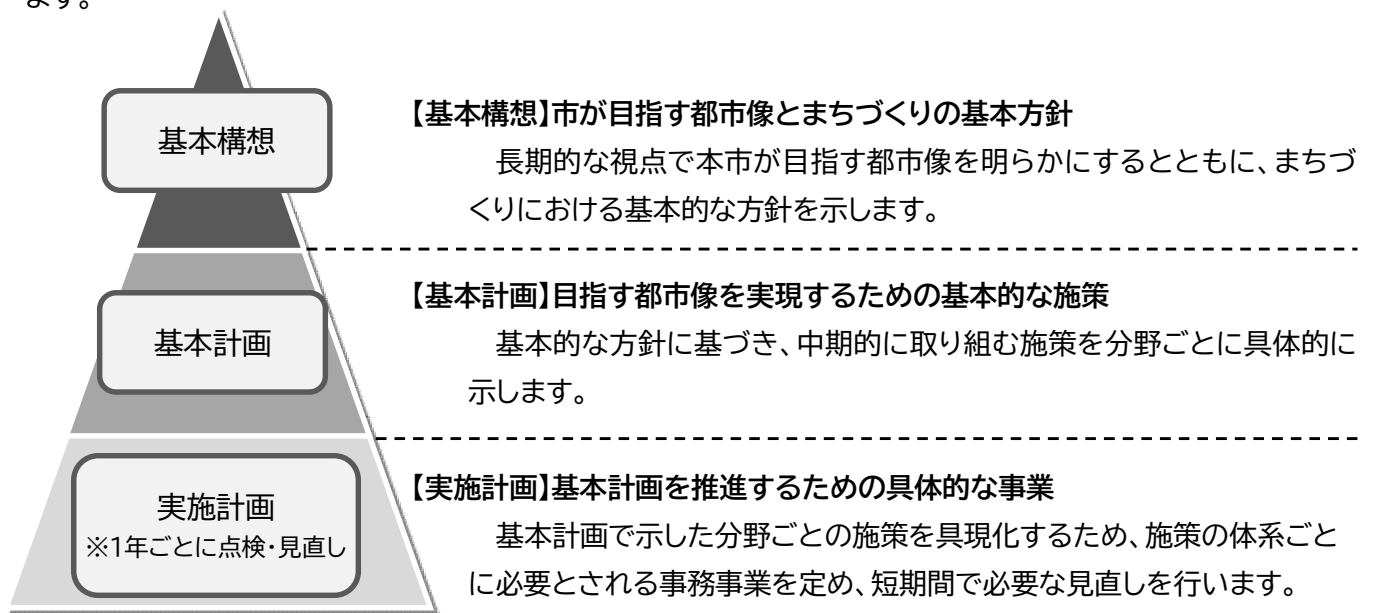
総合計画は、市民主体のまちづくりの実現を目的とした「名寄市自治基本条例」に基づく市の最上位計画として位置付け、本市が目指す将来像とその姿を実現するための方向を示すために定めるものです。

このたび、これまで推進してきた「名寄市総合計画(第2次)」が令和8年度末で終期を迎えることから、時代や社会の大きな潮流に沿った形で、計画内容を精査し充実させることで、関係機関や各種団体、市民等との協働・連携により、本市の明るい未来を築くことができるよう、「名寄市総合計画(第3次)」(以下、「本計画」という。)を策定しました。

また、本計画では将来にわたって活力ある社会を実現するための地方創生施策を一体的かつより効果的に進めるため、重点プロジェクトを地方版総合戦略(名寄市まち・ひと・しごと創生総合戦略)と位置付け、人口減少という市が直面する大きな課題に対する方向性や取組を示します。

2. 計画の構成と期間

総合計画に基づく市政運営を推進していくためには、安定性と実効性を併せ持つ総合計画とする必要があることから、本計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」により構成し、その期間と内容を次のとおり定めます。



■計画期間

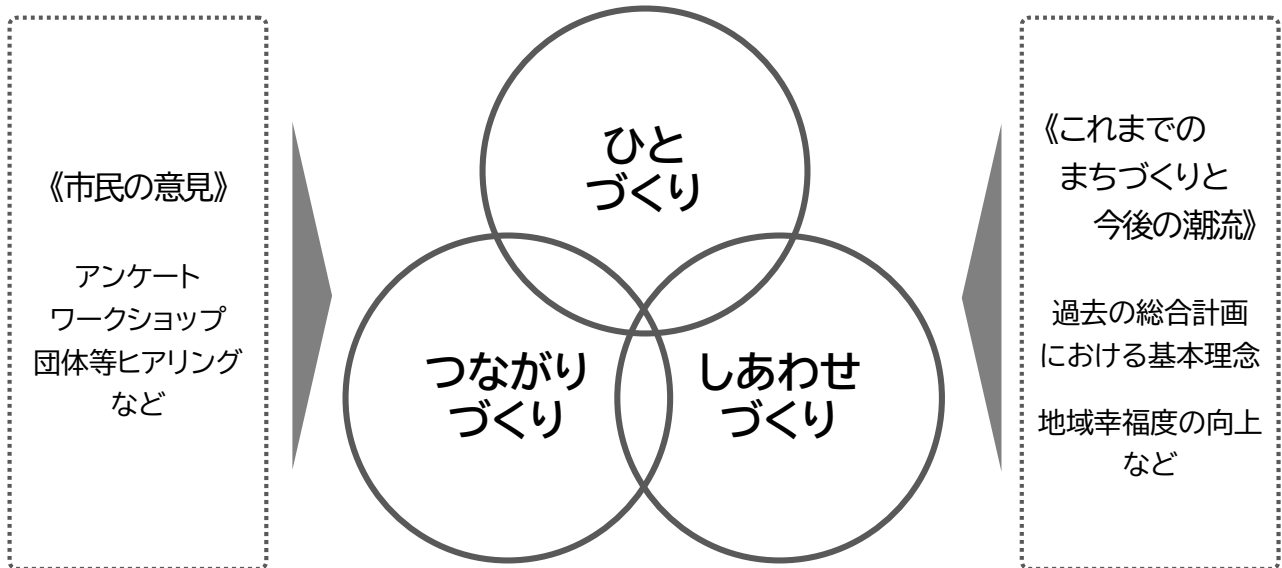
令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)	令和12年度 (2030)	令和13年度 (2031)	令和14年度 (2032)	令和15年度 (2033)	令和16年度 (2034)
基本構想(8年間)							
前期基本計画(4年間)				後期基本計画(4年間)			
前期実施計画(4年間)				後期実施計画(4年間)			

Ⅱ 基本構想

1. 基本理念

本市のまちづくりは、「ひとづくり」「つながりづくり」「しあわせづくり」を基本理念として推進します。

人口減少や社会構造の変化が進む中であっても、地域に暮らす人々が幸せを実感し、互いに支え合い、自然と共生しながら持続可能なまちを築いていくことを目指します。



2. 名寄市が目指す将来像

基本理念を踏まえ、本計画において名寄市が目指す将来像を下記のとおり設定します。

【将来像】

「ここでいい」から「ここがいい」へ
人のつながりと四季の恵みで幸せな未来を創るまち なよろ

《将来像に込めた思い》

この将来像には、本市で暮らすことを「消極的な選択」ではなく、愛着と誇りをもって選ばれるまちにしていきたいという思いを込めています。

子育て、進学や就職、仕事の転機、老後など、人生の節目において「名寄にいたい」「名寄を選びたい」「名寄に戻りたい」と思ってもらえるよう、日々の暮らしの中で“このまちに住み続けたい”、“住んでよかった”と実感できるまちを目指します。

3. 基本目標

《基本目標Ⅰ》 【市民参画・健全財政】 市民の力と健全な経営で歩む 持続可能なまちづくり	● 市民一人ひとりがまちづくりの主役として参画し、地域課題の解決に向けて共助・協働する社会を目指します。 ● 情報共有と対話を推進し、透明性の高い開かれた行政運営を推進します。 ● 事務事業の不断の見直しやDXの推進による行政運営の効率化を図り、持続可能な財政運営と行政経営の確立を目指します。
《基本目標Ⅱ》 【保健・医療・福祉】 誰もが健やかに 安心して暮らせる 支え合いのまちづくり	● 誰もが住み慣れた地域で健やかに自分らしく安心して暮らし続けることができるよう医療及び福祉サービスの充実を図ります。 ● 市立総合病院を中心とした地域医療体制の維持・確保や、健康寿命の延伸に向けた疾病の予防・健康づくりを推進します。 ● 地域とのつながりの中で支え合い安心して生活できる包括的な支援体制の強化を目指します。
《基本目標Ⅲ》 【生活環境・都市基盤】 快適な都市空間と 自然が調和する 安全なまちづくり	● ゼロカーボンシティとして再生可能エネルギーの導入や環境教育を推進します。 ● ごみの資源化と減量化を市民・事業者一体で推進し、脱炭素社会に向けた環境負荷の少ない持続可能なライフスタイルの確立を目指します。 ● 老朽化する公共施設やインフラ施設について計画的な維持管理を進め、将来にわたって機能的な都市環境を維持します。 ● 市民生活と経済活動に必要不可欠な公共交通機関の維持・確保を図るとともに、地域住民の利便性向上と利用促進に努めます。 ● 防災・減災対策の充実と市民の防災意識の向上を両輪で進め、雪国の特性に対応した強靱で快適な居住空間を形成します。
《基本目標Ⅳ》 【産業振興】 地域の資源を活かし 活力とにぎわいを生む まちづくり	● 基幹産業である農業において、スマート農業技術の実装による生産性向上と担い手確保を支援し、もち米やアスパラガス等の「名寄ブランド」の価値を高めます。 ● 本市の物流拠点性を活かした企業誘致や既存企業への支援を通じて、地域経済の活性化と良質な雇用機会の創出を図り、若者からも選ばれる環境を目指します。 ● スポーツ合宿の誘致や豊かな自然を活かした滞在型観光の推進など、名寄ならではの地域資源を活かしたまちのにぎわいづくりに取り組み、交流人口・関係人口の拡大を図ります。
《基本目標Ⅴ》 【教育・文化・スポーツ】 学びとつながりで 心身の健やかさと誇りを育む まちづくり	● 誰もが生涯を通じて主体的に学び、文化芸術やスポーツに親しめる環境を創出します。 ● 幼児教育から大学教育までの教育機関と地域が連携し、一人ひとりの個性と生きる力を育むとともに、地域の知と文化を次世代へ継承します。 ● 市民一人ひとりが心身の健康と地域への愛着・誇りを感じ、学びと文化芸術、スポーツの活動が将来にわたって継続・発展する持続可能な地域社会の実現を目指します。

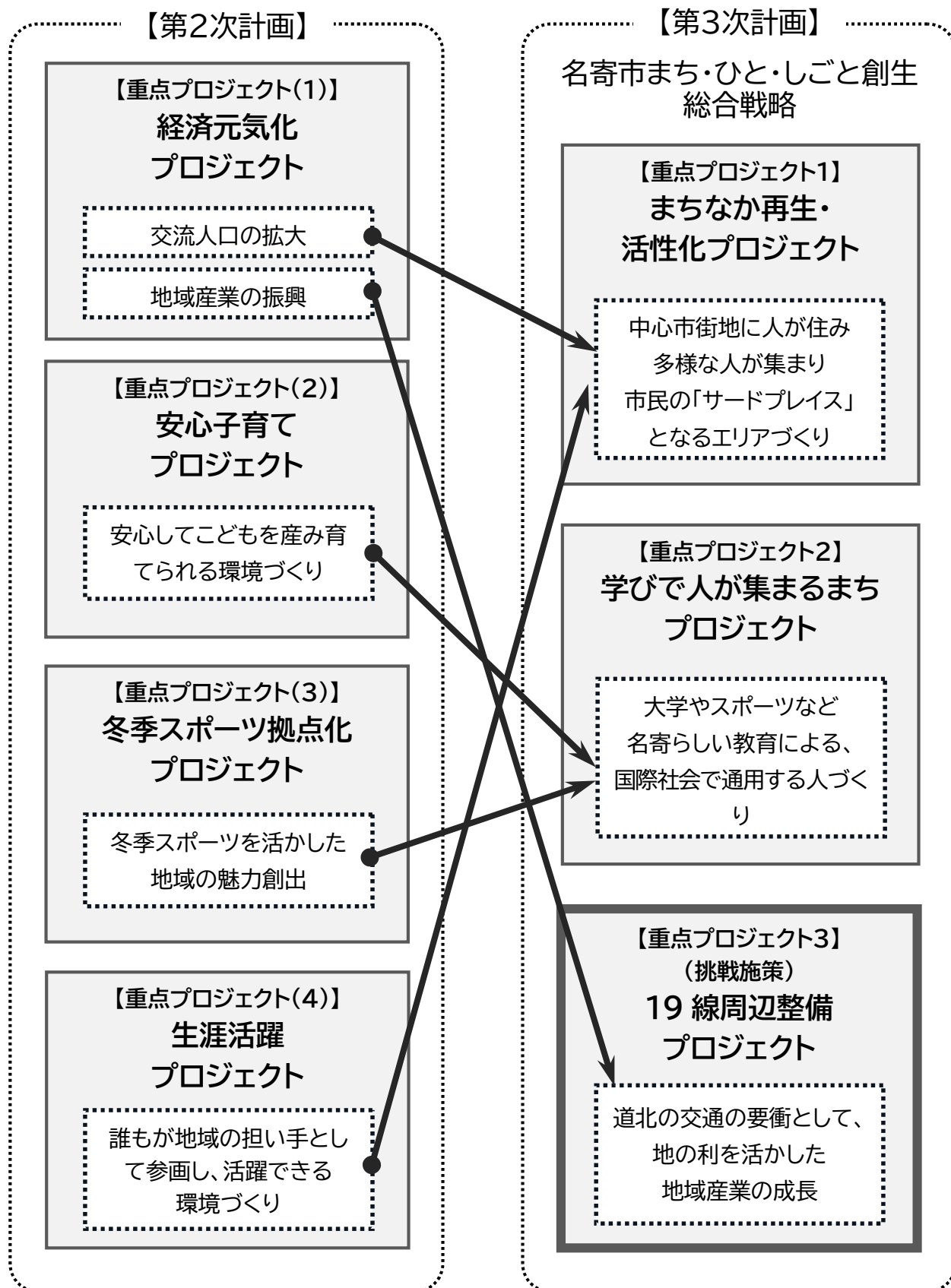
Ⅲ 基本計画

1. 施策の体系

基本目標	主要施策	重点プロジェクト		
		まちなか再生・活性化プロジェクト	学びで人が集まるまちプロジェクト	《挑戦施策》 19線周辺整備プロジェクト
《基本目標Ⅰ》 【市民参画・健全財政】 市民の力と健全な経営で歩む持続可能なまちづくり	I-1 市民主体のまちづくりの推進	○		
	I-2 人権尊重と男女共同参画の推進			
	I-3 デジタル・トランスフォーメーション(DX)の推進			
	I-4 交流活動の推進	○	○	
	I-5 広域行政の推進			○
	I-6 健全な財政運営			
	I-7 効率的な行政経営			
《基本目標Ⅱ》 【保健・医療・福祉】 誰もが健やかに安心して暮らせる支え合いのまちづくり	II-1 健康の保持増進		○	
	II-2 地域医療の充実			
	II-3 子育て支援の推進		○	
	II-4 地域福祉の推進			
	II-5 高齢者福祉の推進			
	II-6 障がい者福祉の推進			
《基本目標Ⅲ》 【生活環境・都市基盤】 快適な都市空間と自然が調和する安全なまちづくり	III-1 環境との共生			
	III-2 循環型社会の形成			
	III-3 消防・救急体制の確保			
	III-4 防災対策の充実			
	III-5 生活安全対策の推進			
	III-6 都市空間・住環境の整備	○		
	III-7 上水道の整備			
	III-8 下水道・個別排水の整備			
	III-9 道路の整備			○
	III-10 地域公共交通対策の推進	○		
《基本目標Ⅳ》 【産業振興】 地域の資源を活かし活力とにぎわいを生むまちづくり	IV-1 農業・農村の振興			○
	IV-2 森林保全と林業の振興			
	IV-3 商工業の振興	○		○
	IV-4 雇用の安定	○	○	○
	IV-5 観光の振興			
《基本目標Ⅴ》 【教育・文化・スポーツ】 学びとつながりで心身の健やかさと誇りを育むまちづくり	V-1 幼児教育の充実		◎	
	V-2 義務教育の充実		◎	
	V-3 高校支援の充実	○	◎	
	V-4 大学支援の充実		◎	
	V-5 生涯学習の推進		○	
	V-6 社会教育の充実		○	
	V-7 文化芸術の振興と文化財等の保護・継承			
	V-8 日常のスポーツ文化と健康づくりの推進		○	

◎=すべての「主な施策・取組」が該当 ○=一部の「主な施策・取組」が該当

2. 名寄市総合計画(第2次)の重点プロジェクトと本重点プロジェクトの関係



3. 重点プロジェクト

本計画では、本市が直面する課題と将来の可能性を見据え、名寄市総合計画(第2次)における重点プロジェクトの成果を踏まえつつ、限られた資源の中で施策の選択と集中を図るため、取り組むべき重要なテーマを「重点プロジェクト」として位置付けます。

なお、「挑戦施策」は、新たな発想や手法により価値創出を図る施策であり、実証的・先導的な取組を通じて、将来的な政策効果の拡大や新たな展開につなげる、チャレンジプロジェクトとして整理します。

【重点プロジェクト1】 まちなか再生・活性化プロジェクト

中心市街地の再生と活性化を通じて、地域住民や若年層、多世代の交流を促進し、商業、住居、公共施設が一体となった魅力的な空間を提供します。

市民の「サードプレイス」として、地域への愛着と若者の定住を促進し、持続可能で活力のあるまちづくりを目指します。

【主な取組】

- 市民がつながる「まちなか交流拠点」づくり
- コンパクトで住みやすい都市空間の形成
- 中小企業の支援と創業・事業承継の促進
- 多様な人材の確保と若者の定住促進

【重点プロジェクト2】 学びで人が集まるまちプロジェクト

生涯を通じて、自分の可能性を切り開いていく学びを支援します。

本市の特色を活かした教育やスポーツ活動を契機とし、これらの取組を活性化するとともに、世界と地域をつなぐ人材を育て、人が集まり、人が育つ、好循環を生み出すまちを目指します。

【主な取組】

- こどもの成長を切れ目なく支える学びの基盤づくり
- グローバルな視点に立ったキャリア形成
- 高校・大学の魅力向上と若者の地元定着
- スポーツと健康を活かした成長・交流・地域の魅力づくり
- 人生の充実とつながりを育む場の活性化

【重点プロジェクト3】(挑戦施策) 19線周辺整備プロジェクト

道北地域の交通の要衝としての利点を最大限に活用し、物流網の効率化、交通インフラの強化や企業立地促進を進め、地場産業の育成を図り、雇用創出と経済活性化を目指します。

【主な取組】

- 道北の拠点にふさわしい交通・物流基盤の強化
- 地場産業の育成と企業立地の促進
- 雇用の創出と多方面からの人材確保